



0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 6m
5 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5

始



21
390

招
見
村
史

沼貝村史

(意) 隨院入

沼貝病院

大美唄市北街端地

院長

都醫學得業士

藤本

胖

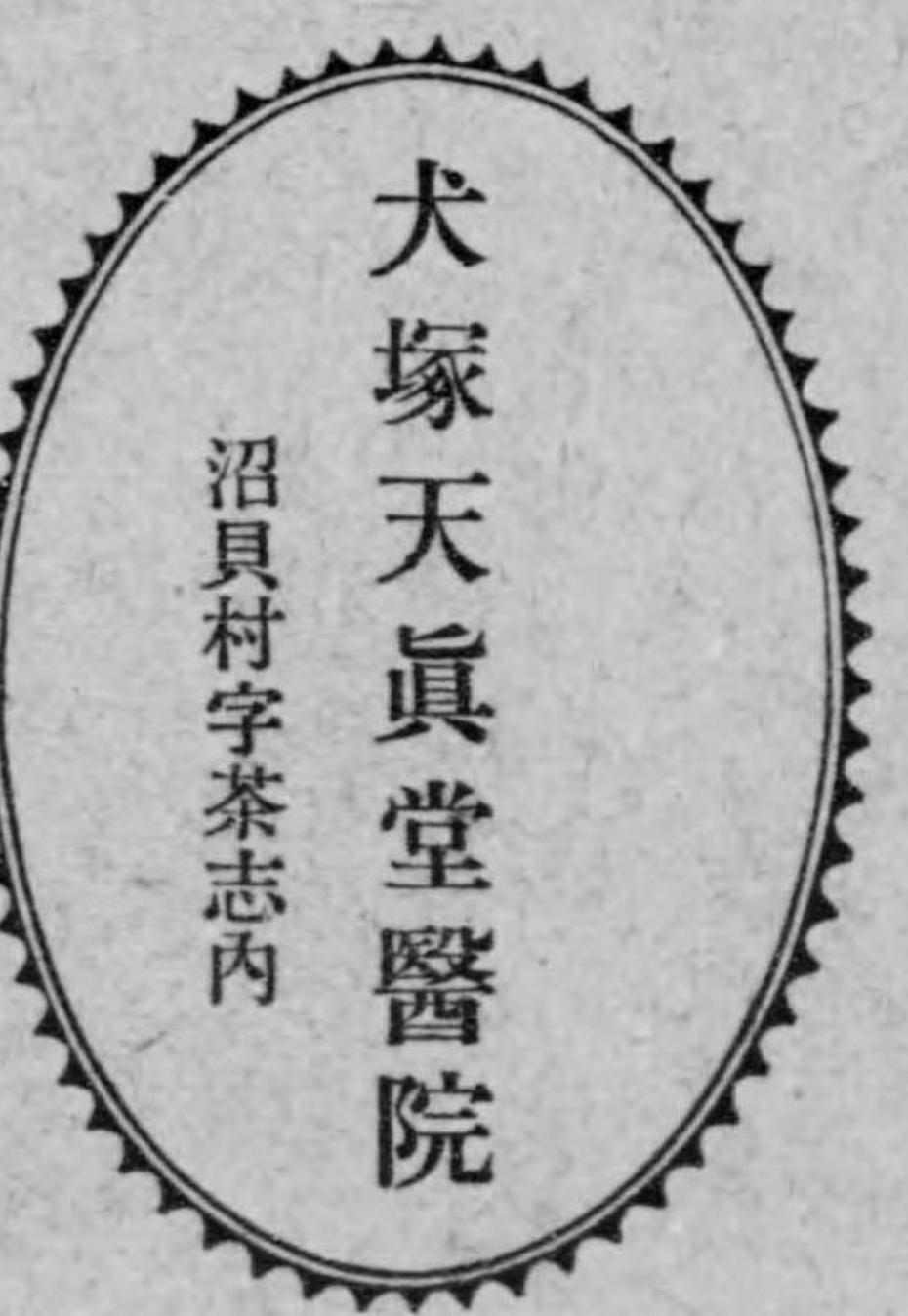
副院長

都醫學士

佐藤信太郎

我路出診所

炭山市街地三條通り
停車場前西入ル



内科、外科

沼貝村美唄市街地

小兒用、眼科

吉田醫

婦人科

炭山我路市街地二條通

耳鼻咽喉科

院長吉田

院長診察

午前後分本院

三省院

全乳 無菌牛乳の販賣

御申越次第迅速に配達可仕候

沼貝村字美唄

美培農場牛乳部

誠實勉強薄利多賣主義

國定教科書籍雜誌

文房具學用品
壁襯張紙類
和洋小間物類
傘化粧品香油類
糸帽子玩具類
萬草繪端書類
煙帽メリヤス類
履繪書類
其他雜貨各種

田岡美盛堂

石狩國美唄市街地

萬金物農具

馬具度量衡器

森田中晏商店

石狩國美唄市街地

空知郡美唄市街地

吳服太物商  伊勢屋商店

帝國生命保險株式會社

美唄代理店

主管 水谷有吉

米穀荒物
吳服太物
雜穀賣買
井 海老名商店

空知郡美唄市街地

本書目次

一沼貝村全圖

一序 文.....稻見貞藏
二序 文.....眞田嘉七
口 繪

一開村當時の戸長と現代の村長

一元屯田騎兵隊長内田廣徳氏
一元屯田砲兵隊長玉虫教七氏
一元屯田工兵隊長石川潔太氏
一美唄飯田炭礦主飯田延太郎氏
一赤十字協賛委員杉野仁三郎氏
一櫻井商會と其店主櫻井良三氏
一美唄屯田隊兵隊の開村記念碑
一茶志内屯田工兵隊開村記念碑

目 次

米 荒 肥 雜 貨 物 穀

商

門 門 田 商

電略(カト)又ハ(カ)

石狩國美唄市街地

店

一美唄市街と美唄炭山市街の景
一美唄炭山飯田美唄炭礦の全景
一奈井江高島農場事務所の全景

一緒論.....一
一位置及名稱.....四
一山嶽及河川.....五
一氣候及風雪.....七
一行政區域.....七
一過去の沼貝.....七
一官選戸長の統治.....二
一官選戸長の施政.....二
一村制施行後の経過.....二

本書目次

一沼貝村全圖

一序 文……稻

一序 文真田嘉七

口繪

一開村當時の戸長と現代の村長

一元屯田騎兵隊長内田廣徳氏

一元屯田砲兵隊長玉虫教七氏

元屯田正兵隊長石川潔太氏

一美唄飴田炭礦主飴田延太郎氏

一赤十字協賛委員林里仁二良田
一嬰半面書一六三三

一 橙井商店會社其店主 橙井良三氏

一 等田原田陽其陽の開本詩急稿

一
多
而
可
用
一
此
附
開
本
語
念
石

目
次

次

一緒論	一
一位置及名稱	四
一山嶽及河川	五
一氣候及風雪	七
一行政區域	七
一過去の沼貝	二
一官選戸長の統治	三
一官選戸長の施政	四
一村制施行後の経過	六

米 荒 肥 雜 料 物 穀

商

石狩國美唄市街地

店

五略(カト)又ハ(カ)

目 次

二

一兩村長と一助役	六
一村有志と其經歷	三
一既往六年間の大勢	四
一戸口増減の内容	五
一將來の村勢豫想	七
一村有財産の現状	八
一村民資力の狀態	九
一行政機關	五
一國防機關	三
一警備機關	四
一教育機關	七
一宗教機關	六
一救濟機關	七
一衛生機關	七

一産業機關	八
一金融機關	一〇三
一交通機關	一〇五
一社交機關	一〇六
一文藝機關	一〇九
一娛樂機關	一一二
一商工機關	一元
一結論	三四
一跋 文	山本權藏
附錄	
一沼貝地主人名録	一
一滌車哩及賃金表	三
一陸路里程表	三

序

町村の消長振否は、直に國運に影響し、其根抵堅固ならざる可らざるは論を俟たず。殊に本道の如き、拓地殖民に據りて、急激に形成せられたる町村に於ては、幾多**複雜交變遷**の経たるを以て、常に民心を緩和し、共同一致の美徳を涵養して、健實なる町村の基礎を作るは、各町村の一日も忘る可らざる緊要事なりとす。著者茲に見る所あり「沼貝村史」を編し、其起源沿革を究めて、之が目的に副はんとし。今後該村開發の資料たらしめんとするは、洵に機宜に適するの舉にして、蓋し其効鮮少ならざるへし。

序

文

一

今予に序を需むるに當り、聊か所感を叙して、之を卷頭に
冕す。

大正四年七月

空知支廳長從六位勳六等稻見貞藏

序

物本末あり、事終始あり、國家の富強を圖らんと欲せは、地方の改良進歩を講せざるへからず、如何にして之を講すべきか、其手段方法一ならすと雖も、先づ人民に自治の觀念を鼓吹し、獨立克己の精神を養成するにあり、即ち吾人村民か各自の住する町村の沿革及其實蹟を知悉し、將來如何にして完全なる自治の民たるを得べきかを解するは、古人の所謂先後する所を知るの道に庶幾しといふべく、友人大枝連城君茲に見る所あり、沼貝村史と題する一書を著はし、以て這般の目的に副ひ今後の發展に資すあらんとす、其舉や偉にして其勞や亦大なり、而して記する所は能く本村發達の沿革及其實蹟を明にし、寔に地方の羅針盤として村治を補

益する渺からざるを覺ゆ、若し夫れ君か本書を著はす爲め其資と
其勞とを吝ます、一意專心地方の爲め献心的努力を辭せざるの高
義心に至りては、吾人村民の感謝措く能はざる所茲に一言を叙し
以て序詞に代ふ

大正四年七月

沼貝村長 勳七等 眞田嘉七

本書の發行に就て

國家歴史あり一郡一町豈歴史なかるべけんや、地方開發の沿革は以て拓殖の進度を紹
介するの記念たるべく、生産の計數は以て將來の事業を經營するの参考たるべし、茲
に於てか各村競ふて村史編纂の舉あるのとき、淺學非才其器にあらずして敢て此舉を
再びす、地方今後の發展に貢献せんとするの微志に外ならんや。

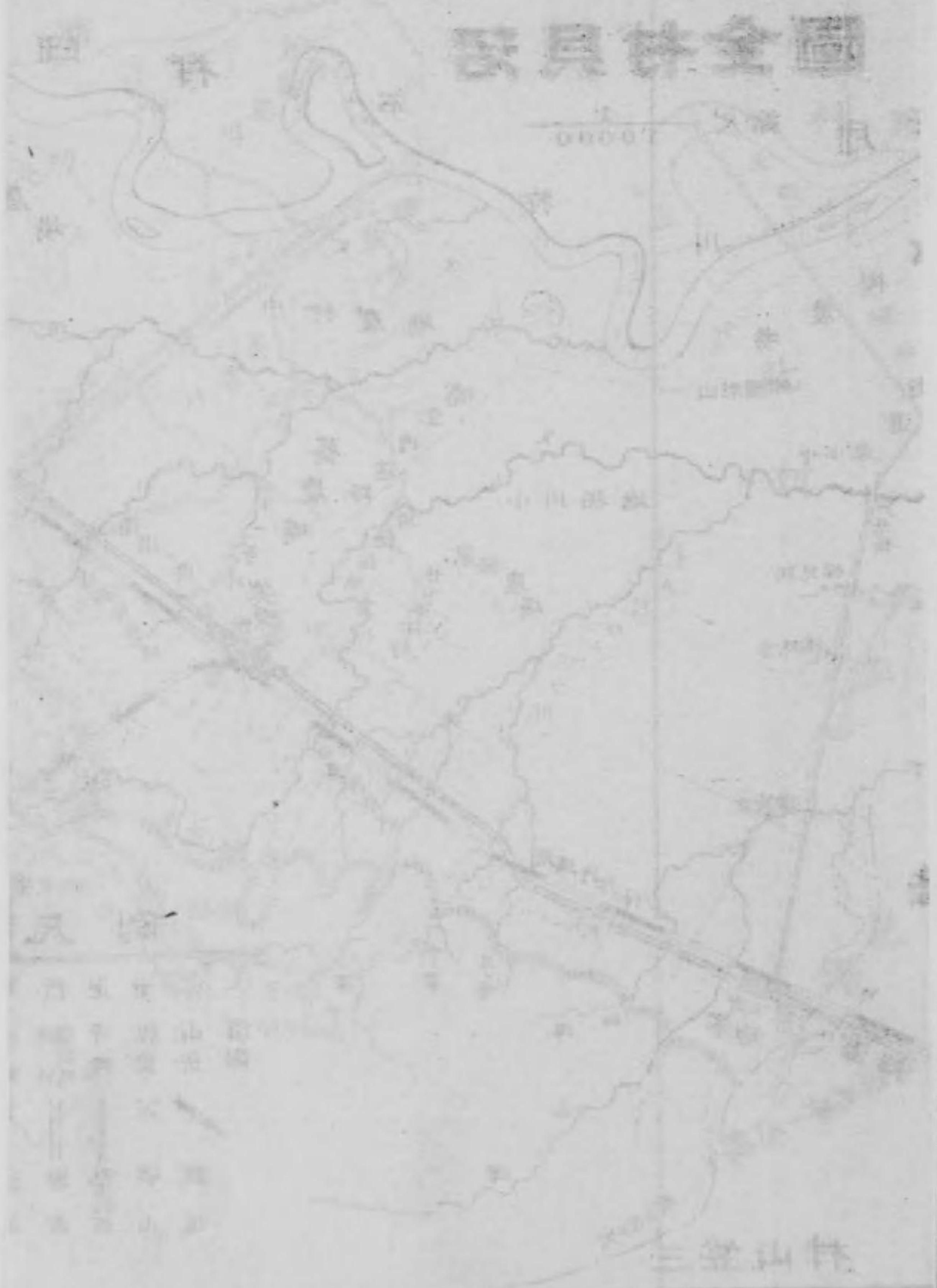
本書の編纂に關し其最も困難を感じたるは、材料の蒐集にして據るべき記録の存する
ものあるにあらず、先輩古老に就き聞き得たる談話の要點を綜合し、之を基礎として
執筆するの外なきを以て該記事が、時に或は多少の誤謬脱漏等なき哉を保し難しと雖
も、本村開發に至大の關係ある元北海道廳屬高畠利宣翁は、直接踏査經營したる道路
開墾前後の狀況を語られ、村長眞田嘉七氏は之に據り起草したる草案を大方に示し、
殆んど月餘の永き其是正を求むる等蓋し大差なきを信ず、而して本年は畏くも
今上登極の大典を御舉行あらせらるゝのときに當り、村勢の發展に貢献したる村總代

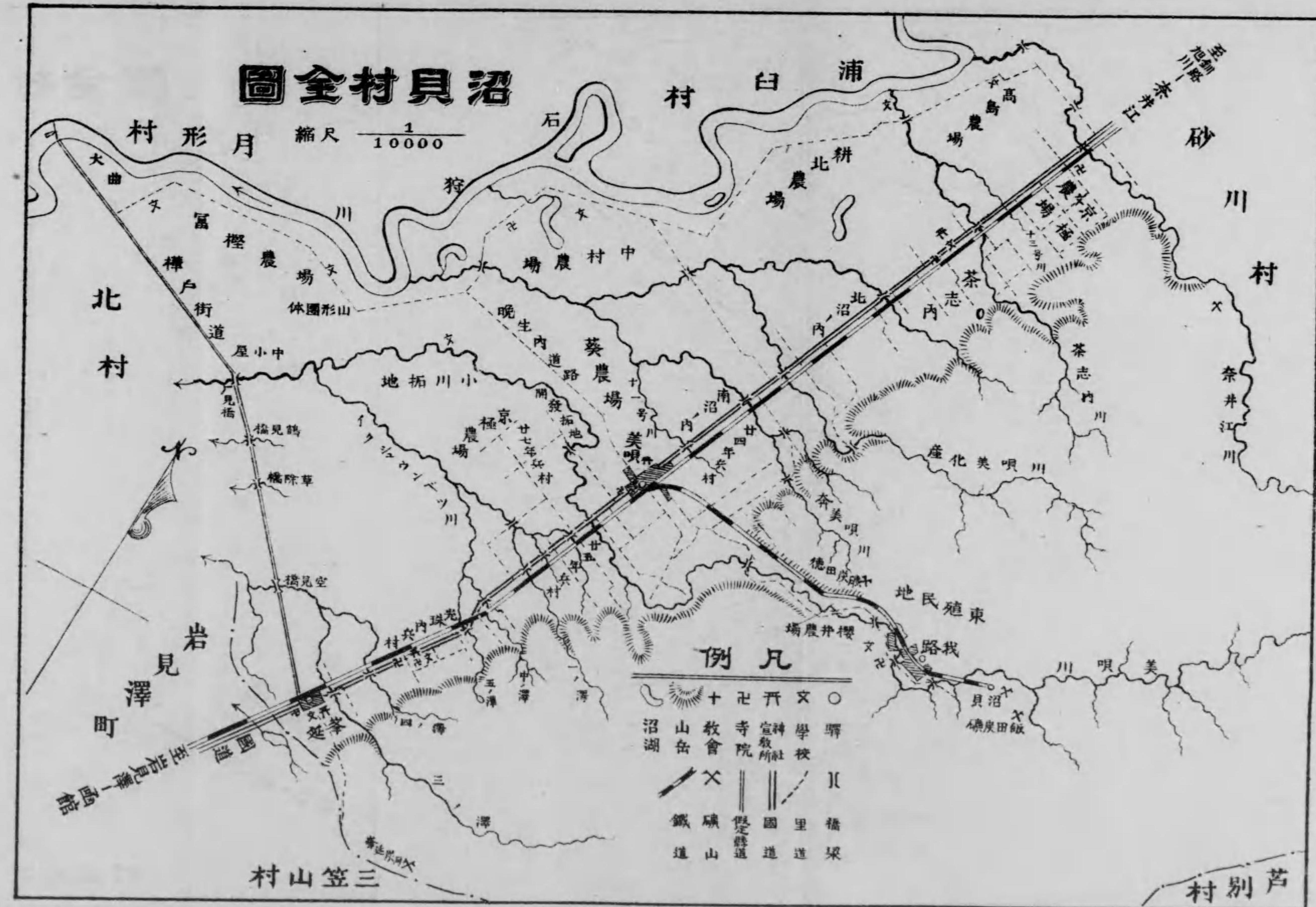
本書の發刊に就て

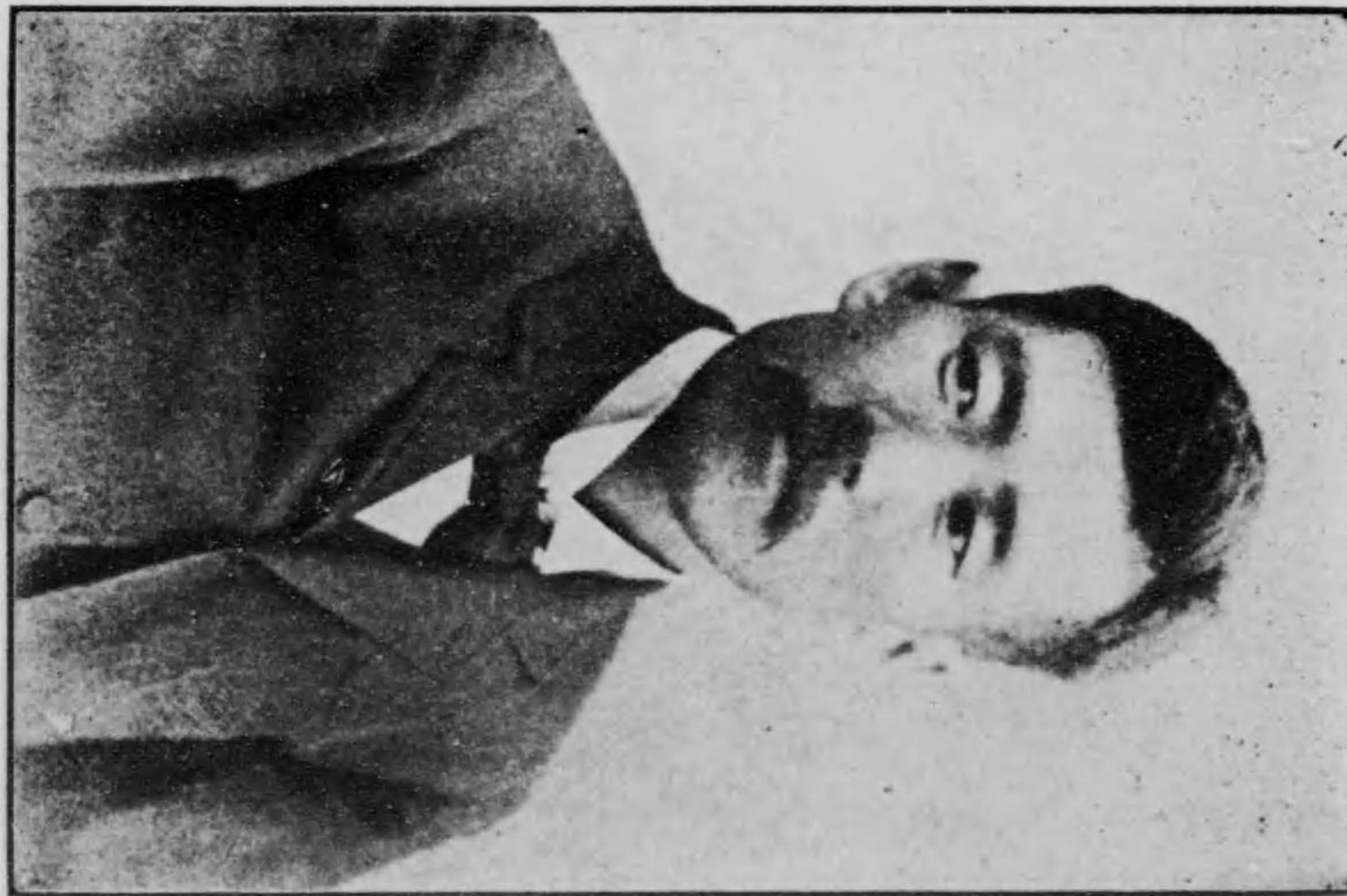
人及村會議員等の経歴を紹介し、開村満二十五年の記念とすべき心算を以て材料の提供を照会せしも、其多くは啻に材料の提供なきのみならず何等の回答なきを以て、已むを得ず村有志として重なる二三氏に就き之を調査掲載せり、讀者請ふ幸ひに編者の微衷を諒とせられんことを。

大正四年七月

編
者
識





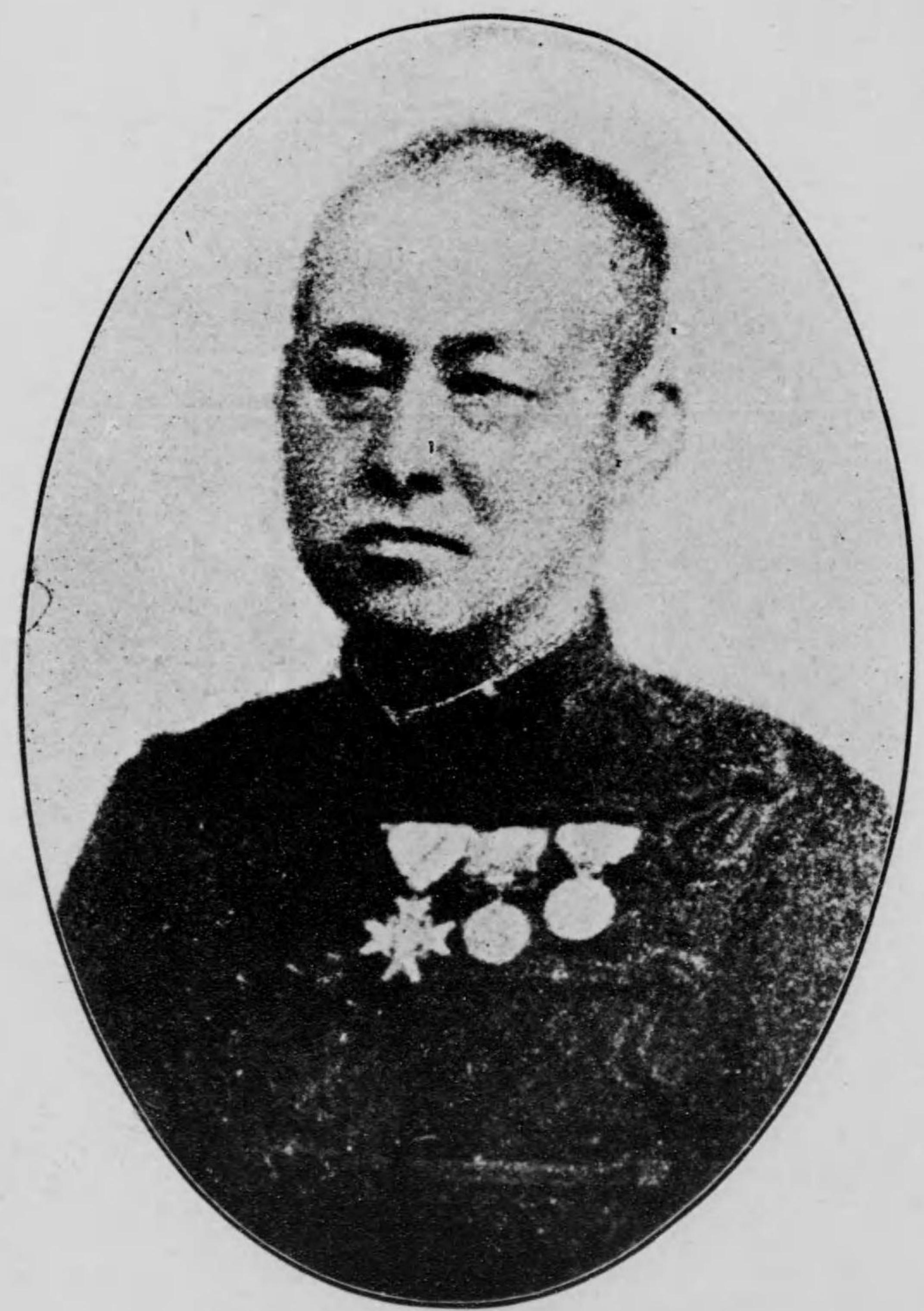


氏美武士福長戸の時當村開

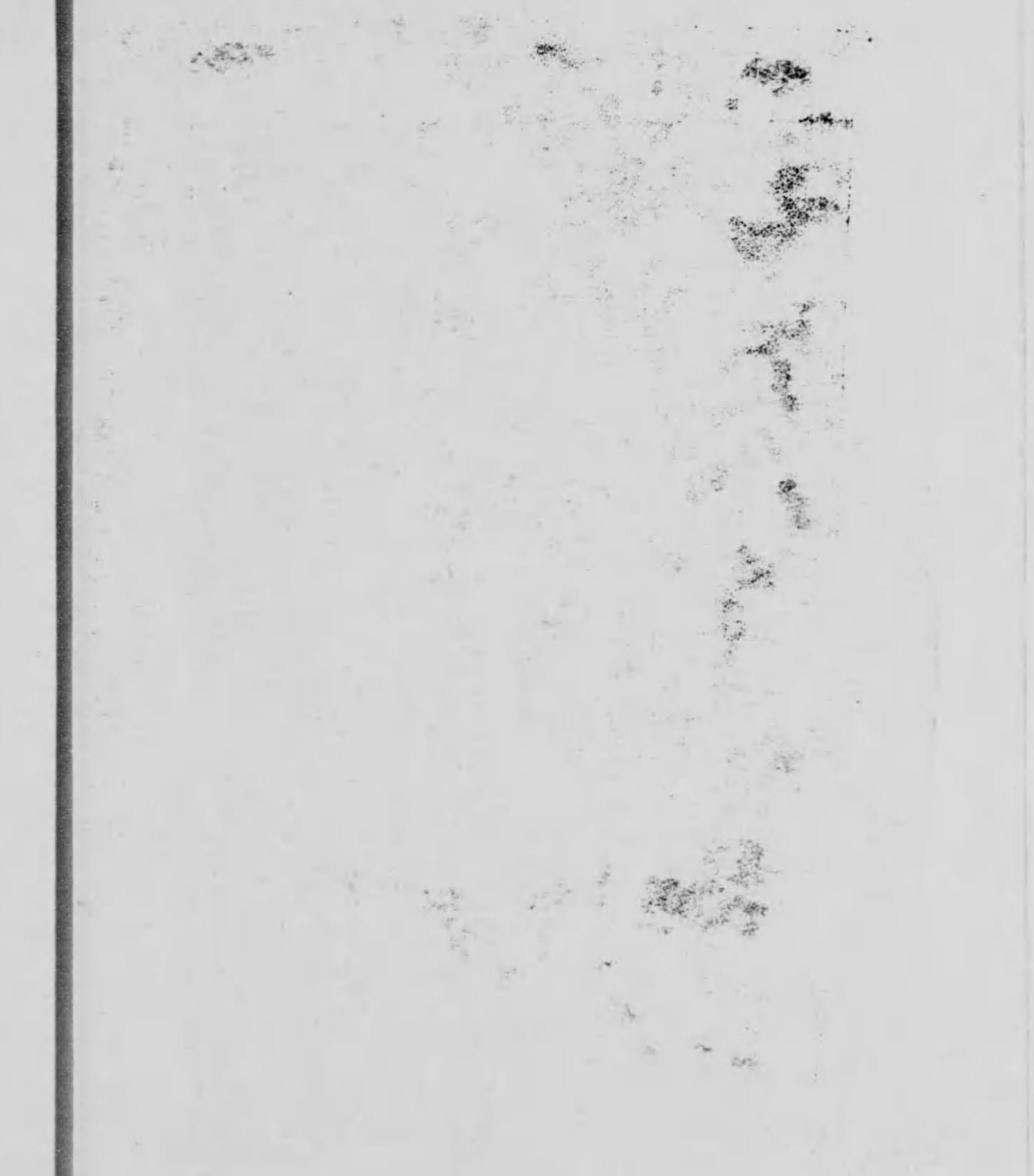


氏七嘉田眞長村の代現



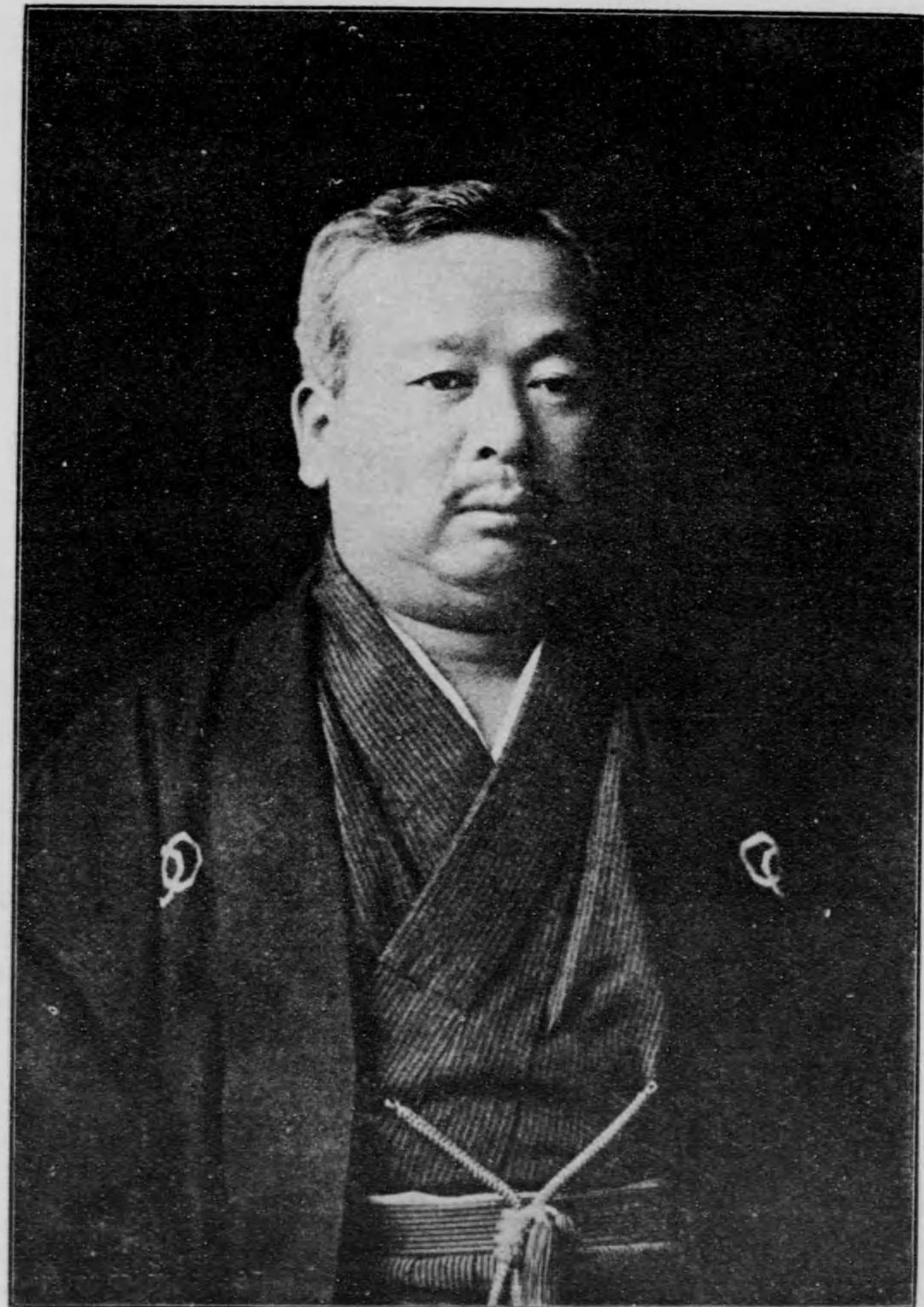


元屯砲兵隊長玉虫教氏

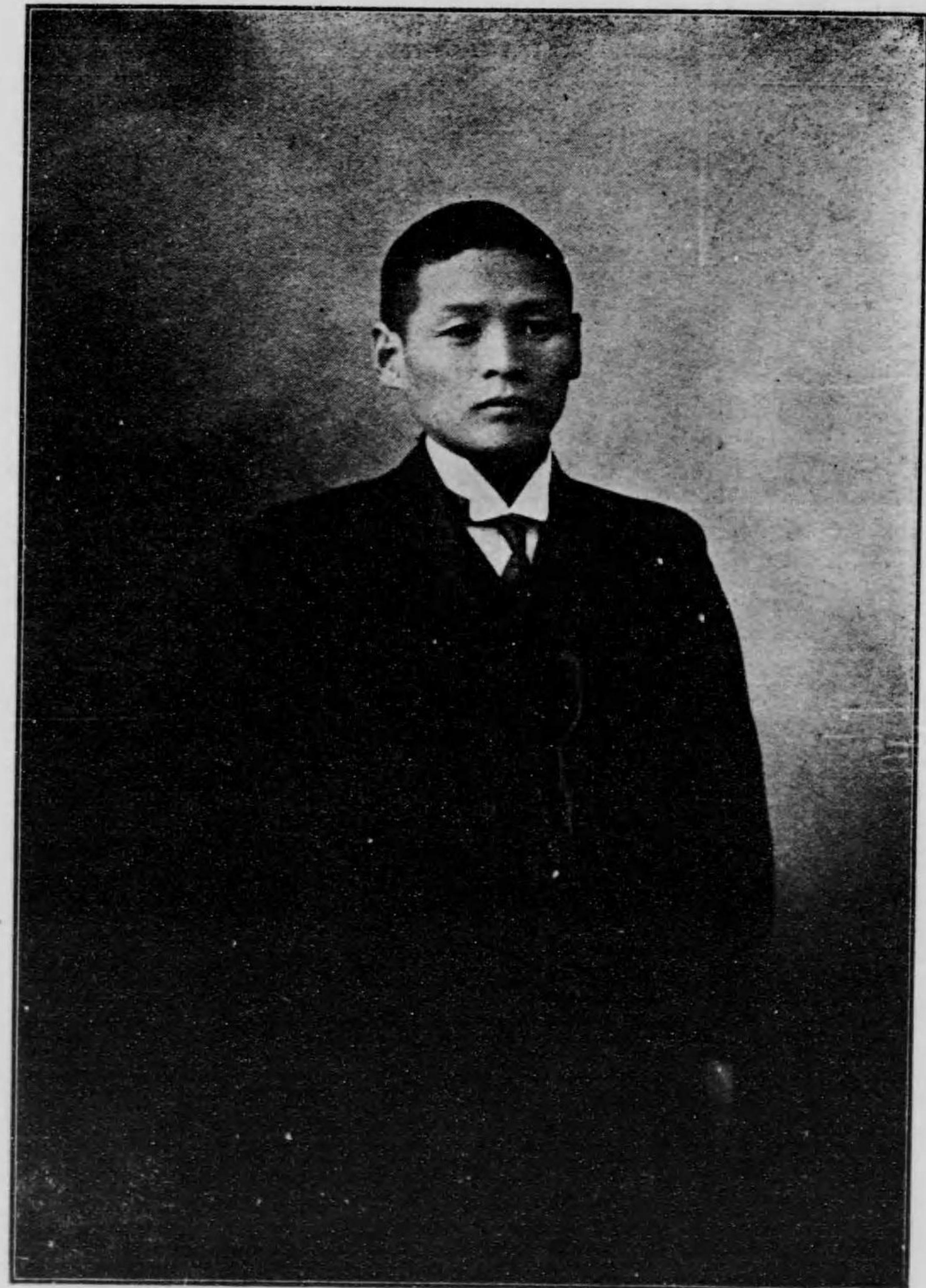




元屯兵工隊長川石潔太氏

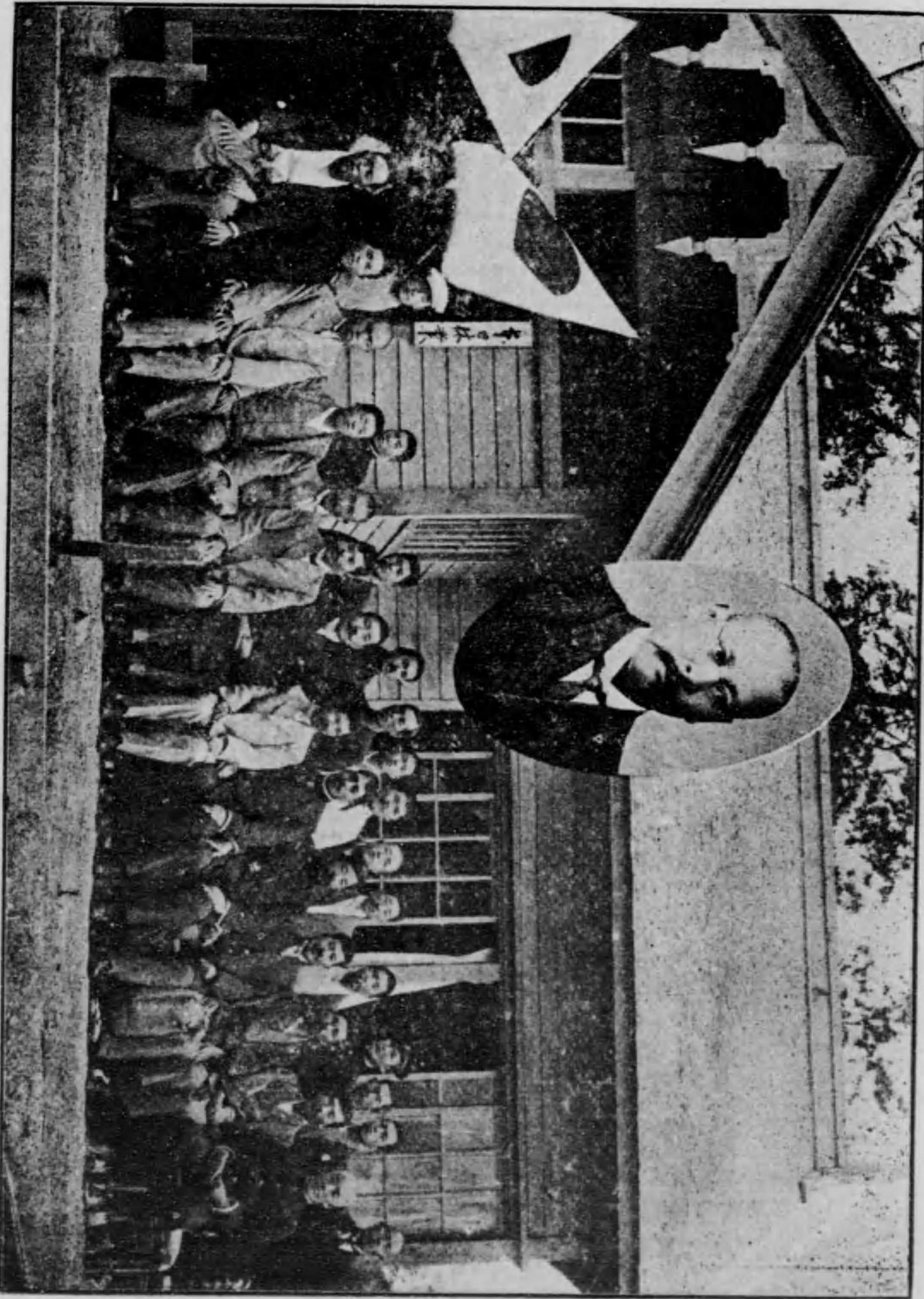


飯田延太郎 氏



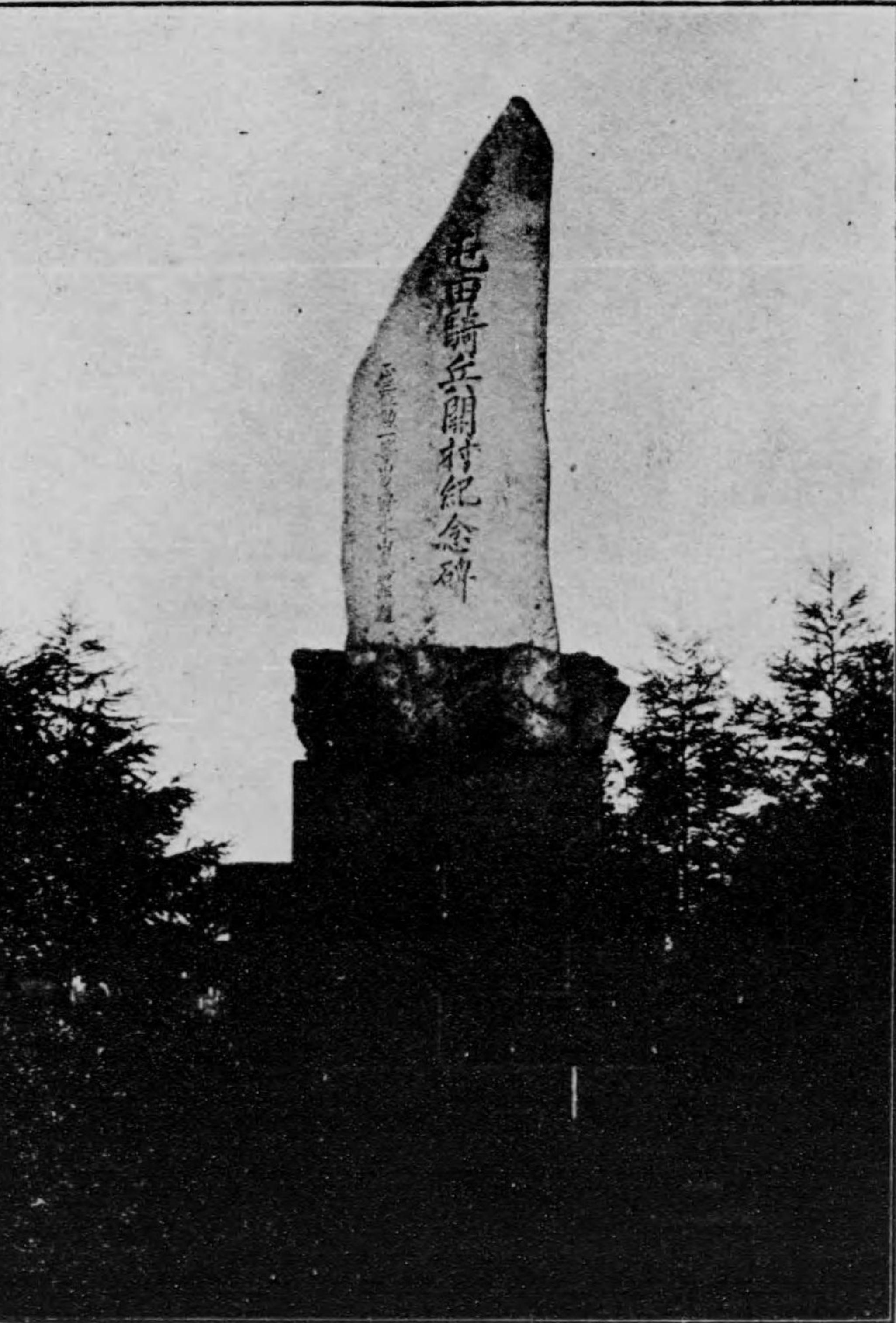
氏郎三仁野杉員委贊協字十赤本日

大正四年七月落成記念の撮影にして前面に並列するは其店員なり



氏三良井櫻主店其と會商井櫻

明治三十六年六月元屯田騎兵隊の建設に係り字美唄元屯田騎兵司令部用地内にあり

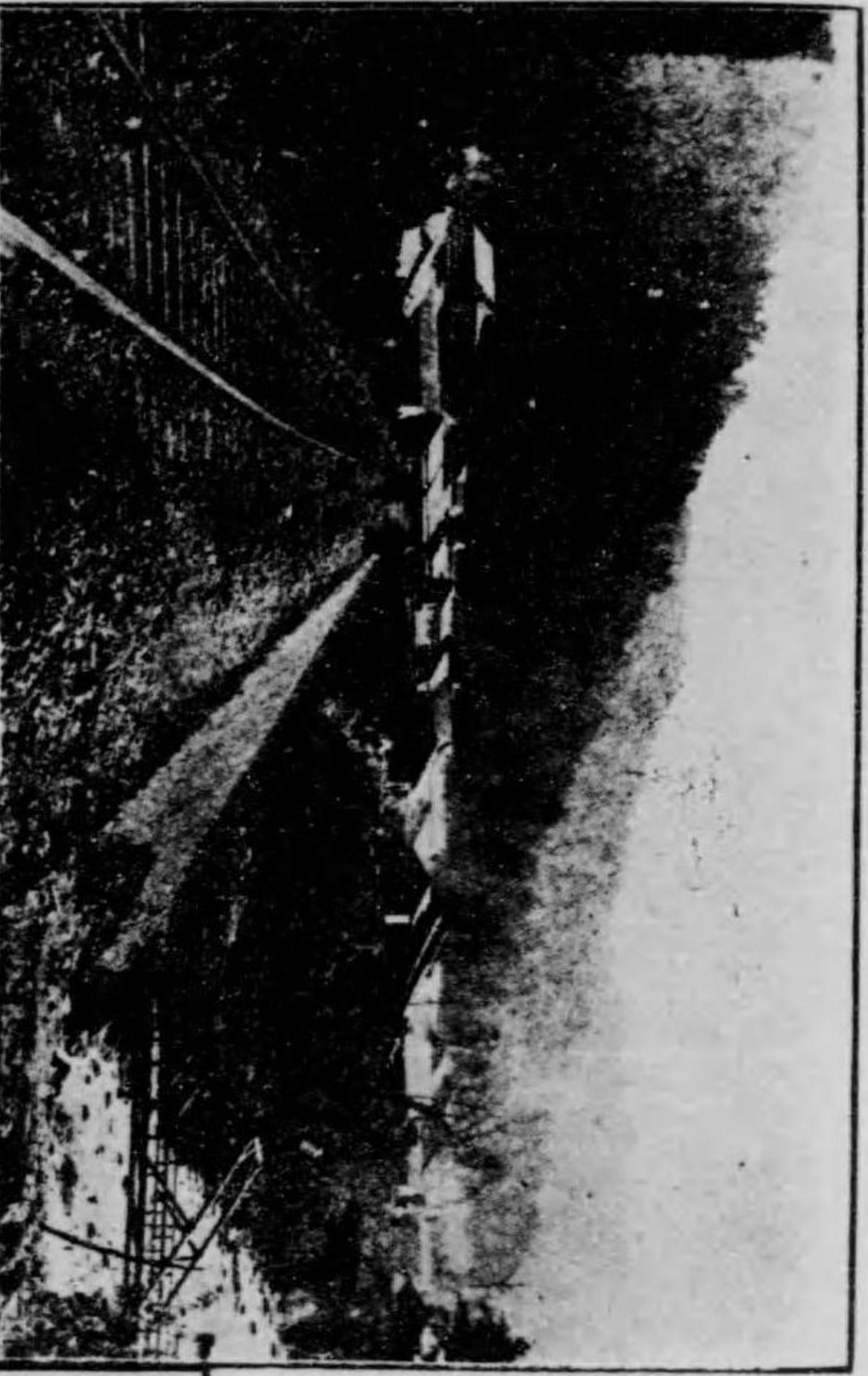


碑念記村開

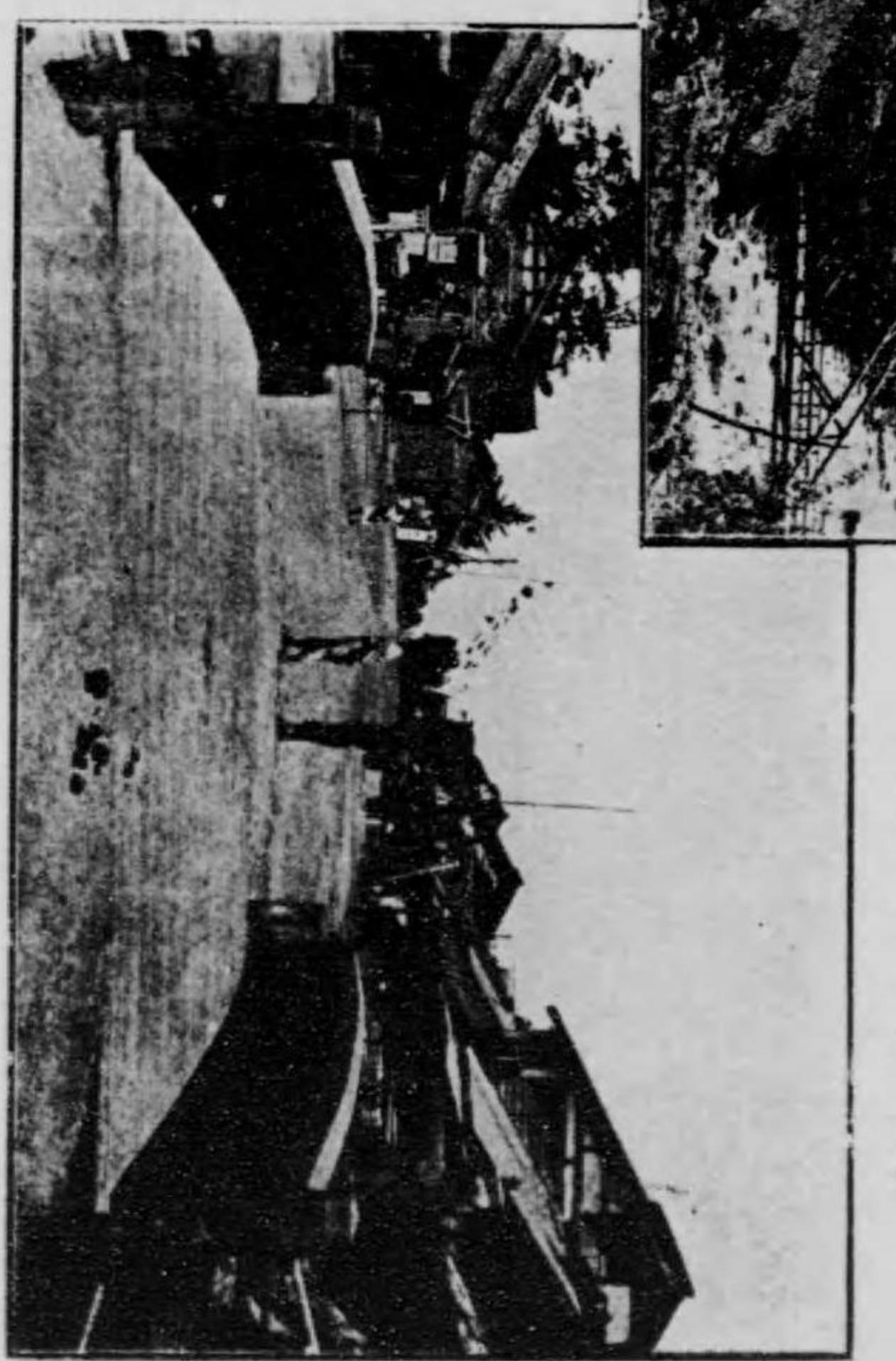
明治四十一年七月元屯田工兵隊の建設せる所にして字茶志内茶志内神社境内にあり



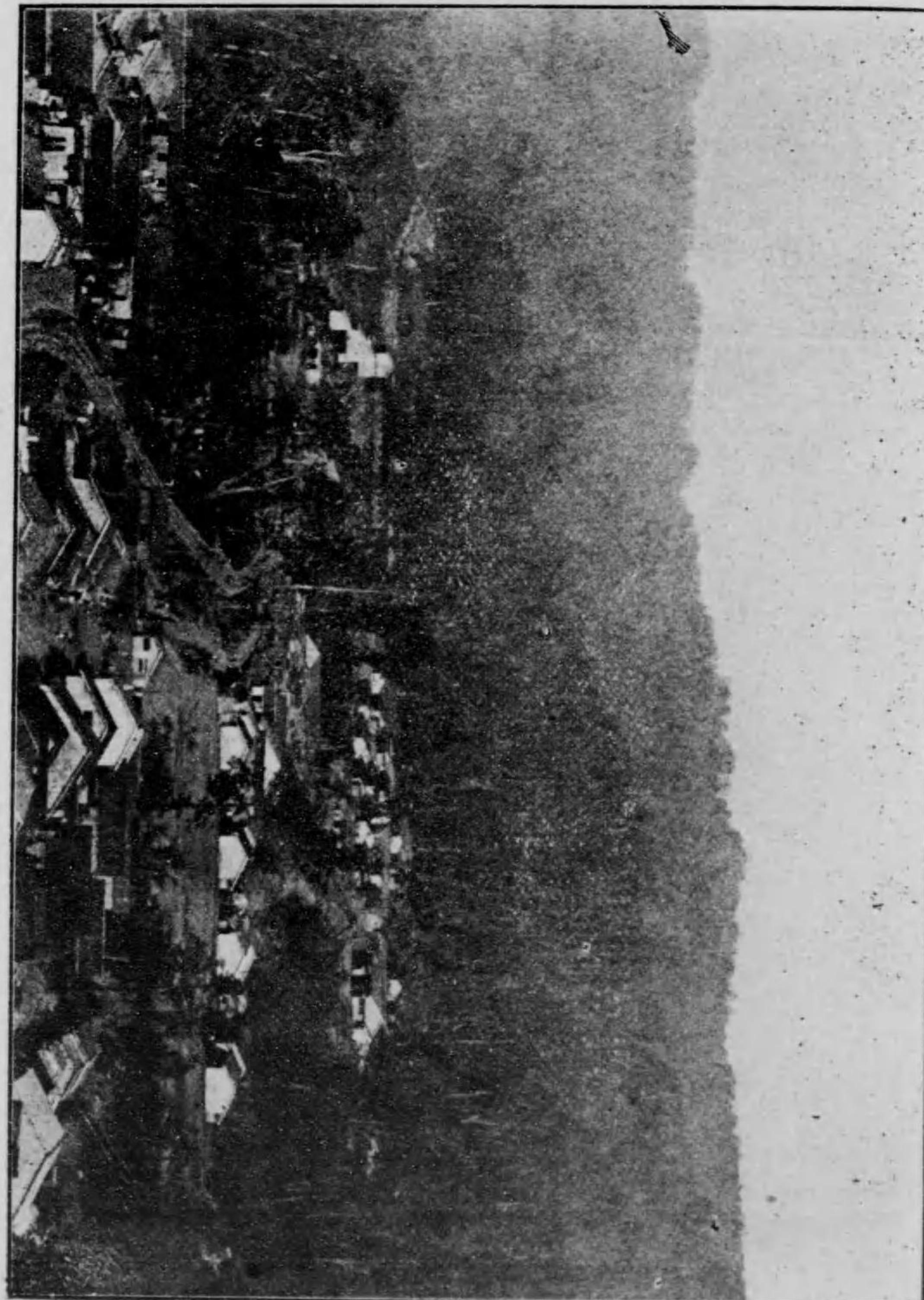
碑記念村開



街市山炭

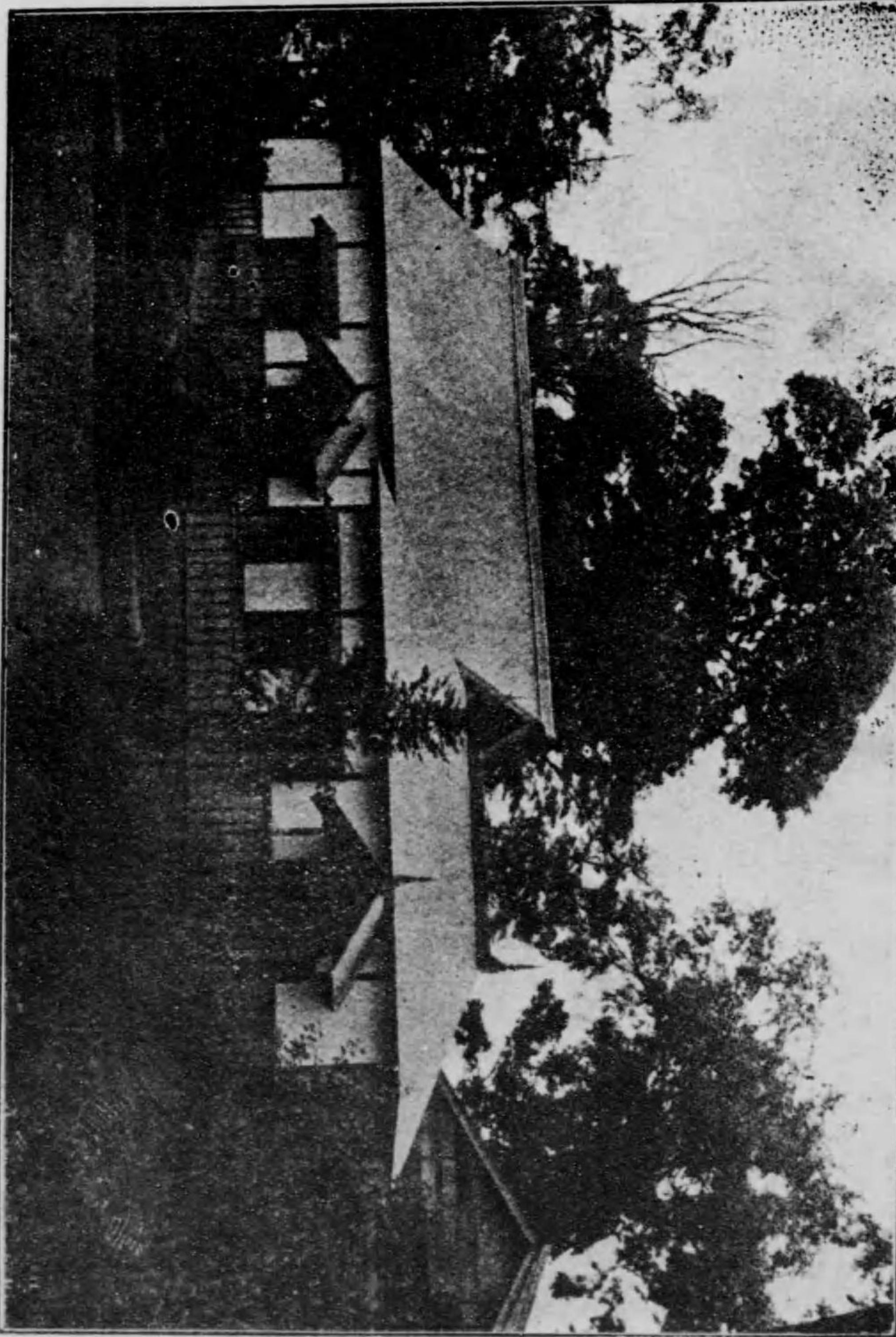


街市 呼美



(望遠の物述地用炭礦) 景全の礦炭喰美田飯

事務所は砂川村字奈井地内にあるも其農場は多く村内字茶志内にあり



高島農場の全貌

沼貝村史

大枝連城編

論

本道は往古蝦夷と稱しアイヌ人種の占據せし所なりしが、文治五年藤原泰衡戰ひ敗れ其殘黨陸奥より來り、開拓の端を開きしは和人移住の先驅にして、嘉吉三年秋田の人下國盛季津輕より來り、亨德三年松前氏の祖武田信廣南部より來る、康正二年蝦夷蜂起掠殺を擅にし其勢猖獗諸館陥る、長錄元年武田信廣討ちて之を平げ蝦夷を統一し其領主となる、天文十年四世武田季廣蝦夷と和し其勢威蝦夷全地を風靡せしが、慶長四年五世慶廣に至りて松前氏と改め、蝦夷を區分し藩主の直領及藩臣の給養所とし、之を請負人なるものに委託し運上金を徵せしむ、請負人はアイヌと交易し後にはアイヌを使役し、漁業を營む等漸次產物の増加を見るに至れり

寛政十一年幕府は警備の必要より松前藩を西蝦夷に據らしめ、享和二年蝦夷奉行を置き後函館奉行と改む、文化四年幕府は遂に松前氏を轉封して蝦夷全地を收め、擇捉島の開拓、鶴田關所の移置、蝦夷道路の開鑿、蝦夷士卒の在住、和人移住の獎勵、有珠

虻田の牧場開放、龜田其他の田畠開墾等幾多の施設經營を爲し、函館奉行を改め松前奉行と稱し、文政四年蝦夷を擧げ之を松前氏に還與す。安政元年米國水師提督ペルリ函館に來る、幕府は更に警備の必要上函館奉行を置き、寛政文化の例に倣ひ再び蝦夷を直轄し、開拓を計り、移民を勧め、道路を開き、諸種の事業を獎勵する等最も農事に力を注ぎ、函館附近を初め其他の各地に多數の農民を募移し、三年間厚く之を扶助し開墾に從事せしむ、安政六年函館を開きて貿易港とし、港内船舶の出入頻繁を極むるに至れり、幕府は此歲蝦夷の一部を割きて仙臺、會津、庄内、秋田、南部、津輕の六大藩に賜ひ、各藩の士民を移して開墾に從事せしめしが、幕府募移の農民は扶助の盡くると共に離散し、各藩の移住者も又維新の戰亂等に依り歸國するもの多かりき。

明治元年函館に裁判所を置き、侍從清水谷公考總督に、土居能登守副總督に任せられしが、同年五月函館府と改め清水谷公考を知事とし、翌年六月函館藩を建て松前修廣知事となり、同年六月更に蝦夷開拓總督府を設け、議定官鍋島直正同總督に任せられしが、翌七月總督府を廢し開拓使を置くに至り、鍋島直正長官に、清水谷公考次官に任せられ、蝦夷を改め北海道と稱し十國八十六郡とす、此歲清水谷次官罷免となり黒田清隆其後を襲ひ、鍋島長官大納言に遷り東久世通禧長官となり、省府藩士族寺院に土地を分給し開拓に從事せしめ、又從來の請負人なるものを廢し札幌、根室、宗谷等

に多數の農工者を募移し、翌三年には奥羽の農民七百餘人を札幌附近に移住せしむる等、爾來年々多少の移民あり同年十一月開拓次官黒田清隆洋行し、翌年六月米國農務局長ホラシ、ケブロン以下數名を雇聘し、器械其他の動植物を携帶歸朝するや専ら米國風に則り、諸般の施設經營を爲し省府藩士族又は寺院の支配地を能め、翌五年に至り政府は兌換券二百五十万圓を發行し、拓殖の規模を擴め事業の計畫を爲し開拓の歩を進めしむ、然れども當時の移民は猶ほ永住の念に乏しく、殊に省府藩士族又は寺院の募移に係るものも、支配罷免と共に多くは離散し、戸數僅に一万七千六百二十三戸、人口八万八千九百〇一人に過ぎず、之を今日より見るとときは拓殖の業遅々として進まずる感あるも、當時の事情已むを得ざるものありといふべき歟。

明治七年開拓次官黒田清隆同長官に榮進し、翌八年屯田兵を置き永山武四郎同司令官となり、札幌附近に兵舎を建て順次之を擴張して各地に及ぼし、土地の開發又は他の防備に當らしむ是れ蓋し本村開發の祖因たるべく、翌九年には大小區の制定あり十二年之を廢し郡區町村を置き、地方行政の方針茲に稍々定まるに及びて、翌年樺戸集治監の設置に次て手宮札幌間の鐵道開通し、交通上の一新紀元を開くに至り翌十四年に聖駕御巡幸あらせられ、北海の民草其恵みに霑ひ戸口頓に増加し、明治十五年に至り戸數四万三千六百七十二戸、人口二十四万〇三百九十一人の多さに達せり。

明治十五年二月開拓使を廢して全道を三分し函館、札幌、根室の三縣を新設し、翌年

更に農商務省事務管理局を置き大に產業の向上發展を計り、府縣より轉籍移住する無資力者には無賃渡航の便を與へ、自營者には家作又は種子料其他を給與し、府縣貧困の士族にして移住するものには一戸三百六十三圓を度とし、食物農具種子家作又は運搬貨等を貸與し、府縣指定の區域に於て毎戸一万坪の土地を貸與し開墾せしむる等、他の移住者も尠からず置縣後四年本道の戸數五万七千百五十一、人口二十七万六千四百十四の多きに達し漸次發展の傾向を示せり

明治十九年一月三縣一局を廢し新に北海道廳を置き全道を統理す、由來本道は土地廣漠人民稀薄にして富庶の事業は邊隅に及ばず、殊に三縣分治の制たるや内地府縣に準據したるものなれば、其施設は多く本道に適せず就中拓殖事業に至りては其弊最も多く、當に其進歩を阻害するのみならず却て退歩の趨勢を呈するものあり、是れ實に廢縣置廳以て再び全道の施政を統一せる所以にして、時の司法大輔岩村通俊轉じて同長官となり拓殖の規模を擴張し、道路の開鑿を計畫し殖民地の選定に着手せしは、蓋し本村開發の動機を促進せるものといふべし

名稱及位置

本村は北緯四十三度十五分に起り四十三度二十四分に終り、東經百四十一度四十分に起りて百四十二度四分に終る、石狩國空知郡の西隅に位し總面積二十五方里餘、南は

樺戸街道二號川及二號川南方分水嶺を界とし、岩見澤町及北村三笠山村等に相接し、北は奈井江川を隔てゝ砂川村に相臨み、東は幌内蘆別の兩山脈を以て蘆別三笠山の兩村に界し、石狩川は村の北西を流れて樺戸郡浦臼月形の二村と其堺を分つ地勢は概ね平坦にして地味良好なるも、北東南の一帶は丘陵起伏し時に點々不良の個所あり、北西多くは河岸に沿ひ地味良好なるも時に水害の恐れあり、然れども是れ唯其一隅に止まり林野既に開け、戸口頓に増加し以て今日の隆運を見るに至れり沼貝なる名稱は元土人語にして「ビバイ」といふ、「ビバイ」とは沼に貝のある所といふの意味にして、村内各地に點々此沼池あり明治二十三年本村の設置に當り、此意味を利用し沼貝村と名命するに至りたるものなりといふ

山嶽及河川

村の北西遙かに連亘起伏する諸山脈中において、其最も大なるものをクマネシクと云へ樺戸郡浦臼村にあり、美唄市街を距る五里餘にして四時の眺望最も宜しく、幌内蘆別の兩山脈は恰も屏風の如く村の北東南を圍繞し、林產又は礦產を出す頗る多く村經濟と其風致とを助け、三角山は美唄市街の東方にありて幌内蘆別の兩山脈と共に、美唄市街の風致を添へ四時の眺望佳なるものあり

石狩川は其源を石狩十勝の國境なる石狩嶽より發し、上川兩龍の兩郡を經來り空知樺

戸の間を縫ふて、札幌支廳管内に入りて海に注ぐ延長九十二里二十八町、本道第一の大河にして常に舟楫の便あり、奈井江川は蘆別山脈より噴出せる奈井江瀧より發し、隣村砂川村との堺を分ち西流して石狩川に落ち、美唄川は其源を蘆別山脈の麓なる瀧の澤より發し、美唄市街の南端を過ぎて國道を横断し、光珠内中の澤の分水嶺より發し来る六號川と、光珠内墓地の澤より發し同字の中央を貫き、上美唄原野に入り六號川と相合する郁春別川とを合せ、西南に流れ空知郡北村に入り更に光珠内の南端、峰延多布山より發し来る二號川とを合せ石狩川に入る、本村水流中の最大なるものにして村の中央部を貫通し、美唄炭山、美唄市街地、美唄兵村、小川宅地、開發宅地等の全部及中村農場、富樺農場等の一部は皆此河孟に在りて沃野既に開け、如何に本川が本村の開發に至大の關係あるかを知るべし

產化美唄川は蘆別村界の分水嶺より流れ來り、札幌を距る十七里の地點に於て國道を横斷し、茶志内原野に入り十號川、奔美唄川、十一號川、十二號川、十三號川等を合せ高法沼に入り更に發して石狩川に注ぐ、美唄川に次ぐの水流にして又該地方の開發に關係ありといふべく、茶志内川は是れ又蘆別村界の分水嶺より其源を發し、字茶志内舊工兵臺場に於て國道を横断し石狩川に入り、奔美唄川及十號、十一號、十二號、十三號の各川は何れも東方一帶の山間より發する溪流にして、中稍々大なるものを奔美唄川なりとす

氣候及風雪

沼貝村役場に於ける最近六ヶ年間の調査に依れば、本村一ヶ年の平均溫度は華氏四十三度七分、最高九十一度六分にして最低零以下十五度にあり、雨量は僅少にして一般乾燥せるも夏季は多く濕潤なり、秋季は降雨多く冬季降雪頻繁なるも其量多からず、概ね十月下旬より降り初め十一月下旬に積載し、翌年二月に至り(本年は別とし)約三尺内外に達し、四月下旬に至り融解するを常とす、霜は十月初旬に結び翌年六月の頃に入りて終る、風は春季南風多く、四五月の頃に於て時々暴風の襲來することあり、夏は南東の風多く冬は北西の風多くして荒れ勝ちなり

行政區域

明治二十三年九月北海道廳令第六十一號を以て、南は岩見澤及市來知の兩村と西は石狩川とを堺に、北は奈江村(今の砂川)を堺とし沼貝村を設置せられ、市來知外三ヶ村戸長役場の所管に屬し諸般の施設經營を爲し、二十五年十一月告示第五十八號を以て村内を三區に分ちカーシュナイ、ビバイ、チャシュナイ、の三字を置き、二十八年五月該役場より分離し新に沼貝村戸長役場を置くに當り、村内を二十に分ち各區に組合頭なるものを置き、村政料理の補助機關たらしむるに至れり

明治三十三年三月更に告示第七十四號を以て該三字の區畫を定められ、上川道路即ち
今の所謂四十二號國道を中心とし、左右カーシュナイ川の北東二千百間及北西五百五
十間と、南東五百間とを併せ字カーシュナイとし、左右ビバイ川の北々東二千三百三十
間に南々西千百二十間、西々北五百五十間と東々南五百間とを併せ字ビバイとし、左右
チャシユナイ川の南々西二千四百間西々北五百五十間と、南々東五百間とを併せて字
チャシユナイとしカーシュナイ、ビバイ、チャシユナイの三字を改め光珠内、美唄、
茶志内とする等村勢漸次發展の機運に向へ來り、三十九年四月二級町村制を施行する
に至り告示第百四十二號を以て、岩見澤町及三笠山村の一部を割き國道以西は二號川
に依り、國道以東は分水嶺を以て界とし峰延の一角本村に編入せられ、其區域擴大す
ると共に從來の二十區制を廢し二十一と爲し、各部に部長一名を置き村政の敏活と圓
滿とを計るに至り、四十二年四月遂に一級町村制を實施するの隆運に達し、其行政區
畫は依然として此二十一部制を襲用し來りしが、大正三年十一月美唄輕便鐵道の開通
と共に沼貝、我路の兩停車場設置せられ該地方一市街の成立を見るに至り、施行上不
便の點あり本年四月更に之を追加し二十三とし、村政の圓滿敏捷を圖らんとし刻下認
可の手續中なりといふ、村現在の行政區畫及部長の氏名左の如し

行政區劃

大正四年四月現在

- | | |
|------|---------------------------------|
| 第一部 | 字光珠内峰延一圓 |
| 第二部 | 字光珠内二十六年兵村及峰延炭山 |
| 第三部 | 字光珠内二十五年兵村及二十七年兵村ノ一部百十番地以南 |
| 第四部 | 字光珠内二十四年兵村及二十七年兵村ノ一部百十番地以北並ニ中ノ澤 |
| 第五部 | 字美唄二十五年兵村及其附近並ニ元公有財產地美唄橋以南 |
| 第六部 | 字美唄二十七年兵村及京極農場支場 |
| 第七部 | 字美唄市街地美唄橋以北十號橋以南國道沿 |
| 第八部 | 字美唄櫻井農場及瀧ノ澤 |
| 第九部 | 字美唄市來知共有地及美唄練兵場並ニ一ノ澤 |
| 第十部 | 字美唄美培農場及美唄元公有財產地 |
| 第十一部 | 字美唄二十四年兵村及二十六年兵村並ニボン美唄 |
| 第十二部 | 字美唄沼ノ内 |
| 第十三部 | 字茶志内二十六年兵村及產化美唄川上流 |
| 第十四部 | 字茶志内二十四年兵村及二十五年兵村並ニ其附近 |
| 第十五部 | 字茶志内自茶志内川至十六號線間(高島農場を除く) |
| 第十六部 | 字茶志内十六號線以東奈井江川上流 |
| 第十七部 | 字茶志内高島農場及茶志内屯田農場並ニ十六號線以西 |

行政區畫

一〇

第十八部 字茶志內中村農場

第十九部 字美唄葵農場及開發宅地小川宅地並ニ敷島方面

第二十部 字光珠内山形團体及富樺農場並ニ大曲、宮島方面

第二十一部 字光珠内樺戸街道

備考 本年更に追加すべきは第二十二部字美唄我路驛及其附近第二十三部字美唄沼貝驛及其附近的二部とす

部長

大正四年四月現在

職名	住所	氏名	職名	住所	氏名
第一部長	光珠内峯延	上野茂市	第十一部長	美唄二四兵村	岡部重吉
第二部長	光珠内二六兵村	安藤仙次郎	第十二部長	茶志内二六兵村	押野庄八
第三部長	光珠内二四兵村	武都安太郎	第十三部長	茶志内二四兵村	篠田玄松
第四部長	光珠内中ノ澤	美唄二五兵村	第十四部長	茶志内二七兵村	草地幸太郎
第五部長	美唄二七兵村	倉田竹次郎	第十五部長	茶志内十六號線	藤川米次郎
第六部長	美唄美唄市街	橋本龜尾	第十六部長	茶志内高島農場	稻垣文七
第七部長	美唄櫻井農場	矢野幸太郎	第十七部長	茶志内中村農場	細野生二
第八部長	美唄練兵場	高倉市次郎	第十八部長	美唄開發宅地	宮本平三郎
第九部長	美唄美培農場	野浪慶三郎	第二十部長	光珠内富樺農場	今重光

第二十一部長

光珠内樺戸街道

瀬川伊藏

過古の沼貝

(一) 開發の動機

本村は元石狩原野の一部に屬し樹木鬱蒼野獸の巣窟たりしが、拓殖の氣運は駿々として永く野獸の巣窟たるを許さず、明治十九年一月三縣一局の廢止と共に北海道廳は設置せられ、司法大輔岩村通俊轉して同長官となり拓殖の規模を擴張し、上川地方開發の方針を以て屬高畠利宣を派し道路敷地を踏査せしむ、氏は同年五月札幌を發して丸木船に搭じ水路石狩川を樺戸郡月形に出て、典獄安村治考看守長吉村彦九郎等と共に囚徒五六を卒ひ、更に石狩川を上ぼりて上川郡神居村神居古潭に至りて上陸し、幾多の苦辛と幾多の困難とを經同郡神樂村の御料地に達し歸廳し、同年六月再び囚徒五百餘を引卒し來り空知郡瀧川村に假小屋を造り、該道路の實測を爲すの傍ら樹木を伐採し草根を絶ち、茲に一條の路形成り同年十月を以て空知郡音江村音江法華より、同郡三笠山村字市來知に達し得るに至れり

明治二十年廳議は更に該道路の改鑿工事施行に決し、同年五月屬高畠利宣は再び空知郡瀧川村に來り事務所を設け、樺戸市來知の兩集治監より多數の囚徒を出役せしめ、

権戸集治監の囚徒は空知郡瀧川村空知川の沿岸其他に假小屋を造り、市來知集治監の囚徒は村内字美唄美唄川の沿岸に於て起臥し、該道路の改鑿工事に着手するや時に點々旅人の通行を見るに至り、翌二十一年歌志内炭礦の開坑と共に同地に入込む礦夫も尠からず、二十二年空知旭川間の道路完成し人馬の通行愈々多きを加へ、福島礦次郎なるもの此時を以て美唄川の沿岸に來り、渡守を開業したるは本村に於ける移住者の開祖といふべく、當時密林猶ほ天を覆ひ道路は恰も青葉の隧道を行くが如く、寂々寥々時々熊軍の襲來なきにしもあらざりしが、同年十二月北海道炭礦鐵道株式會社の組織成るに及び、翌二十三年早くも該鐵道敷設の工事に着手するあり、數十の人馬は常に其附近に駐屯しあり頗る繁昌を極め、飲食店其他の商業を開始するもの一二にして足らず、同年九月北海道廳令第六十一號を以て沼貝村を設置し、札旭中間形勝の地なるが爲め特科屯田兵を置くに決し、請負人に命じて兵舎の建築を爲す等諸職工の入込み來ると共に、門脇某なるもの美唄橋南に來り魚類の販賣を營み、矢野儀八は十號川の沿岸に於て木材及雜役人夫の請負を爲し、傍ら該川の水を引用して風呂屋を開始する等の事あり、山田福藏は今の所謂美唄番外地に於て馬車業を營み、糸田三吉の旅人宿開始に次て奥山繁次郎も亦之を開業し、市來知共有財產地には此時既に管理人木戸守治外數名の小作者ありし

(一) 屯田兵の移住

明治二十四年屯田兵の設置に依り同年四月早くも其幹部は到着せり、美唄騎兵隊には陸軍騎兵中尉正八位内田廣徳を隊長として、陸軍騎兵曹長森田丈夫を初め數名の幹部を引率し來り、衛生部には陸軍一等軍醫上原宇一を初めとし、陸軍二等獸醫内藤銅次郎及陸軍三等獸醫四竈文三郎等あり、光珠内砲兵隊には陸軍砲兵大尉正七位勳六等玉虫教七、小隊長陸軍砲兵少尉中島源吾外數名の幹部を卒ひ、衛生部には陸軍一等軍醫竹田君一之に附隨し、茶志内工兵隊には陸軍工兵大尉岡三郎を隊長とし、陸軍工兵曹長有末孫太郎外數名の幹部を卒ひ來り、衛生部には陸軍一等軍醫栗田勇次郎の之に附隨し來る等、幹部の組織成ると共に諸般の準備も茲に整頓し、同年六月以後に引續き移住し來りたる屯田兵數一百戸、是れ即ち本道に於ける騎砲工の特科兵を設置せる初めにして、美唄騎兵隊に四十戸光珠内及茶志内の砲工兵隊に各三十戸、豫定の兵舎に入り兵農を兼ね初めて開墾に着手したるもの左の如し

美唄屯田騎兵隊

明治二十四年兵

山本 音吉	垣内 藤太郎	岡田 榮	石井 純平	荻生田 房吉	太田 己年太
櫻井 良三	梯 佐六	山田 德次郎	櫻井 大四郎	森川 熊次郎	今野 文四郎
櫛田 貞藏	塚本 蔦之助	矢田 喜七	原田 龍藏	佐竹 秀馬	尾花 兵藏
新居 九平	太田 万壽太	橋本 伊三郎	吉積 儀藏	林 永太郎	片倉 兼吉
岡田 功一郎	牧野 大三郎	山上 乙次郎	高橋 安太郎	秋友 兼次	加藤 時次郎

過古の沼貝

一四

村橋 愛資	藤森 伊三郎	岡部 重吉	小室 甚吉	石井 甚吉	河野 藤三郎
但木 橋五郎	渡邊 時太郎	鹽田 賢助	田所 長三郎		

光珠内屯田砲兵隊

明治二十四年兵

竹島 國平	櫻田 嘉太郎	仲由 太郎	藤井 真太郎	細木 玉吉	若木 熊吉
諸留 貞助	大槻 利四郎	笠井 清平	小林 榮雄	伊集院 雄熊	石川 繁吉
湯田 藤畠	高石 熊治	龍田 龜楠	友成 安平	増井 兵吉	岡喜久藏
今野 源八	三木 延蔵	勝海 小太郎	砂澤 虎	佐竹 勝彌	石黒 貞藏
三宅 卑右衛門	酒巻 重太郎	切山 長蔵	佐藤 石藏	瀧喜 四郎	稻垣 元則

茶志内屯田工兵隊

明治二十四年兵

松村 常六	日下 直三郎	宮田 利一	草地 幸太郎	佐藤 伊之助	今野 勘助
大迫 平太郎	川眞田 虎藏	山崎 忠次郎	赤坂 嘉平	菊池 長左衛門	長谷 平八
仁木 宇平	齊藤 五平	辻脇 松太郎	山田 平太郎	大迫 英	入谷 萬作
大塚 幾三郎	木下 彥六	佐伯 敬二	樋口 熊吉	岸 勝太郎	矢野 榮吉
石原 藤四郎	下田 直治	本内 小三郎	近藤 熊藏	赤澤 幸助	能見 元治

賣を兼ねるに荒物雜貨の販賣を開始し、渡守福島磯次郎は美唄川の架橋に依り其居を番外地に移し、葉崎音吉の美唄橋南に於て新に柵屋を開業すると共に、伏見伊右衛門も亦番外地に於て木材の業を營み、荻田久平は峰延停車場前に於て運送業を開始するあり、屯田用達商として小竹とめなるもの札幌より此地に支店を設くる等、漸次入り込む商家も日を追ふて多きに至り、同年九月美唄光珠内茶志内の三部落に學校を設置し、兒童就學の便に供したるは本村に於ける教育機關の創設にして、翌二十五年三月岡工兵隊長去り陸軍工兵大尉正七位勳六等石川潔太の來る等、同年六月より更に第二の移住兵一百戸は到達せり即ち左の如し

美唄屯田騎兵隊

明治二十五年兵

松田 勘太郎	渡邊 嘉七	西泉 淩太郎	小堀 勘三郎	小倉 兵次郎	橋本 龜尾
岡野 久太郎	津山 德次	沙川 平治	中島 右一	久恒 岩藏	小川 清藏
吉田 篤枝	森高 岩根	中塚 羊太郎	板倉 太市郎	船越 久太郎	北村 豊松
星野 德次	福井 忠吉	貞廣傳五郎	宇高 八助	持地 秀松	高橋 幸治
大澤 薫太郎	岡田 岩藏	富崎 角次郎	古川 要藏	三浦 銀藏	志賀 峰吉
加藤 要吉	高橋 牧太郎	山本 代吉	高橋 岩治	對馬 勘太	荒井 喜一郎
小松 清	川底 三次郎	高橋 春司	岩淵 郁哉		

光珠内屯田砲兵隊

明治二十五年兵

過古の沼貝

一六

森田 勇太郎	藤田 虎吉	河四 仁平	横内 宇平次
珍田 佐之助	井川 吾平	長内 鶴松	鳥居 龍藏
村山 慎吉	神田 喜太郎	齋藤 勝太郎	村上 熊吉
松村 竹次郎	水口 太七郎	珍田 幸之	細見 鶴藏
由良 文吉	篠倉 芳太郎	松本 政徳	山本 幸吉

茶志内屯田工兵隊

明治二十五年兵

植田 逸治	石倉 庫太	有末 孫太郎	明田 小平	宮本 喜平次	田邊 豊吉
福田 元次郎	高橋 玄治	細野 謙	平瀬 人治	石倉 新太郎	佐藤 弥八良
西村 芳三郎	高須 實太郎	月居 德雄	好川 龜太郎	平瀬 直吉	佐藤 吉松
鈴木 森次	桐部 四郎	東福 太郎	川勝 芳太郎	秦 萬三郎	十河 德太郎
片岡 德太郎	山崎 實太郎	福田 新太郎	古野 勇次郎	十河 團次郎	好川 善左工門

故神奈川縣人高島嘉右衛門は字茶志内と砂川村字奈井江との間に於て、二百五十餘万坪の大地積を貸下げ豫定の事業に着手し、沼貝寺前々住職高橋泰山が美唄川畔に行脚の足を駐め、道路工事の爲め造りし假小屋に於て布教に着手し、漸次信徒の増加と共に遂に一寺を創立するに至りたるもの、今の所謂沼貝寺にして本村に於ける宗教機關設置の濫觴といふべく、時の騎兵隊長内田廣徳は此歳を以て兵村豫定地の一部を割き、商業用地として之を除外し内務省の所管に移せしを以て、北海道廳は之を區畫し一般希望者に貸與したもの今の美唄番外地にして、國道以西は即ち此分割地に屬するも

の各地に點在せし商工家は、自然此地に吸集せられ遂に一小市街を形成するに至れり

美唄屯田騎兵隊

明治二十六年兵

豊田 誠一	水野 錄太郎	大脇 金松	西野 米蔵	庄馬 吉郎	柳 良吉
小林 友吉	横山 庚馬	江口 卵三郎	田邊 鶴次郎	野浪 彦治良	折野 丑太
長谷川 金五郎	大石 榮二郎	馬林 榮三郎	今澤 茂一	大岡 峰茂	山田 庄太郎
水野 金次郎	高木 加助	本村 輝	松久辰三郎	三好 八十吉	丸山 安藏
植木 久次郎	徳倉 千太郎	本城 左介	木末 富吉	片山 保次郎	柴崎 留吉
倉本 雍一	山本 見到	坂田 良三	高橋 午太郎	林 千代治	藤戸 間佐喜
新實 留三郎	常盤 房次	松永 員生	松久 丑之助		

光珠内屯田砲兵隊

明治二十六年兵

安藤 仙次郎	潮田 賀行	植田 縫殿次	安井 己代吉	神谷 善次郎	上原 八重吉
安藤 市太郎	松島 稔平	桑本 佐太郎	濱口 貞一郎	峰 孫太郎	井上 製婆吉
直崎 儀一	八木 猶三郎	平井 太郎	池田 伸藏	森川 德十郎	安藤 金次郎
江口 福次郎	岩本 千鶴	國吉 豊吉	松原 伊藏	鈴木 金太郎	黒田 傳次郎
横地 松太郎	田中 謙藏	南隅 喜代治	藤井 純七	勝田 秀一	古川 清太

茶志内屯田工兵隊

明治二十六年兵

江口 乙次郎	稻重 丸内市	石原 格	篠田 玄松	原口 太郎	高柳 忠太郎
--------	--------	------	-------	-------	--------

過古の沼貝

一七

過古の招貝

一八

永田 辨治 世羅 梅吉 下村 翁太郎 池下 金太郎 安田 新兵衛 大谷 芳三郎
 東島 喜作 岡本 小一郎 青山 友太郎 真田 嘉七 落合 繁松 鈴木 勇次郎
 相良 千代吉 森 幸一郎 稲田 龍吉 太田 平三郎 林 幸次郎 小出 虎之助
 大角 寿三郎 山中 松次郎 石川 梅熊 氣境 國雄 太田 長一郎 武田 源造

明治二十六年以上第三期移住兵の到着と共に他の移住者も多く、村内の戸口は頓みに増加し同年十一月美唄郵便局の設置あり、二十七年五月北海道廳は上美唄原野の區畫測量に着手し、同年六月之か結了と共に第四期移住兵の到達を見るに至れり

美唄屯田騎兵隊

明治二十七年兵

石崎 豊次郎 岡本 健一郎 高橋 龍太郎 平原 助二 中田 源吉 前丈 太郎
 山本 仙次郎 田中 千代藏 服部 十次郎 高垣 捩太郎 坂井 忠三 松山 房吉
 伊藤 冬治 植野 長太夫 安達 久米藏 大野 喜久治 宮本 嘉助 熊本 米太郎
 北岡 久壽猪 渡邊 政治 酒井 源藏 鈴木 元治 喜多村 冷太 武田戸儀太郎
 龜田 松之助 宅間 牛太郎 矢野 幸太郎 堀口 周藏 長山 駿四郎 大東 福蔵
 野並 保次 林 勇次 山本 治郎吉 三船 謙壯 大籠 虎吉 今村 元衛
 梅野 利一 日暮武左衛門 齋藤 龍郎 内田 新一

光珠内屯田砲兵隊

明治二十七年兵

吉田 助太郎 奥村 祖父太郎 田村 壽太郎 寺門 三千之助 岩佐 兼彌 矢野 保次
 秋山 來助 牧田 金太郎 山本 菊次 川原 金太郎 加賀 十太郎 菊池 岩松

茶志内屯田工兵隊

明治二十七年兵

岡部 昇丸	木村 勝太郎	菅野 忠一	三浦 惣太	佐藏 熊治	河村 義矩
木造 篤義	山下 宗三郎	東藤 喜太郎	秋吉 寅吉	橋本 正勝	齋井 高吉
上野 留吉	片山 七郎	山本 嘉市	中村 金藏	末安 喜太郎	松村 寅吉
大屋 次郎	宮崎 寅次	渡邊孫太郎	寺田 杉彦	龜井 忠兵衛	西 文吉

以上四百の屯田兵が不毛の原野に入り農業經濟に其基礎を固め、一朝有事に際會せば鍼鋤を捨てゝ銃剣を探り、國家の干城として砲煙彈雨の間、劍擊相見ゆるものものなるを以て、朝には兵馬調練に其身を鍛ひ夕には軍裝を解きて林中に入り、樹木を伐採し道路を開く等其勞苦辛酸名狀すべからず、殊に風土氣候の激變に依り發するマラリや熱の猖獗なる、殆んど一家を擧げて之に罹り遂には全村悉く該病の襲ふ所となる、斯くして一戸平均一万五千坪の開拓を遂行す前途又遼遠といふべく、其最も恐るべきは熊軍の襲來にして牛馬羊豚の如きは勿論、兵員若木熊吉嚴父の如き、切山長藏愛娘の如き何れも其毒爪に罹り、悲慘の死を遂げたる等一として望郷の種ならざるはなし、

然れども屯田兵には土地家屋寝具家具等一切を支給するの外に、移住當時より満三ヶ年間は老幼男女の別なく家族一同に對し、十五歳以上六十歳以下のものに對し一日玄米七合五夕菜鹽料一錢五厘、六十歳以上十五歳以下のものに對しては一日玄米五合菜鹽料一錢、七歳以下のものに對しては一日玄米三合菜鹽料七厘宛の支給あり、開墾の成績如何は之を顧みざるも受給年限中生活に支障なきを以て、中には驕奢怠慢に流れ開拓を放棄し受給廢止の運命に接せるあり、之等は多く舊地に於ける士族又は商業家にして農事の經驗乏しきに依るべく、其農を本業とするの兵員に於ては受給年限中深く將來を顧慮し、大に開墾に努力したるの結果は其効績の顯著なるものありて存す、本村の今日ある蓋し之等着實なる屯田兵の功多きに依るべし。

時の工兵隊長石川潔太（第二代）は深く本道の拓殖事業に意を注ぎ、綠樹荆棘を絶つの時に於て早くも植樹造林の必要を認め、村民を指導誘掖して落葉松苗を購入し寺院豫定地附近に植栽す、目下茶志内法王寺附近に現存する落葉松林は其遺業に依るものにして、眞田嘉七草地幸太郎宮田利一齋藤五平等其遺志を奉じ、茶志内の東方山地に約一万六千坪の土地貸付を受け造林を計畫し、去る四十二年を以て完成したるもの所謂茶志内共有造林にして、有末孫太郎該組合を代表經營しあるもの本道稀に見るの民有造林たるべしといふ

（三）農村の發達

明治二十七年五月第四期屯田兵（最終）移住の前後に於て、山形縣人四十餘戸は新關榮四郎を團体長として字光珠内に移住し、同年六月沼貝尋常高等小學校は茲に公立學校となり、同年十一月三重縣人中村豊次郎は字茶志内石狩川の沿岸に於て、未開地八百二十餘町の貸付を受け多數の耕作者を移し、秋田縣人富樺傳右衛門は字光珠内石狩川の沿岸に於て、百九十餘町の未開地を貸上げ各自豫定の事業に着手せるあり、市來知公有財產地の一部は其翌年居住者に依り買收せられ、茲に市街の完成を見るに至りたるもの今の美唄番外地にして、國道以東は此買收に屬するもの多數の商工業は自己の所有地に於て其業を營むに至れり

明治二十八年五月市來知外三ヶ村戸長役場より分離し、新に沼貝村戸長役場を設置するの氣運に際會し、同年十月青森縣人菊池九郎外數名は美唄茶志内の兩地に跨り二百八十五町餘の未開地を貸下げ同年十二月子爵京極高徳は、字茶志内奈井江川の沿岸に於て二百二十六町步餘、字美唄國道以西に於て百三十二町步餘の未開地を貸下げ、翌年二月菊池九郎外數名は自己の貸付に係る接續地に於て、更に未開地二十八町步餘の貸付を受け其事業に着手する等、農家の移住者も日を追ふて多さに至り各地に點々家屋を建設するものあり、二十九年四月之が取締の必要より美唄巡查駐在所は設置せられ、光珠内及茶志内等に於ける學校も此時其組織を改め公立學校となり、三十年二月美唄郵便局は新に電報事務の取扱を開始し、同年三月村内の屯田兵は何れも豫後備に

編入せられ幹部の退村となり、三十二年七月茶志内駐在所の設置に次ぎ峰延郵便受取所の開設あり、翌年七月沼貝村農會を組織し農事の改良進歩を計り、三十五年十二月峰延郵便受取所は峰延郵便局と改稱し、北海道廳は翌年四月峰延原野の測設に着手し翌五月終了、同年七月更に瀧ノ澤原野の測設ありしも湿地の爲め出願者なく、同年十一月沼貝消防組の設置あり地方警備の任に當り、三十七年四月峰延駐在所設置せられ警察機關茲に整備し、村勢隆々更に發展の氣運に向ひ進行しつゝありしが、三十九年四月二級町村制實施せられ初めて自治の關門に達するを得、岩見澤及三笠山の一部本村に編入せられて其區域擴大し、翌四十年石狩石炭株式會社は私設專用鐵道敷設の計畫を以て、美唄驛を起點とし自己の礦區に至る鐵道敷設の工事に着手せしが、礦區の係爭問題より中止の已むなきに至り炭山の發展は阻害せられしも、四十一年二月神奈川縣人榎本徹之助は字茶志内は於て二百四十七町餘、同年六月其接續地に於て九百十六町餘の未開地を貸下げ多數の耕作者を募移し、開墾に着手する等他の移住者も又多く農村の發達著しきものあり、四十二年四月遂に一級町村別を施行するの實力を具備する至れり

官選戸長の統治

明治二十八年五月沼貝村戸長役場の設置と共に、初めて戸長の職に就きたるは元北海道廳屬福士武美にして、其手腕敏捷頭腦明晰にして能く部下を統禦鞭撻し、開村勿々其設備整はず其施設完からざるの時に當り、銳意村勢の向上發展を圖り其施設稍々見るべきものあり、村民の均しく望を將來に囑する所尠からざりしが、時の夕張外五郡長西村浩平の援擢採用する所となり、在職僅に二年にして同郡書記に轉じ第二課長心得となれり

明治三十年二月福士戸長の榮轉に依り其後を襲ひ、赴任し來りたるもの元北海道廳巡查部長にして森谷秀一郎と稱し、其手腕識見前者に劣らざるものあり或は勸業の獎勵に、或は教育の普及に之を案じ之を行ふ等其功沒すべからず、翌三十一年の水害に際しては罹災者の救濟に力を致し、加ふるに當時の戸長役場は極めて低濕の地にあり、一朝霖雨に際會せば床上二尺餘の浸水を蒙るを以て、事實を上司に訴へ現在の個所に移轉する等大に畫策する所あり、衆望悉く一身に集まりしが不幸村の一隅に秕政の聲起り、氏も亦本村を快とせず遂に退職の已むなきに至り、元屯田砲兵曹長寅三郎、元屯田砲兵軍曹瀧喜四郎、元政黨員たる岩田健次郎及元戸長たる加藤定政、同菊池竹治等相次ぎて就職し村政料理の任に當りしも、何れも永續するに至らず一年若しくは半歳にして退職し、三十六年十二月空知郡音江村戸長鈴永雅臣其後を襲ふ

氏の初めて本村に來るや時恰も日露の衝突となり東洋の風雲急に、翌年二月遂に宣戰

の布告となり村内の屯田兵は召集せられ戰地に赴き、沼貝村奉公會を組織し出征軍人の慰問及其家族の慰藉等に盡す尠からず、茲に畢生の銳氣を鼓舞作興し村治の改良發達を促し、庶政大に揚がり村勢茲に發展して其基礎愈々鞏固なるものあり、三十九年四月遂に二級町村制を實施するに至り廢職となり、引續き官選村長として村政に勵精することゝなれり、今明治二十八年九月戸長役場設置後村民の代表者となり、時の戸長を補佐し村政に盡せし村總代人の氏名を擧ぐれば左の如し

村 總 代 人

眞田嘉七 高橋安太郎 櫻井良三 橋本龜尾 岡田善吉郎
瀧喜四郎 杉野仁三郎 山本茂道 珍田東作 太田万壽太

備考 本表は記録の存するものなく當選年月不明にして其順序又次第不同なり

官選村長の施政

明治二十九年四月二級町村制の施行に依りて廢職となり、引續き官選村長に轉じて村治の衡に當りし鈴永雅臣は、能く民意のある所を察し教育の向上發展に力を致し、峰延教育所の組織を改め峰延尋常小學校とし、盤ノ澤教育所を設け茶志内沼南兩校の高等科を復興し、沼貝校高等科の修業年限二ヶ年を三ヶ年に延長したるが如き、或は村規則の編制に、或は村會議員の選舉に、之を案じ之を行ふ等其勞決して没すべからざるものあり、同年十二月北海道廳令第百十二號を以て部會に關する規程發布せられ、美唄、茶志内、光珠内の三部落部會を設置し部落議員の選舉に、部落財產賣却處分等の事あり之に對するの功又歎からざりしが、不幸二豎の犯す所となり四十一年五月其職を退くに至れり

鈴永村長の退職に依り新に官選村長として赴任し來りたるは、山口縣人にして河村稔介と稱し郷里の村長を奉職したりといふも、何等治績の見るべきものなく前者と其性行を異にし、圓轉滑脱頗る交際の術に長じ多くは事勿れ主義を以て、單に一時を糊塗し以て其責を塞ぐに過ぎざるものゝ如く、在職僅に一年に充たず翌四十二年三月一級町村制の施行に依り廢職となれり、今若し強ひて其治績を擧げんが美唄、茶志内及光珠内等に於ける校舍増築の如き、或は其治績の一端といふを得べきか

村 議 員

(二級町村制實施時代)

明治三十九年六月總選舉				明治四十一年六月改選			
東福太郎	杉野仁三郎	海老名廣告	植木豊助	常盤房次	是安助三郎		
渡邊尚武	櫻井良三	瀧喜四郎	橋本龜尾	有末孫太郎	新關榮四郎		
安井忠孝	山本茂道	植木豊助	近藤清助	珍田東作	河西久吉		
矢野保次	太田万壽太	秋友兼次	藤海小太郎	眞田嘉七			

村制施行後の経過

(一) 代議機關の組織

明治四十二年四月一級町村制施行せられ茲に初めて自治体となり、村治を經營するに當り同年五月三十一日を以て二級議員の選舉を、同年六月一日を以て一級議員の選舉を執行するに至れり、當時本村の戸數千九百五十八、人口一万一千八百二十なるを以て議員の總數二十名を定員とし、之を選舉せしも議員の失格又は退職等に依り欠員を生じ、四十三年五月及四十四年十一月の兩度之が補欠選舉を行ひ、四十五年五六の兩月に涉り其半數を改選するに至り、本年又第二回の半數改選を執行するものゝ如し議員の選舉に就ては各地何れも非常の競争あるに拘はらず、平穏無事の間に選舉を見るは本村の美德といふべく、初期以來の議員を擧ぐれば實に左の如し

村會議員

大正四年四月調査

議員	議員	議員
橋本 龜尾	植木 豊助	植木 豊助
山本仙次郎	瀧 喜四郎	渡邊 政治
三好八十吉	橋本伊三郎	
稻垣 文七		
太田平三郎		
谷内庄五郎		
高柳忠太郎	仁木 宇平	齋藤 五平
山本 菊次	橋本 正勝	吉田 庄七
谷内庄五郎	國田 善吉郎	齋藤 五平
近藤 清助	常盤 房次	吉田 庄七
秋友 兼次	吉田 庄七	水谷藤三郎
真田 嘉七		
谷本 秋次		
杉野仁三郎		
水谷藤三郎		

備考 本表調査後即ち本年五月三十一日を以て二級議員の半數改選を、六月一日を以て一級議員の半數改選及

同議員の補欠選舉を行ふ、開票の結果二級にては百六十四点藤戸間佐喜、百五十五点珍田幸之、百五十三点稻垣文七、百五十二点橋本龜尾、百二十二点大塚直從當選し、一級にては六十三点近藤綱衛、五十一点岡田善吉郎、四十九点櫻井良三、三十七点瀧喜四郎、三十四点渡邊良吉當選し同議員の補欠は五十点の得票にて武田功其選に當れり

(二) 行政機關の成立

北海道廳屬後藤要之助村長事務取扱を命ぜられ、二級町村制施行時代の書記其他を更に任用し、議員選舉其他の準備に着手し之が完了と共に、同年五月三十一及六月一日の兩日を以て村會議員の選舉を行ひ、六月二十七日第二回村會を召集し村長以下の選舉を執行せり、其結果は村長に河村稔介、助役に稻垣元則、收入役に加藤三也當選し、

同年七月九日助役稻垣元則、收入役加藤三也に對する就職認可ありたるも、村長河村稔介に對しては就職不認可となりたるを以て、助役稻垣元則に於て一時村長事務を代理處置する事とし、同月十三日事務の引繼を了し茲に漸く行政機關の成立を見るに至れり

兩村長と一助役

(一) 中村 豊次郎

明治四十二年十一月を以て初めて村長の椅子に就きたる氏は、明治四年十月十八日を以て三重縣桑名郡桑名町に生る、幼にして隸語早く國事に奔走して京阪の間に遊び、二十七年十月字茶志内に於て未開地二百四十六万坪の貸付を受け、農場を經營するに當り籍を村内に移し沼貝村民となり、四十一年五月の總選舉に郷里三重縣より選出せられ衆議院議員となり、中央俱樂部派に屬し侃々の議諤々の論以て國政を横議し、政治社會に於て一方の雄鎮たるを以て任ずるに至りしが、四十二年四月一級町村制施行後村首腦者として其人を得ず、欠員の儘暫く推移し來りしが同年十一月推されて村長の職に就き、身は衆議院議員たるの職にあり頗る多忙なるに拘はらず、能く村民を指導誘掖し自治の針路を示し、共同一致の美風を養成し其緒成るを認め四十四年六月其

職を辭するに至れり

(二) 眞田 嘉七

明治四十四年七月十三日第二の村長に就職したるの氏は、慶應三年四月十八日を以て山口縣阿武部佐々並村に生れ、幼にして郷校を卒業し後山口の人福永淑人、京都の人坂上忠助等に就きて其業を修め、明治二十年陸軍敎導團工兵生徒隊に入り卒業後同隊附となり、二十五年特に屯田兵司令部附を出願し初めて渡道工兵隊に入り、二十六年屯田兵條例に依りて服役し兵農に從事し、日清日露の兩役に參加し勳七等に叙せられ特務曹長となり、二十八年五月戸長役場の設置に際しては村總代人となり、幾回か村會議員村農會長衛生組合長其他の公職を經、四十四年七月村長に當選就職し銳意村治の改良發達を計り、同年八月の水害に依り道路の破壊頗る多く通行困難なるを以て、翌九月工費二万餘圓を投じ之が復舊工事を斷行したる如き、沼貝尋常高等小學校に於ける御聖影奉置所建設の如き、是れ皆就職當時に於ける施設經營にして其手腕如何を推知するに足るべく、翌年十二月工費五千圓を投じ同校の増築を行ひ以て教育の發展を促し、地方の發達は交通の便否如何にありとし道路の開鑿改修に力を致し、大正二年前古未會有の凶作に際し窮民救濟の一策として、同年以降之が施行の個所十餘里に垂んとし此工費二万餘圓、或は勸業の獎勵に、或は教育の普及に、克く之を指導誘掖し村勢隆々今日あるは之に基因するものといふべし

(三) 稲垣元則

明治四十二年四月一級町村制の施行と共に選舉せられ、同年七月を以て助役の椅子に就き一時村長事務を取扱たる氏は、慶應元年九月十二日を以て高知縣土佐郡下知村に生れ、明治十六年十二月教導團砲兵中隊に入隊して身心を練り、十七年六月砲兵伍長に任せられ熊本鎮臺附となり、砲兵二等軍曹一等軍曹等に昇進し二十一年一月射擊學校入學を命ぜられ、同年四月卒業翌年十月現役滿期となり二十三年三月高知縣巡査を拜命し、二十四年屯田兵の募集に應じ同年六月渡道砲兵隊に編入せられ、二十六年三月兵村學校管理者となり翌年三月現役滿期、二十八年三月充員召集に應じ同年六月復員解除一等軍曹に任せられ、二十九年七月兵村總代となり同年十月公有財產取扱委員及其會長に當選し、三十年十二月北海道炭礦株式會社に奉職し三十五年九月辭職、三十七年一月充員召集に應じ函館要塞砲兵大隊に編入せられ、炊事係兼機關砲小隊長となり同年八月木工係に轉じ、三十八年六月召集解除翌年十一月勳七等に叙せられ青色桐葉章を賜はり、四十年四月石狩炭礦株式會社に入り庶務兼會計を命ぜられ、同年九月第二礦に轉じ事務所長に進み翌年十月第一礦運輸部長に轉じ、四十二年五月同社を辭し同年六月沼貝村助役に當選翌月九日を以て就職したるも、當時村長欠員なる爲め其代理として諸般の施設經營を爲し、其成績見るべきものあり同年十一月村長中村豊次再選せられ現に其職に從事しつゝあり

村有志と其經歷

◎橋本正勝 明治九年七月二十七日を以て高知縣長岡郡本山村に生れ、幼にして郷校を卒業し中等科に入りしも僅々二年にして退學商業に從事し、二十七年屯田兵の募集に應じ宇光珠内に移住し砲兵隊に編入せられ、二十八年三月日清戰爭のため出征同年六月平和克復に依り歸營、三十年六月兵村會議員三十五年六月公有財產取扱委員等に當選し、三十七年二月日露の戰役に召集せられ機關砲隊に編入各所の戰闘に參加、三十九年三月平和克復第七師團に歸營召集解除勳八等白色桐葉章を賜はり、同年五號ノ澤水路組合理事に擧げられ四十五年五月村會議員の半數改選に當選し、現に其職にあり村政に盡すの傍ら商農を以て自家の立脚點を固めつゝあり

◎太田万壽太 明治四年一月十一日を以て岡山縣邑久郡豐原村に生る、二十四年屯田兵の募集に應じ同年六月渡道美唄騎兵隊に編入、二十八年三月日清戰爭の爲め出征同年六月平和克復に依り歸營、村總代人となり村政に盡す所渺からず、三十七年二月日露の戰役に召集せられ各地の戰闘に參加し、三十九年四月平和克復に依り召集解除

となり勳七等功七級金鵄勳章を賜はり、同年六月二級町村制の實施に際し選まれて村會議員となり、同年十二月實父正賢退職に依り其後を襲ひ美唄郵便局長となり、爾來意を政争に絶ち専ら通信事務整理と敏活とを計りつゝあり。

○新關榮四郎 嘉永五年七月十六日山形縣北村山郡山口村に生る、明治二十七年五月山形縣人四十六戸の團体長として光珠内に移住す、山形團体と稱する一小字は之に基因し附せる名稱にして其頭梁たり、四十一年六月二級町村制實施後の村會議員改選に當選し、四十二年一級町村制の施行に依り廢職となり第十八部長を兼ねるに、第二十部長及學務委員等に歷任し其村治に對するの功績も亦、土地開發の功と共に永遠之を記憶に存すべきものあり。

○珍田東作 慶應三年四月十五日青森縣北津輕郡中里村に生れ、明治二十年十二月仙臺鎮臺砲兵第二聯隊へ入營二十三年九月歸休除隊、二十五年屯田兵の志願採用せられ同年八月南津輕郡屯田兵移住取締を命ぜられ、光珠内屯田砲兵隊に編入二十六年五月二等軍曹となり二十八年三月日清の戰役に參加し、三十年十月一等軍曹に昇進し三十七年二月日露の戰鬪に參加し勳七等瑞寶章を賜はり、部落公有財產取扱委員、同委員會監査役、同委員會長兼兵村會長、第一區衛生組合長、高志内教育同志會幹事、村總代理人、第二組合頭及村農會評議委員等幾多の公職を帶び來り、四十一年六月二級町村制施行後の村會議員改選に當選し、或は社寺總代理人等となり、或は學校建築委員とな

り、水路組合の組織に、地方水田の開發に盡す所尠からず、學校其他の公共事業に金品を寄附し、寄贈せられたる懷中時計木杯等の類又尠からずといふ。

○勝海小太郎 文久二年六月十日宮城縣登米郡石越村に生れ、明治元年父は藩主伊達慶拜に隨ひ奥羽の戰亂に出陣して戰没し、祖母及母の手に養育せられ歲七才にして當時の寺小屋なるものに入り、後學校の設置と共に之に轉じ卒業後母校の授業生となり宮城縣巡查を拜命し、二十四年屯田兵の募集に應じ同年六月渡道光珠内屯田砲兵隊に編入せられ、三十六年五月組合頭となり三十七年二月兵村公有財產取扱委員會長に就職し、同年三月學務委員に擧げられ四十一年六月村會議員の改選に依り之に當選す
○田中矩一 弘化元年十二月十七日山口縣阿武郡萩市絹機町に生れ、明治元年四月戍申の役奥州鎮撫使に隨ひ仙臺に下向し、各所の戰鬪に參加同年十月奥州鎮定歸京々都警衛の任に當り、七年二月巡查徵募の際之が取締として出京を命ぜられ、警視廳に奉職し、十年徵募巡查を引率し鹿兒島に出征各所の戰鬪に參加し、十三年十一月毛利家開墾委員として渡道余市郡山道村に移住し、十八年十月同委員を辭し北海道看守を拜命し樺戸集治監勤務を命ぜられ、二十四年九月看守長兼書記非職となり二十六年五月宇光珠内大曲に轉住し、三十二年組合頭となり學務委員部長等の公職に就く既に數回、四十二年五月一級町村制の施行に依り二級選出の村會議員となり、村政に貢献する茲に數年今や期滿ちて其職を去るに至れり

◎武田 功 弘前藩士武田彌次郎の二男幼名を英一と稱し後功と改む、元治元年十一月十二日を以て青森縣弘前市代官町に生る、明治五年三月弘前市私立弘文書院に入り漢籍を修め、十年三月更に東奥義塾に入り十二年一月小學全科卒業、十三年三月青森縣立専門學校縣費生として入學許可せられ、十六年七月同校農工化學科卒業再び東奥義塾に入り、選科生として漢英數の諸學を修め大に得る所あり、十八年九月中津輕公立中學校の教師に聘せられ、翌年二月校舍の燒失に依り授業休止と共に解職せらるゝや、田中鶴吉が小笠原の無人島に天日製鹽の業を企つるあり、東洋の魯敏孫と稱へ數月に涉り掲載せる時事新報の記事を見、平素の手腕を試むべき時來れりとし決然起つて同島に航し、居ること數月氏の故ありて米國に去り其歸期知る能はず、仙臺藩の志士菊池虎太郎が南洋諸島の經營を企つに會し、該組合に加盟し拓殖の業に從事し將さに母島を去らんとするとき、不幸脚氣病に罹り療養數月辛ふじて東京に歸り、之が治療に一ヶ年餘を費し遂に其目的を達する能はず、二十三年三月其方向を一變し本道に渡り一時官廳會社に身を寄せ、二十七年五月赤手空拳拓殖の素志を貫かんとし躬行三年、先輩の推す所となり二十九年十一月を以て村内字美唄に轉住し、美培農場の管理を托され其任に當ると共に傍ら牧場を經營し、天然の檞樹林五十餘町を保存し牛乳の搾取販賣を開始する等、着々成功の域に進み現に沼貝衛生副會長學務委員第十部長の職にあり、本年六月執行の村會議員半數改選に其補欠議員に當選し、議政壇上に起りつ亦偶然にあらずといふべし

◎植木豊助 安政三年六月十五日香川縣那珂郡丸龜町に生る、明治二十七年四月虻田郡虻田村に移住農業に從事し、二十九年七月宇茶志内京極農場に轉住して同農場の管理人となり、三十九年四月二級町村制の實施に際し同年六月選まれて村會議員となり、四十一年六月再び同議員に改選せられ翌年四月一級町村制の施行に依り消滅し、同年六月の總選舉に一級選出議員の候補者となり三度同議員に當選し、四十五年六月の半數改選に四度同議員に擧げられ現に其職にあり、村政に參與するの傍ら學務委員として青年會長として地方公共に盡す尠からず

◎山本仙次郎 明治九年八月二日鳥取縣氣多郡青谷村に生る、二十七年屯田兵の募集に應じ同年五月弟妹四名と共に移住し、美唄屯田騎兵隊に編入せられ翌年三月日清戰爭の爲め出征し、同年六月平和克復に依り歸營三十一年七月學務委員となり、美唄第四組合頭、美唄兵村諮詢會委員、美唄兵村公有財產取扱委員、沼貝村農會評議員等に歷任し三十五年三月再び公有財產取扱委員となり、三十七年三月日露戰役の爲め召集せられ各所の戰闘に參加し、三十九年三月平和克復に依り召集解除同年四月勳八等瑞寶章を賜はり、同年七月第六部長を命ぜられ翌年六月沼貝尋高小學校建築委員に當選し、四十二年五月一級町村制の實施に依り選まれて二級選出議員となり、四十四年三月兵村部落會議員に當選同年五月村會議員の半數改選に再選し、大正三年一月北海

道因作救濟委員となり同年三月再び學務委員に舉げられ、本年四月沼貝尋常高等小學校兒童保護者會長に當選せり

◎矢野保次 明治五年一月二十七日高知縣高岡郡佐川町に生れ、十一年四月郷校に入り十七年三月初等中等の全科を卒業し、二十七年屯田兵に採用同年五月光珠内に移住屯田砲兵隊に編入、同年六月兵村會議員に當選翌年一月軍馬輸送事務助手となり、同年三月日清戰爭の爲め出征六月平和克復に依り歸營、三十年六月兵村公有財產取扱委員及其監査役に當選し、三十四年六月再び公有財產取扱委員及其常置委員に舉げられ、三十七年二月日露戰役に依り召集函館要塞砲兵隊に編入、翌年十一月平和克復に依り召集解除三十九年四月勳八等瑞寶章を賜はり、同年六月二級町村制の實施に依り村會議員に當選次で學務委員となり、四十一年光珠内部會議員に舉げられ四十三年五月村會議員の補欠に當選し、四十五年六月再び學務委員となり翌年之を辭す

◎山本菊次 明治七年七月十日香川縣大川郡石田村に生れ、二十七年屯田兵の募集に應じ同年五月渡道光珠内砲兵隊に編入、翌年三月日清の戰爭のため出征同年六月平和克復に依り歸營、三十三年九月組合頭となり四十二年六月第四部長を命ぜられ、四十四年十一月一級町村制施行後村會議員の補欠選舉に當選し、翌四十五年五月其任期の盡くると共に隱退し農事に勵精しつゝあり

◎安井忠孝 嘉永元年十一月十三日高知縣長岡郡三里村に生る、明治二十六年五月

男已代吉屯田兵の募集に應じ、渡道に際し之と同行して光珠内六十八番地に本籍を移し、開墾に從事する數年能く社會公共の事業に身心を投じ、三十九年六月二級町村制の實施に際し村會議員となり、四十四年九月日本赤十字社北海道支部空知委員部協賛委員を托せられ、謝狀及木林等の授與せられたるもの頗る多しといふ

◎有末孫太郎 元治元年九月十七日兵庫縣宍粟郡安飾村に生る、幼にして隸悟夙に軍事に心を注ぎ明治十七年七月敎導團工兵生徒隊に入り、十九年一月工兵二等軍曹に任ぜられ大阪鎮臺工兵二大隊附となり、二十二年十二月屯田工兵曹長として屯田兵司令部附を命ぜられ、二十四年六月屯田工兵隊附として茶志内に移住し二十八年少尉に進み、日清戰爭の爲め臨時第七師團工兵小隊長として出征東京より凱旋し、三十二年屯田工兵隊長心得となり翌年工兵大尉に進み、三十六年勳六等瑞寶章を賜はり工兵第九大隊附、鐵道大隊材料廠長、工兵第七大隊附中隊長等を歷任し、三十八年八月日露の戰役に參加し清國公平奉天燈臺屯を經翌年二月凱旋、同年四月勳五等に叙し雙光旭日章及金五百圓を下賜せられ、四十一年六月村會議員の改選に當選し議政壇上に起ち學務委員となり、現に其職にあるの傍ら帝國在郷軍人會札幌支部沼貝分會長たり

◎櫻井良三 明治三年一月二十一日兵庫縣姫路市五郎衛門邸に生る、十五年三月郷校を出て其授業生となり兵庫縣巡查を拜命し、二十四年屯田兵の募集に應じ同年六月渡道美唄騎兵隊に編入せらる、當時一般の氣風は保守に傾き家郷に安んずるの秋決然

此大志を懷き、北海の新天地に一大飛躍を試みんとせし其勇氣と決斷とに對しては、彼の所謂「男子決志出郷關、業若不成死不還」の慨なくんばあらず、即ち郷里に母子弟妹と別るゝは後顧の患ありとし一族舉て渡道し、右手に劍を握り左手に鍬鋤を探り刻意奮闘前途の光明に邁進し、他を顧みる暇なかりしが幾多の波瀾は成功の舟を浮べ事業着々其緒に就き、三十四年本間重藏所有地八十町歩の購入を初め其有に歸したものの三百二十餘町歩、昨の一兵農は今的一大農場主となり農耕地の改良整理は特に留意する所、先づ自己給與地の一部を割き水田堀鑿の計を立て幾多の非難を受けしも、遂に其目的を達し本村をして空知管内の水田地たらしめたるの功績は、其事業經營の手腕と共に特筆大書すべきの價值なしとせず、美唄川の沿岸に於て海老名廣吉外三名とは教育に宗教に治水道路等苟も本村の福利に關する施設は、其直接と間接とを問はず三百餘町の牧場を經營し、大正二年更に美唄川上流の山林八百五十町歩を三井合名會社より買收し、飯田延太郎と共同經營を爲すが如き其一班を推知するに足るべく、或は教育に宗教に治水道路等苟も本村の福利に關する施設は、其直接と間接とを問はず之に努めざるなきは偉とせざるべからず、殊に石狩石炭株式會社が美唄川の上流に於て初めて採炭に着手するや、自己の農耕地七十餘町歩を同社の礦業用地として無償之を寄附し、其隆盛を援助し幾多の波瀾屈折と鬪ひ今日あるに至らしめしが如き、社會公共の爲め盡す尠からず二十八年七月戸長役場の設置せらるゝや、村總代人となり組合頭となり美唄兵村公有財產取扱委員會長等を經、三十九年六月二級町村制の實施に

際し輿望を負ふて村會議員となり、本年六月更に其半數改選に當選せるもの偶然にあらずといふべし、此間日清日露の戰役に參加し爾來專ら實業方面に其力を致し、現に美唄炭山に櫻井商會主宰し猶美唄水力電氣株式會社を發起し、其創立委員となり又登別軌道株式會社を設立し其監査役たり

◎宮田利一 明治三年十一月二十日兵庫縣津名郡來馬村に生る、二十四年屯田兵の募集に應じ同年六月渡道茶志内工兵隊に編入、未開の原野に入り不耗の土地を拓き農業經濟に其基礎を固め、二十八年三月充員召集に應じ征清の途上平和克復し同年六月召集解除、兵農の本分を守り主として土地の開發に勵精すること數年、三十八年二月日露の戰役に依り再び召集せられて征途に上ぼり、各地の戰鬪に參加し三十九年三月平和克復に依り召集解除せられ、翌年四月日露戰役の功に依り勳七等に叙せられ青色桐葉章を賜はり、四十二年四月一級町村制の施行に依り同年五月二級選出村會議員に當選し、議政壇上に於ける明晰なる數理論は村會の迎ふる所となり、大正三年六月收入役の改選に當選して村會議員を辭し、同年七月九日を以て就職現に其地位にありて財政の整理に努力しつゝあり

◎三好八十吉 明治二年二月十日廣島縣安藝郡府中村に生れ、幼時同郡海田市町に轉じ二十二年父の大病に依り家計困難となり、徵兵適齡に際しては徵集猶豫を出願するの已むなきに至りしも、邦家を懷ふの念座視するに忍びず二十五年屯田兵の採用を

出願し、翌年二月身体検査に合格し同年五月渡道美唄騎兵隊に編入、二十八年三月日清戦争の爲め出征同年六月平和克復に依り歸營、三十七年二月充員召集に應じ第七師團に編入日露の戰役に參加、三十九年四月戰功に依り勳八等に叙せられ瑞寶章を賜はり、組合頭衛生伍長美唄第一水路組合長第十一部長等の公職を經、四十二年五月一級町村制の施行に當り二級選出村會議員に當選せり

◎杉野仁三郎 慶應二年正月十四日徳島縣名惠郡下八幡村に生れ、明治二十五年一月國產吳服太物の販賣を目的とし小樽上陸、札幌を經て沿道各地を行商し本村及砂川瀧川等に至り、同年三月美唄番外地に居を占め屯田兵村及移住農家を往復し、國產吳服太物の販賣擴張に努め翌年十一月遂に開店するに至り、三十三年一月美唄番外地の組合頭となり翌年十一月村總代人に當選し、三十六年十月沿貝村基本財產造成委員となり盡す所尠からず、同年十一月日本赤十字社空知郡委員部沿貝村分區委員の依嘱を受け、三十七年十二月美唄第五組合頭となり翌年十月遂に之を解し、三十八年四月日本亦十字社業擴張の功に依り謝狀及木杯を受け、同年九月沼貝村基本財產造成の勞に酬ひ謝狀及木杯一組を寄贈せられ、翌年六月二級町村制の實施に際し選まれて村會議員となり、同年同月日露戰役に際し赤十字救護事業の功に依り謝狀及銀杯一個を賜はり、四十一年五月日本赤十字社業に盡せし勞に酬ひ三度謝狀及木杯一個を寄贈せられ、四十二年六月一級町村制の施行に際し一級選出村會議員に當選し、四十三年九月日本赤十字

社北海道支部空知委員部の協賛委員となり、分區委員の任を現村長真田嘉七に引継ぎ單に協賛委員として、今猶ほ社業の擴張に盡力しつゝあるは眞に私を忘れ公に盡すものといふべき歟

既往六年間の大勢

一級町村制施行後の今日を以て之を開村當時に比すれば、其要素に於て異なるものあり同一程度に發達し得ずと雖も、土地の豐饒氣候の清潔交通の便利等は移民招來の因となり、戸口日に増し、事業月に興り、漸進的發達の顯著なるものありて存す、試みに既往六年間の大勢を見るに戸數に於て五百四十八、人口に於て千二百五十を增加し村經濟も亦之に伴ひ増加すべきは、數の免れざる所にして已むを得ざるものといふべく、本村に於ては制度變更の當時猶ほ舊制の存するものあり、村醫其他の雜支出に於て猶ほ多大の經費を要し、昨大正三年度の經費と大差なきものゝ如くなりしも、翌四十三年度に於ては村醫を廢し雜支出を減じ、其總額一万一千五百八十五圓十二錢九厘の多きに及べり、然るに世運の進歩は漸次增加の傾向を示し來り、昨大正三年度に於ては四十二年度に比するも八百五十一圓餘の增加となり、翌四十三年度に比すれば實に一万二千四百三十六圓餘の増加となれり、當時の事情斯の如きを以て四十二年度は之を別とし、明治四十四年度以降四年間を以て之を四十三年度に比すれば、四十四年

度に於ては二千五百九十九圓餘の増加にして一割一分二厘弱、大正元年度に於ては七千百〇四圓餘の増加にして三割〇六厘弱、二年度に於ては一万〇〇四十八圓餘の増加にして四割三分三厘強、三年度に於ては一万二千四百三十七圓餘の増加にして五割三分五厘強に當れり、然れども戸口の増加は優に其一部を補へ一人一戸の負擔額に至りては、明治四十四年度を除き敢て大なる差違なきものゝ如し

右は單に經常費にのみ對する計算を示したるものにして、之に臨時部を計入するときは更に大なる計數を示すべし、即ち明治四十四年度に於ては同年八月の水害に罹り之が復舊工事に着手し、翌大正元年八月の竣工に係る晚生内道路延長二里餘橋梁の架設二十一の多きに達し、此間約一ヶ年を費し工費總額二万二千百三十一圓餘にして、地方費の補助一万五千四百九十二圓餘を除くも、村民の負擔は六千六百三十九圓餘の多きに達すべく、況んや同年度に於ては沼貝尋常高等小學校に於ける、御真影奉置所建設の爲め工費五百餘圓を投じ、翌年同校増設のため更に工費五千餘圓を要せしに於てをや、大正二年六月を以て竣工したる岩見澤砂川間六里餘の國道修繕は、砂利の坪數八百九十一坪餘にして工費千六百二十八圓七十五錢、地方費の補助六百圓を除くも千〇二十八圓餘は村民の負擔となり、翌年一月更に該道路の補修工事を爲し工費二千二百九十二圓餘を投し、同年五月を以て竣工したるもの地方費の補助僅々三百五十餘圓、差引千九百四十二圓は村民の負擔とし沿道部落民の勞力寄附に係るの外、大正三年

度に於て起工竣工したるものは、晚生内道路延長二千九百九十三間餘の修繕工事を初めとし、此工費二千〇九十五圓四十九錢七厘を投し、更に窮民救濟の目的を以て該道路の補修工事を爲し、延長二千百二十三間六分工費五千九百九十九圓八十三錢八厘之に次ぎ、美唄一ノ澤間の道路延長九百六十八間八分四厘工費九百九十九圓十一錢六厘、美唄岡部間道路延長六百九十間工費八百三十六圓六十二錢五厘、美唄停車場及練兵場道路延長百〇四間工費百五十一圓三十二錢、茶志内一線道路延長千二百九十九間工費千三百三十圓三十一錢三厘、茶志内九線道路延長九百七十六間工費一千百八十三圓四十錢、茶志内十三號川道路延長四百十四間工費五百〇一圓九十七錢五厘、光珠内下ノ中澤道路延長千百〇四間工費千三百三十八圓六十錢、光珠内間ノ澤道路延長四百十五間工費六百五十八圓八十一錢三厘、此道路總延長一千〇〇八十五間四分四厘にして、砂利の總坪數千三百六十六坪四合二勺餘の多きに達し、工費總額一万三千圓に對し地方費の補助六千五百圓、差引六千五百圓の不定額は是れ又村民の負擔に屬せり以上の大勢にして、外光珠内三號川橋より奈井江川橋に至る間に於て、施行せる砂利敷工事は工費千四百三十三圓五十錢にして、地方費の補助九百圓九十錢あり村民の負擔五百三十一圓六十錢に過ぎず、茶志内停車場豫定地に通ずる新開鑿道路延長百四十間と、茶志内七線道路新開鑿工事延長二千百六十間八分二厘とは、茶志内兵村部落の寄附に依り施行するの工事にして、村民一般の負擔に屬せざるも村發展上必要なりといはざるべか

らず、之等の経費を加算するときは其膨張更に一層の多きを加ふべきも、交通の便否は直に地方の盛衰消長に影響を及ぼすものとせば、進取的村經營の策としては機宜に適するの施設といふべく、曩々に石狩炭礦株式會社が計畫せる私設専用鐵道は、礦區の係争問題より一時工事中止の已むなきに至りしも、時代の推移に伴ひ其目的を變更し私設輕便鐵道として、一般貨客の取扱を爲すべき方針の下に昨大正三年三月工を起し、同年十一月開通を見るに至り交通上茲に一生面を開き、該地方炭礦の開坑と共に櫻井良三なるものも又自己の農場一部を割き、百五十餘の宅地を設置し之を開放して一般希望者に貸與せしに、開放後間もなく貸付済となり新に家屋を建築移轉するもの七千餘棟、百有餘戸の多きに達し吳服店、雜貨店、旅人宿、料理店、湯屋、理髮店等軒を並べて開業し茲に一市街の成立となり、鐵道開通後は更に一層の繁昌を來たし請願巡查派出所、眞宗派興正派説教所等新に設けられ他の移住者も亦尠からず、確たる統計なきを以て茲に言明する能はざるも、本年に入り戸數の増加は全村を通じて約三百に達せりといふ、今明治四十二年一級町村施行後に於ける戸口及經費負擔額を示せば左の如し

戸口及經費負擔表

(經常費のみ計上せり)

年 度	戸 數	人 口	村 費			村 稅		
			村 費	一戸 當	村費 一人 當	村稅 一戸 當	村稅 一人 當	村稅 一人 當
四十二年度	一八五八	二一八二〇	三四八一五・三五九	二四・四二・七〇八	一八・七三八	二九四六	一三・一三九	二・〇六五
四十三年度	二〇八五	二三・四二	三三・三〇・三二九	二〇・九五・九七九	一一・一四三	一八・七三	一〇・〇五六	一・六八九
四十四年度	二二〇八	二二・二七	三三・四四八	二三・四四八	一一・三〇一	二・七五	一一・二三八	一・八八六
大正元年度	二二二七	二三・一五八	三五八二九・五三六	三五八二九・五三六	一一・三三九	二・三五	一二・三三六	一・九九三
大正二年度	二三八八	二三・九四〇	三三・二七八・九九五	二六・九三・八五〇	一一・四三九	二・三八七	九・一五八	一・五三三
大正三年度	二三九八	二三・〇七〇	三五・六六七・三三六	二〇・九五四・四八九	一一・五四五	一・四・八七四	八・七三五	一・六〇六

戸口増減の内容

明治二十八年戸長役場設置當時の現在に依れば、本村の戸數一千〇十戸人口四千八百四十二人なりしが、昨大正三年十二月末に至り戸數二千三百九十八、人口一万三千〇七十の多きに達し戸數に於て千三百八十八、人口に於て八千二百二十八の增加を示し、一ヶ年の平均戸數六十九戸四分人口四百十一人四分に當れり、僅々二十年の間に於て斯る増加を來たせしが如きは、之を偉大の進歩發達といはざるべからず、試みに其概要を見んか明治二十八年戸長役場設置の當時より、三十四年に至る六ヶ年間は増加の率最も多く戸數千百二十二、人口四千六百十九にして一ヶ年の平均戸數百八十七戸七百六十九餘に當れり、而して翌三十五年に至り戸數四百〇七戸人口千二百二十七戸を減じたるは、水害等のため他に退轉したるものありしに依るべし、三十五年以後三

十七年に至る三ヶ年間は敢て大なる増減を見ざりしが、三十八年以降漸次回復の傾向を示し昨大正三年に至り、戸數五百八十六人口三千百四十二を増し以て現數を示せり、今之を一ヶ年の平均に割當るときは戸數七十三戸二分五厘、人口三百九十二人七分五厘の多きに達せり、然るに昨大正三年度が前年に比し戸數一百十戸の増加に拘はらず、人口に於て八百七十を減じたるは権太其他に出稼したるものに依れり

戸口増減表

大正三年十二月調査

年 度	戸 數		口 計	年 度	戸 數		口 計
	男	女			男	女	
二十八年度	一、〇二〇	二、六六三	二、二七九	三十八年度	一、八二二	五、一〇四	九、九二八
二十九年度	一、三三二	三、一二二	二、五七二	三十九年度	一、八八八	五、五八九	一〇、七八三
三十一年度	一、五八三	三、七七八	三、三四三	四十一年度	一、九三七	五、〇九四	一一、五八一
三十一年度	一、九六六	四、二九四	三、五八八	四十一年度	一、九四八	六、一〇四	一二、二三〇
三十二年度	二、〇九五	四、七三〇	三、八八四	四十二年度	一、九五八	六、一八三	一二、四一〇
三十三年度	二、一七〇	四、九一四	四、一九八	四十三年度	一、九五八	六、五五六	一、八五〇
三十四年度	二、二三三	五、一四八	五、一四八	四十四年度	一、九五八	六、五三六	五、八〇六
三十五年度	二、二五五	四、五八八	四、五八八	大正元年度	一、九五八	七、〇九一	五、九二二
三十六年度	二、二七五	四、六七四	四、六七四	大正二年度	一、九五八	六、〇六七	二、二四八
三十七年度	一、七五六	四、四七四	四、四七四	大正三年度	一、九五八	六、七二六	二、三一五八
	四、五三七	九、〇二一	九、〇二一		二、三九八	六、三九〇	二、三九四
					六、七八〇	六、三九〇	二、三〇七〇

將來の村勢豫想

明治二十八年戸長役場設置後僅々二十年の間に於て、斯る偉大の進歩發達を來たせしは大に喜ぶべし、試みに既往の大勢を以て將來を豫想するときは、毎年戸數に於て九十六人口に於て四百十一餘の増加を來たし、今後十年間には戸數三千〇九十二人口一万七千四百十二となるべし、然れども是れ即ち元始的開村當時に於ける趨勢にして、守勢的今後も果して斯る増加の率を示し来るべきや、大正元年以降大正三年に至る最守勢的今後も果して斯る増加の率を示し来るべきや、大正元年以降大正三年に至る最近三ヶ年間の戸數が、前數年に比し著しく増加したるは石炭採掘等の計畫に依り、該地方新に一小市街の成立したるに依るものにして、該事業の擴張と共に今後更に一層の増加を來たすべし、而して昨年末の人口が前年に比し八百七十を減じたるは、再昨年に於ける凶作其他の結果出稼者の多きに依ると雖も、是等は今後村勢の順潮に趣くと共に漸次復歸するに至るべし、今明治四十二年後最近六箇年間に於ける生死者の數を見るに、出生三千二百九十八に對し死亡者千四百七十三となり、之を一ヶ年の平均數に割當するときは出生五百四十九人六分強、死亡者二百四十五人にして差引三百〇四人一分強の差あり、故に本村の人口は今後他に移住し來るものなしとするも、十年以後に於ては優に一万六千百十二人餘となるを得べく、若し夫れ目下北海道廳に於て計畫中に係る石狩川左岸灌漑溝にして、完成するの曉に於ては未開の平野約一万町歩

村有財産の現状

四八

は水田と化し、更に農家二千戸を收容し村勢の前途一大發展の兆ありといふべし

生死者對照表

大正三年十二月調査

年 度	公		生 計	男 私	女 私	合 計	男 死	女 死	合 計
	男	女							
四十二年度	二〇九	二七九	二〇一	二九三	二七七	三〇二	二九一	二九三	四八
四十三年度	二一四	二四四	二三〇	二九四	二八九	三〇一	二九九	二九五	四九
十四年度	二一六	二四六	二三三	三〇三	二八六	三〇二	二九九	二九七	五〇
大正元年度	二一七	二四七	二三四	三〇四	二九七	三〇三	二九八	二九八	五一
大正二年度	二一九	二四九	二三六	三〇六	二九九	三〇五	二九九	二九九	五二
大正三年度	二二一	二五二	二三七	三〇七	三〇七	三〇七	二九九	二九九	五三

村有財産の現状

村有財産は積立金を主とし土地之に次ぐ、而して積立金より生ずる利子及土地の賃貸料は、一ヶ年を通じて六百四十一圓四十錢三厘にして其内譯左の如し

村有財產調

大正四年四月現在

種 別	口數	反 別	時 價	積 立		拓 植 債 券	銀 行 貯 金	金 額	時 價
				建 物	地 土				
公共用地									
原畠	一	一	一	一	一	一	一	一	一
墓地	三	三	三	三	三	三	三	三	三
火葬地	一	一	一	一	一	一	一	一	一
樹木地	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一
地	一	一	一	一	一	一	一	一	一
土	一	一	一	一	一	一	一	一	一
植	一	一	一	一	一	一	一	一	一
墓	一	一	一	一	一	一	一	一	一
原	一	一	一	一	一	一	一	一	一
畠	一	一	一	一	一	一	一	一	一
地	一	一	一	一	一	一	一	一	一
火	一	一	一	一	一	一	一	一	一
葬	一	一	一	一	一	一	一	一	一
樹	一	一	一	一	一	一	一	一	一
地	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一					

今試みに村民資力の基礎たるべき土地の状態如何を顧みるに、本年四月末現在の總反別一万七千四百〇六町五反八畝歩にして、之を昨年末の現在戸数二千三百九十八に配當するときは、一戸平均七町二反五畝餘に當り頗る多きが如しと雖も、右は總地積に對するの計算にして其收入を豫定し得ざるものあり、其收入を豫定し得べきは田畠等にして九千〇九十二町九反四畝十步、更に之を總戸數に配當すれば一戸平均三町七反九畝二十餘歩となり、甚だ過少の觀あるも美唄峰延炭山の各市街には多數の商工家あり、加ふるに美唄峰延の各炭礦に於て勞力に從事するもの又尠からず、實際農業に從事しつゝあるものは其自作と小作とを問はず、專業と兼業とを論せず總數二千二百十二戸、六千六百三十九人（男三千四百七十八、女三千百六十一）にして、一戸平均四町〇九畝二十餘歩一人の耕作反別一町三反六畝餘に當れり、此田畠より生ずる所の農產物一ヶ年の收益如何を見るに、八十一萬〇〇九十三圓九十三錢八厘にして一戸平均三百六十四圓五十七錢となり、一人の收得額平均百二十二圓〇二錢餘に該當するものゝ如し、之を總戸數に配當すれば一戸平均三百三十七圓八十一錢九厘となり、總人口の一万三千〇七十に割當するも猶ほ且つ六十一圓八十一錢餘に當れり、況んや五百三十八の兼業者は商業其他の本業あり、農家の多くも又畜産其他の副業を以て收益を圖りつゝあるに於てをや

畜産及家禽の一部には年々全部の收益を見る能はざるものあり、今之等の收益を除き

其他を合算するときは五万九千百五十八圓三十一錢となり、之に農產全部を加ふるときは八十六万九千二百四十九圓二十五錢餘となる、況んや畜産家禽等も又年々多少の收益を見るあるに於てをや、附近の林野は歲と共に開發せられ村民資力の一たる耕地は月と共に増加し、各炭礦の發展に依り村民の收益は更に一層の膨大を來たすべく、村費其他の公課を控除するも慥かに一家を支持するに足るべし、今本年四月末現在の民有土地を列舉すれば左の如し

民有土地調

大正四年四月現在

地目	反別	時價	地目	反別	時價
山林地	四二・六九一五 六四・九七三七 九〇・三七・九六一三 四・三五四・五〇一二	四二・六九五・〇〇〇 三五・七三七・九九五 二・七〇八・三八九・二〇〇 一七四・一八〇・二二〇	原牧場地	三・八六一・〇四三三 四六・七四〇四 九・五五一〇 三・〇三八・八一四・四三八	七七・三〇・九五〇 一・四〇一・二〇三 一九三・〇七〇
計					
	一七・四〇六・五八一五				

備考 本表は土地臺帳に依り調査したるものなるを以て種目の變更なきも水田として實際耕作はあるもの昨年末の現在千七百二十五町六反八畝餘の多きに達せりといふ

行政機關

◎沼貝村役場 明治二十八年九月戸長役場の設置に依り建設せられ、元美唄市街の南端にありしが年々の水害に罹り、三十一年八月現在の個所に移轉し幾回か修繕を加ふ、建家總數三十三坪餘の平家にして外に二坪半の物置あり、建設後二十五年の歳月を経過するに依り破損の個所多く、本年は大禮紀念として之が改築の議決せりといへば、近き將來に其面目を一新し美唄市街の壯觀を添ふべし、現村長真田嘉七にして助役以下の吏員左の如し

役場吏員

大正四年四月現在

職名	氏名	就職年月日	職名	氏名	就職年月日
助役	稻垣元則	大正二年七月九日再選	書記補	中野正定	大正二年九月十八日
收入役	宮田利一	大正二年七月九日當選	書記補	岡本榮二郎	明治四十四年七月廿七日
書記	横山庚馬	明治四十二年四月一日	書記補	瀧敬吉	大正二年十二月十六日
書記	右野喜作	明治四十四年四月七日	書記補	片倉廣志	大正二年十月三十一日
書記	佐竹秀馬	明治四十二年四月一日	書記補	高橋徳次郎	大正二年六月十七日
常一	高須常一	明治四十四年一月廿五日	岩淵郁哉		大正四年一月十八日

國防機關

（一）軍人分會

◎沼貝分會 帝國在郷軍人會第七師團札幌支部の所管に屬し、明治四十三年八月沼貝尋常高等小學校に於て發會の式を擧げ、會長に後備陸軍工兵大尉正六位勳五等有末孫太郎、副會長に退後陸軍歩兵中尉從七位勳六等渡部尙武を推し、會旗の授與式等あり茲に呱々の聲を擧ぐるに至りしか、大正二年八月副會長渡部尙武の退村轉住に依りて、現副會長退後陸軍騎兵少尉正八位勳六等渡邊政治其後を襲ふ、現在會員二百六十名村役場内に於て其事務を取扱ふ

（二）在郷軍人

◎陸軍 現時村内に本籍を有する在郷軍人にして准士官以上のものは、後備陸軍工兵大尉有末孫太郎、退後陸軍歩兵中尉渡部尙武、後備陸軍歩兵少尉右野喜作、退後陸軍騎兵少尉渡邊政治、後備陸軍三等軍醫大塚友太郎、後備陸軍工兵特務曹長真田嘉七、後備陸軍工兵特務曹長平城房太郎、後備陸軍工兵特務曹長加藤三也等にして、下士以下六百二十七名其兵種官等及役別左の如し

陸軍在郷軍人

大正四年四月現在

兵種			官等			歸休豫備後備			既教充兵種育未教			計		
工	步	騎	兵	兵	兵	兵卒士	兵卒士	兵卒士	兵卒士	兵卒士	兵卒士	兵卒士	兵卒士	兵卒士
一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	五	四	七	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	四	二	六	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	六	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	四	一	四	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	七	五	二	四	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一
經衛輜重			兵種			官等			歸休豫備後備			既教充兵種育未教		
計			理生重			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士			兵卒士			兵卒士			兵卒士		
計			兵卒士</											

(二) 消防

◎沼貝消防組 明治三十六年十一月時の駐在巡查荒勝記が奔走の結果と、海老名廣吉、水谷藤三郎、杉野仁三郎、岡田善吉郎及故近藤清助等の盡力とに依りて創設せられ、組頭以下四名の小頭と四十名の消防手とにより成り、鈴木竹四郎、吉積儀藏、谷本秋次、山田與三松等の數代を經現組頭海老名廣吉に至る、小頭には奥山奈良藏、宇高玉市、岡本友市、野村甚太郎等其任に當り、岩見澤警察署の所管に屬し本村唯一の警備機關たり

(三) 組合

◎美唄火災豫防組合 大正二年十一月の創立にして美唄市街地にあり、正副組合長以下五名の世話掛を以て組織し、火災豫防に關する設備及其方法を研究實行するものにして、組合長岡田善吉郎、副組合長谷口松太郎、尾崎元次、吉田庄七、田中昊、中村爲次郎、林千代次等其世話掛たり

◎衛生火防婦人組合 火災豫防又は個人衛生等に關する注意は、多く勝手の主宰者たる婦人にありとし、大正三年九月沼貝尋常高等小學校に於て發會式を擧げ、組長に眞田恒子副組長に藤本瑞稚を推し、幹事として本山富子外十一名を指名し茲に全く其組織成り、眞田嘉七外七名を顧問に林千代次外五名を世話掛に嘱託し、活動開始の運びに至れり組合員百四十九名村内の婦人連を以て組織す

教育機關

(一) 教育制度の變遷

明治二十四年屯田兵司令部に於て美唄茶志内光珠内の三部落に學校を設け、兵村各地に於ける子弟教育の普及を計るに至りしが、二十七年六月今之沼貝尋常高等小學校を改めて公立とし、二十九年二月次で茶志内光珠内の兩校をも改めて公立學校とし、三十一年四月沼貝尋常小學校に高等科を併置するに至り、三十三年二月字茶志内中村農場に尋常小學校を設け、同年四月字茶志内京極農場、字茶志内高島農場、字美唄美培支場、字美唄開發宅地、字光珠内富樫農場の五ヶ所に教育所を置き、同年五月茶志内沼南(光珠内)の兩尋常小學校に高等科を設け、同年六月字光珠内峰延に教育所を設置し、兒童就學の便に供し、三十七年八月時局の影響に依り茶志内沼南兩校の高等科を廢し、三十八年三月更に字茶志内中村農場に教育所を設け、翌年四月峰延教育所の組織を改め尋常小學校とし、同年八月字美唄盤の澤に簡易教育所を置き、同年五月茶志内沼南例に依り茶志内沼南兩校の高等科を復興し、四十一年五月沼貝校の高等科修業年限二ヶ年を三ヶ年に延長し、四十三年一月開發教育所の一部を割き字美唄小川宅地に特別教授場を置き、四十四年五月美培教育所の組織を改め沼貝尋常高等小學校の分教場とし、繼續授業を開始するに至りしが大正二年一月之を廢し、翌年十一月盤ノ澤教

育所の組織を改め我路尋常小學校と改稱し、近く校舍建築の議ある等大に教育の普及を圖るの方針を以て、現在の三併置三尋常並に五教育一特別等の教育制度となれり、本年四月末日に於ける在籍兒童總數二千五百四十三人にして、尋常高等及尋常小學校等に於ける在籍兒童の内譯左の如し

各學校在籍兒童數

大正四年四月現在

校名	高		等		科	尋	常		科	校名	尋		常		科	
	男	女	計	男	女		男	女			男	女	計	男	女	
沼貝尋常小學校	一一六			一〇九		尋	一〇六		常	中村尋常小學校	六三			一〇四		科
沼南尋常小學校	三〇			一五五		尋	一五五		常	峯延尋常小學校	一二三			一二三		科
茶志內尋常小學校	三			三五		尋	三五		常	我路尋常小學校	一八六			一九六		科
				二三九		尋	二三九		常					三三二		科
				一二三		尋	一二三		常							科
				三五二		尋	三五二		常							科

(二) 學 校

◎沼貝尋常高等小學校 明治二十四年屯田兵司令部の設置に係り美唄番外地にあり、二十七年六月之を公立として授業開始するに至り、二十九年補習科を置き三十一年四月高等科を併置し、同年六月高等科の併置に依り補習科を廢し十一月勅語謄本下賜せらる、三十二年十月校舍増築三十七年六月高等科に農業科を探定し、四十年五月火災に罹り校舍全部を烏有に歸し同年六月新築に着手し、同年十一月新築落成と共に校運隆々として兒童の登校多さを加へ、四十一年四月尋常科に手工を加へ同年五月高

等科の修業年限を三ヶ年に延長し、四十四年八月御真影の下賜に次て同年九月戊申詔書寫本の下付あり、同年十月御真影奉置所の建設に着手し翌十一月を以て竣工を見るに至り、四十五年七月更に校舍の増築を行ひ大正元年十二月竣工す、現校長石林良輔にして校有財產は銀行貯金の三十八圓四十四錢と、拓殖債券の四百圓に加ふるに現金三千二百五十八圓あり、一ヶ年の收入合計二百四十九圓七十五錢餘の多さに達す

歴代の校長

大正四年四月調査

氏名	就職年月	氏名	就職年月	氏名	就職年月
内田京太郎	明治二十七年六月	梁瀬勝吾	明治三十四年五月	小山内東	明治三十八年三月
高田不二夫	明治三十三年七月	山口友八	明治三十四年三月	石井貞輔	明治四十三年四月
今村慈夫	明治三十四年二月	福澤壽之進	明治三十六年二月		

◎沼南尋常高等小學校 光珠内番外地にあり是れ又屯田兵司令部の設置に係り、二十九年三月改めて公立沼南尋常小學校と稱し、三十一年六月二ヶ年の補習科を附設し同年十一月勅語謄本の下賜あり、三十四年五月高等科を併置し同年六月校舍増築十二月竣工す、三十七年八月高等科を廢し翌年九月新例に依り之を復興し、四十一年二月再び校舎の増築に着手し同年十月其竣工を見るに至り、四十四年九月戊申詔書寫本の下附等あり現校長佐藤忠助

歴代の校長

大正四年四月調査

氏名	就職年月	氏名	就職年月	氏名	就職年月	氏名	就職年月
藤井眞太郎	明治二十九年三月	林喜代治	明治三十七年九月	佐藤忠助	明治四十一年三月		
深川力一	明治三十四年五月	北豊松	明治三十七年三月				
村上千松	明治三十四年十月	井口徳之	明治三十九年四月				

◎茶志内尋常高等小學校 茶志内番外地にあり是れ又屯田兵司令部の設置に係り、二十九年三月改めて公立茶志内尋常小學校とし、三十一年六月二ヶ年の補習科を置き同年十一月勅語謄本下賜せられ、三十四年五月高等科を併置し同年六月校舍増築十二月竣工す、三十七年八月一時高等科を廢し翌年九月新例に依り之を復興し、四十一年二月再び校舎の増築に着手し同年十一月其竣工を告ぐ、四十四年九月戊申詔書寫本の下付等あり現校長井上包太郎

歴代の校長

大正四年四月調査

氏名	就職年月	氏名	就職年月	氏名	就職年月	氏名	就職年月
内田京太郎	沼貝尋常學校兼務	彌富成章	明治三十七年三月	石井末之助	明治四十三年十二月		
前和宴	明治三十四年四月	牧野武三郎	明治三十八年十一月	井上包太郎	大正二年四月		
常葉隆久	明治三十五年六月	石橋悟良	明治四十一年二月				

◎中村尋常小學校 明治三十三年二月位置の指定に依り授業開始の運びに至り、同年十月勅語謄本下賜せられ翌年九月校舍建築認可、三十五年現在の個所に位置變更同年十一月工事落成す、四十四年九月戊申詔書寫本の下付あり現校長末次要吉

歴代の校長

大正四年四月調査

氏名	就職年月	氏名	就職年月	氏名	就職年月	氏名	就職年月
高田不二夫	沼貝尋常小學校兼務	天野久馬	明治三十四年四月	末次要吉	明治四十五年四月		
神尾久吉	明治四十二年二月	細山興治	明治四十三年六月	金木光平	明治四十五年四月		

◎峰延尋常小學校 明治三十三年六月峰延簡教育所として創設せられ、三十九年四月其組織を改め峰延尋常小學校と稱し、二學級を編制するに至り同年十一月勅語謄本の御下賜あり、四十二年九月位置の變更と共に校舍改築同年十二月竣工す、四十四年九月戊申詔書寫本の下付あり現校長金木光平にして、三十九年組織變更に依り赴任したる校長岩崎正にして二代以後左の如し

歴代の校長

大正四年四月調査

◎我路尋常小學校 明治三十九年八月盤ノ澤簡易教育所として創設せられ、四十二

教育機關

六二

年十二月勅語謄本下賜四十四年九月戊申詔書寫本の下付あり、大正三年十一月組織變更我路尋常小學校と改稱するに至り、目下敷地の移轉校舍改築の議あり現校長河本吉にして、組織變更後唯一の校長に屬し字美唄盤ノ澤にあり

(三) 教育所

名稱	所在地	創立年月	在籍兒童		教授主任	就職年月
			男	女		
京極教育所	茶志内京極農場	明治三十三年四月	二七	二二	四八	佐藤今朝藏
高島教育所	茶志内高島農場	明治三十三年四月	八	七	一五	沼倉猛
元村教育所	茶志内中村農場	明治三十八年二月	三三	三二	四四	大島健太郎
富樺教育所	光珠内富樺農場	明治三十三年四月	五〇	三二	八一	山本春次
開發教育所	美唄開發宅地	明治三十三年四月	二五	一八	四三	中谷英一
小川特別教場	美唄小川宅地	明治四十三年一月	三	一七	四八	永原幸吉
			四八	永原幸吉	大正三年六月	大正五年一月

備考 本表の小川特別教授場は開發教育所より分離したるもの同教育所の所屬たり

(四) 學務委員

教育費の豫算編制又は學校の設備就學兒童の獎勵等に關し、管理者の諮問に應じ之が實行を期するもの、明治二十七年二月勅令第十一號學務委員に關する規定、三十三年十二月北海道廳令第百〇七號學務委員規則等あり、本村に於ても又此機關を設け毎年二回若くは三回の會合を爲し、豫算の編制又は其他の事項に關し協議を爲し來れり、

學務委員現在の住所氏名を擧ぐれば左の如し

學務委員

大正四年四月現在

出身別	住 所	氏 名	出身別	住 所	氏 名
村議員	光珠内二四兵村	瀧喜四郎	村公民	茶志内中村農場	大塚直從
村議員	茶志内京極農場	植木豊助	村公民	美唄美培農場	武田功
村議員	美唄二七兵村	山本仙次郎	村公民	茶志内二四兵村	有末孫太郎
村公民	光珠内峰延市街	是安修一	村公民	沼貝尋常高等學校内	石井良輔

明治三十一年一月勅令第一號を以て學校醫設置方規定せられ、次で學生々徒の身體検査其他トラホーム検診等の件制定あり、學校醫を置きて兒童の身體検査又はトラホームの檢診を爲し、之が豫防救治の策を講ずるは最も緊切の事に屬するを以て、從來之を實行し來れり村現在の學校醫は藤本脣にして、沼貝全村に涉る各學校及教育所等を擔任しつゝあり

(五) 學校醫

◎保護者會 明治四十四年一月の創立にして沼貝尋常高等小學校内にあり、同年四月大會を開きて規則其他を議定し正副會長各一名を置き、會長に渡邊政治を推し該通

學區域内の父兄を以て組織し、學校と家庭との連絡を親密ならしめ兒童教育の改善を期するにあり、本年四月改選の結果會長に山本仙次郎副會長に渡邊政治當選し、杉野仁三郎外四名を評議員に吉積儀藏外六十一名を地方委員に推舉す

宗教機關

(一) 神社

◎空知神社 明治二十四年創めて屯田兵特科隊を配置せられ、爾後二十七年に至るの間毎年百戸宛移住し、村勢發展の兆歴然たるものあるを認め村民協議の結果、天照大神（大己貴神、少名彥神）大山祇神（倉稻魂神、埴安姫神）を移し、毎年九月十一日例祭を六月十一日夏季祭を執行する等茲に敬神の念起り、三十三年五月一社創立を出願して本社及拜殿を建築するに至り、三十四年九月公稱許可せられ空知神社と稱し、翌年四月敷地の移轉に依り現在の個所に移し奉り、四十五年六月村社の稱號許可せられ村民一般の尊信する所となる、社掌太田正賢にして創立當時より其職にあり盡す所尠からず、社有財產としては境内地八反三畝二十歩と境外畠四町四畝五歩、本社其他を合せ建物總計二十三坪を有し美唄市街の中央にあり

◎峰延神社 字光珠内峰延原野千七百十九番地に鎮座す、祭神は天照大神にして毎年九月八九の兩日を以て例祭を行ふ、三十八年十一月一社創立を出願し四十年五月公

公稱許可せられ峰延神社と稱し、四十一年一月本社建築同年十一月建物の保存登記を爲し、大正二年一月敷地變更社殿移轉等の出願あり、未だ社格を有せざるも社有財產としては建物八坪三合餘と、境内地一反六畝十五步境外畠三町七反十三歩と外に債券貯金等四百二十一圓あり、信徒戸數二百五十にして社掌山形友藏之を管理せり

◎沼貝神社 明治二十四年初めて屯田砲兵隊を配置せられ、毎年三十戸宛二十七年に至る四ヶ年間之を移住せしむるの時、其據るべき主神なきを憂ひ時の中隊長玉虫教七なるもの、八幡大神の神靈を奉移し敬神報國の道を教ふるに、村民の崇敬最も篤く附近移民の増加と共に一社創立を出願し、四十二年三月公稱許可せられ沼貝神社と稱し同年五月本社建築、毎年九月二十日を以て例祭を執行す信徒戸數二百五十餘戸、未だ社格を有せざるも社有財產建物總數二十餘坪と、境外原野四町六反二畝二十二歩と畠五反歩とあり、境内地積一千〇五十坪にして光珠内二千二百九十二番地にあり

◎茶志内神社 明治二十四年創めて屯田工兵隊を配置せられ、同年より翌二十五年に涉り移住の工兵戸數六十に及びしも、未だ神社の拜すべきものなく同志相謀り一社を創立し、二十五年初めて假社殿を築く是れ即ち本社の根源にして、其後二十六七の兩年に涉り更に六十の移住者あり此舉を賛し、二十七年本社及拜殿其他の建築に着手し同年總ての竣工を見るに至り、大正二年三月公稱許可せられ茶志内神社と稱す、祭神は天照大神にして毎年六月九月の十七日を以て例祭を行ふ、本社一坪五合及拜殿十

坪とその他を合せ總計十八坪餘の建物と、境内地一反三畝十步境外畑二町五反歩とは本社の財產に屬す、信徒戸數五百九十餘戸字茶志内千五百二十二番地にあり

(二) 寺院

◎沼貝寺 明治二十五年前々住職高橋泰山美唄川畔に小庵を結び、之を根據として布教に從事し遂に一寺を創立するに至り、三十年四月寺號公稱許可の濫觴にして、三十二年五月堂宇建築同年十月更に庫裡を建設し、三十五年一月高橋泰山の逝去に依り根岸義誠其後を襲ぎ、三十六年六月現住職幸山泰成本山特命使として來山す、本尊は阿彌陀如來にして淨土宗西山派に屬し、京都東山禪林寺の末葉にして永泰山淨土院と號し、四十四年十一月本堂及庫裡を改築し其面目を改む、檀家戸數百九十寺有財產畑一町七反九畝二十歩美唄番外地にあり

◎法王寺 本尊は阿彌陀如來にして真宗本派本願寺派に屬し、明治三十五年六月公稱許可せられて無上山法王寺と稱し、三十五年七月堂宇及庫裡を建築して入佛の式を行ひ、脇座として親鸞聖人、蓮如上人、明如上人、三朝七高僧及聖德太子を安置す、四十二年一月前住職山岸了觀死亡に依り現住職松山智教其後を襲ふ、檀家戸數百九十八寺有財產畑十町歩を有し字茶志内番外地にあり

◎善來寺 明治三十年一月川越善來よりて説教所を設け、布教に從事したるもの本

寺の前身にして淨土宗西山派に屬す、三十六年一月堂宇建設と共に從來の説教所を庫裡とし、同年六月公稱許可せられ善來寺と稱し字光珠内番外地にあり、本尊は三尊善光寺如來にして光珠山法性院と號し、四十五年二月前住川越善來の死亡に依り現住眞野準壯其後を襲ぐ、檀家戸數百二十八寺有財產畑六町五反三畝十歩

◎西寶寺 明治三十四年三月前住間島二榮開教の目的を以て、字美唄美培農場に初めて興正派の説教所を設置し、熱心以て布教に從事したるの結果信徒の數も増加するに至り、三十六年一寺創立の資格を得現在の個所に移轉し、同年五月其創立を出願し七月公稱許可せられ西寶寺と稱し、前住間島二榮老齡寺務に堪ひざるの故を以て現住間島慈峰之を代り、三十八年六月堂宇及庫裡の建築に着手し同年八月竣工を見るに至り、四十四年宗祖の六百五十回忌を紀念とし梵鐘を鑄造し、翌年九月其法要を營む等本村に於ける梵鐘鑄造の先驅といふべく、本尊は阿彌陀如來にして真宗興正派に屬し、脇座として祖宗見眞大師、前住本常上人、聖徳太子及び七高僧を安置す、院と號紫雲山慈光し字美唄八十番地にあり檀家戸數百六十二、寺有財產畑七町七反二畝二歩と田一反五畝歩とあり

◎正教寺 明治三十三年五月蓮池雲嶺なるもの此地に足を駐め、附近の信徒を集め美唄屯田公有地の養蠶場を買受け、同年十二月之を説教所とし峰延説教所と共に管理し來り、三十五年一月滋賀縣人清成連城なるもの、赴任となりしも、前途の見込なし

の事由に依り在住僅に四ヶ月を以て辭去し、同年五月現住職永岡左南本派本願寺の布と教使として來任し、熱心布教の結果信徒の増加と共に同年七月美唄番外地に土工を起し、同年十一月堂宇を移轉改築し遂に一寺創立の出願を爲し、三十七年三月公稱許可せられ日野岡山正教寺と稱し、三十九年五月庫裡を新築し以て今日に至れり、本尊は阿彌陀如來にして真宗本願寺派に屬し、脇座として宗祖親鸞聖人、中祖蓮如上人、前住明如上人、聖德太子並に七高僧等を安置す、檀家戸數二百二十五寺有財產田畠等を合せて六町〇〇十八歩

◎行順寺　字光珠内峰延一番地にありて真宗大谷派に屬す、明治二十九年三月前住鎌門實堂人口の増殖に對する、布教の必要を感じ大谷派説教所を設け信徒を募集し、熱心布教十年の歲月を積み遂に一寺を創立するに至り、三十八年九月公稱許可せられ鎌門山行順寺と稱し、三十九年三月庫裡及假本堂を建築して入佛の式を行ふ、四十二年四月前住鎌門實堂の死亡に依り現住鎌門鶴鳴其後を襲ふ、本尊は阿彌陀如來にして祖宗見眞大師、嚴如上人、聖德太子、龍樹、天親、曇巒、道綽、善導、源信、源空及七高僧等を奉安す、檀家戸數百二十五寺有財產畠八町八反九畝二十七步

◎蓮教寺　明治二十八年十月蓮池雲嶺來りて説教所を設置す、當時の戸數十餘戸に過ぎざりしが漸次增加の傾向を示し、三十三年十月堂宇及庫裡を建築し翌年十二月退轉す、三十五年一月宮田正眞來りて居ること二年有餘、三十七年一月池田專淨と交代

し翌年十月更に野口真桑來りしも、是れ又一ヶ年に満たずして三十九年四月寺島秀三の交代を見るに至る、僅々十年の間に於て斯く多數の更迭を見しも遂に一寺創立の機運に達し、四十年十二月公稱許可せられ峰延山蓮教寺と稱し、四十四年八月前住秀三の退職に依りて現住寺島義慶其後を襲ふ、本尊は阿彌陀如來にして真宗本願寺派に屬す、檀家戸數百〇九光珠内峰延にあり畠九町四反五畝步は其寺有財產たり

◎法宣寺　日蓮宗妙義派に屬し字光珠内番外地にあり、本尊は中央首題寶塔（兩多寶如來、脇釋迦年尼佛）にして、上行菩薩、淨行菩薩、元邊所菩薩、安立行菩薩の四菩薩を奉安す、明治三十四年五月本堂及庫裡を建築し三十五年三月寶物庫を新設す、本寺は三十三年以後四十年に至る七ヶ年は教會所として教務を見、其重なる建物は元屯田兵の事業場を改造したるものにして、四十年四月一寺創立の出願を爲し翌年四月公稱許可せられ妙泰山法宣寺と稱し、四十二年五月前住廣瀬啓宜由仁廣宣寺兼務として赴任し、現住鈴木圓超其後を襲ふ檀家戸數百十一戸、水田二町一反六畝二十步と畠一町七反歩とは其寺有財產に屬せり

○遍照寺　真言宗高野派に屬し字茶志内十六線にあり、本尊は十一面觀世音菩薩、弘法大師、鎮守辨財天等にして、明治三十年六月同派の布教師釋秀辨來りて布教に着手し、三十一年十月説教所設置の認可を得之を設置し、熱心布教の結果漸次信徒の數も日を追ふて増加するに至り、四十一年五月一寺創立の出願を爲し同年公稱許可遍照

寺と稱し、四十三年十一月堂宇及庫裡を建築して之に移る、檀家戸數百二十九寺有財產畠七町四反七畝步、現住職釋秀辨にして紀州高野山金剛寺の末葉たり

◎常願寺 本尊は阿彌陀如來にして真宗大谷派に屬し、脇座として親鸞聖人、聖德太子、嚴如上人、七高僧の御影を奉置す、明治四十二年九月一寺創立の出願を爲し堂宇及庫裡を建築し、四十三年十月公稱許可せられ大悲山常願寺と稱す、現住職常塙義隆にして檀家戸數百五十餘戸、寺有財產として畠五町步を有し字美唄番外地にあり

(三) 説教所

◎真宗大谷派説教所 明治二十九年四月中村太三郎なるもの其敷地を寄附し、大谷派本願寺へ所屬説教所の創立を懇請し、同年八月該説教所創立の爲め林義本なるものを差向けられ、同年十一月本堂を建築し三十一年一月入佛の式を執行す、三十七年六月前教務者林義本の引退に依り現教務者金浦賢法來る、檀家戸數百十一戸字茶志内中村農場内にあり

◎真宗興正派説教所 櫻井良三、常盤房次、岡田春夫、林吉太郎、二ノ宮定次郎等の主唱に依り、大正三年四月之を設置し同年八月を以て建築落成す、總坪數四十坪二合五勺にして此工費一千〇五十圓を投じ、飯田炭礦を初め櫻井良三其他有志の寄附に係り、檀家戸數五十餘美唄炭山市街の南端にあり、美唄西寶寺の所屬にして間島慈峰出張之を管理す

(四) 教會

◎美唄聖公會 明治二十九年創立許可せられて美唄聖公會と稱す、祭神はイエスキリストにして美唄番外地にあり、三十年五月松島覺太郎來りて布教傳導に着手し、三十年八月小山恒理郎來り之に代り布教に從事し、三十三年七月會堂十六坪を建設し同年八月小川淳一來任、翌年五月奥村忠太郎來り三十六年十一月今井四郎太之に代り、四十年十月更に山田勝造來り四十二年八月管井吉郎之と更代し、同年十二月中村熊次郎大正三年四月田澤廉等の相次て來るあり、創立以來牧師を代ゆる數名大正三年四月以降久しく無牧の現状なりしが、本年一月松島覺太郎の再び來りて傳導に從事しつゝあり、現在の信徒三十一名（男十五名、女十六名）にして、毎年十二月二十五日例祭を行ふ會主ウラーテー、アンデレース

(五) 宣教所

◎美唄宣教所 天理教郡山大教會桃園支教會美唄宣教所と稱し、大正二年十一月宣教所設置を出願し翌年一月許可、同年十二月教堂十八坪五合を建築して之に移る、祭神は天理大神にして國常立尊、國狹槌尊、豐斟渟尊、大苦邊尊、面足尊、煌根尊、伊弉諾尊、伊弉冊尊、大日靈尊、月夜見尊の神靈を主神として奉敬す、信徒戸數百二十戸毎月十日を以て例祭を行ふ、管理者廣岡文藏にして字美唄一番地にあり

(六) 宗教團體

○峰延佛教婦人講　明治三十四年三月の創立に係り峰延蓮教寺内にあり、毎年六回講師を聘し佛教演説衛生講話等を開催し、婦徳の養成其他婦人として必要なる技藝を學ぶにあり、目下講員八十餘名講長に寺島ユウ子副講長には安ステ子を推し、大森ツヤ大森シカ林タマ桶本タミ桶本マツ上川ウメの諸姉幹事たり

○佛教青年夜學會　明治四十一年一月の創立にして美唄正教寺内にあり、毎年十一月より翌年四月の間に於て之を開催し、尋常乃至高等卒業者にして中學入校不可能者に對して、中學程度の學科を授け毎日曜には精神修養の講話を開催し、大に徳性の涵養其他に力むるものにして現在會員五十餘名の多きに達す

○沼貝佛教婦人會　明治四十二年二月の創立にして美唄正教寺内にあり、會員百六十七名毎月一回講師を聘して精神修養の講話を爲し、毎日曜には午後より各會員に對し點茶女禮生花等を教授し、婦徳の養成信仰の鼓吹を以て慈善的事業に盡すにあり、會長永岡田鶴子副會長門田ヒロ子島野ヨシ本城トキ其幹事たり

○大谷派婦人法話會　明治四十二年十二月講師橋智山臨席發會の式を擧ぐ、大谷派婦人法話會沼貝支部と稱し美唄常願寺内にあり、會員九十八名之を特別通常の二種に分ち特別會員十一通常八十七、毎月二十四日本山より上野與仁淺井惠定兩講師の出張講演あり、幹事として常塚ハマ水谷久近藤タネの諸姉其任にあり

○峰延佛教同志會　同志相會して佛教を研究し意志の疎通を圖り、會員相互の公徳

を養成し以て風俗の改善を促すにあり、會員四十餘名會長に齋藤五平副會長に武田喜三衛門、主事として寺島義慶會計として桶本正雄を推し、是安修一外八名幹事の任に當り會務を處理す、明治四十五年三月の組織にして峰延蓮教寺内にあり

○婦人法話會　大谷派婦人法話會峰延支部と稱し峰延行順寺内にあり、大正元年九月の創立にして會員二十七名毎二十五日を會期とし、二諦相依の教旨に基づき婦徳の涵養鼓吹を圖るにあり、會計鎌門梅子にして井山喜三郎大居索吉其世話掛たり

○佛教青年團　佛教の信仰を鼓吹し自他の修養に資するを目的とし、明治四十二年之を設立し本部を京都本山興正寺に置き、支部を美唄西寶寺内に設置す團員目下六十一名、支部委員として藤井安太郎宇高玉市十河幸平之に任す

○華園婦人會　本部を京都本山興正寺内に置き支部を美唄西寶寺に置く、明治四十三年十月の創立にして其目的とする所は、佛教の主義に依り婦人の徳性を涵養し社會的事業に盡すにあり、會員五十七名藤井タミ宇高サタ間島エイ其委員たり

○善來婦人會　大正二年五月の創立にして字光珠内善來寺内にあり、其目的とする所は婦徳の養成を以て愛國護法の念を保つにあり、會員五十八名會長に眞野準壯副會長に穴田市太郎を推し、幹事として友成シカノ笠井フサ奥村ヤチヨ之に任す

救濟機關

(一) 救濟所

◎濟生會救療所 恩賜財團濟生會の囑託に依り設置せられ、大正二年十一月創めて美唄市街地本山醫院内に置く、嘱託醫師本山清久にして昨年中に於ける救養數を示せば左の如し

恩賜財團救療者

大正三年十二月調査

年 度	度別區		全 人 員 金 額	治 療 費	死 亡
	女	男			
大正三年度	一三	一七	三七・八七〇	二三・四四〇	二二
計	三〇	六・五五〇	三三・三六〇	二〇・三〇	三三
大正二年	一七	二九	二七・三二〇	一七・一九三〇	一七
大正二年	一八・六六〇	四	四三・八三〇	六	二六・八二〇
大正二年	二二	二二	二三・六二〇	二八・七四〇	二八・七四〇
大正二年	二三	二二	二〇・三〇	一七・一九三〇	一七・一九三〇
大正二年	二四	二二	一七・一六〇	一七・一六〇	一七・一六〇
大正二年	二五	二二	一六・九三〇	一六・九三〇	一六・九三〇
大正二年	二六	二二	一六・三九八〇	一六・三九八〇	一六・三九八〇
大正二年	二七	二二	一六・三七五	一六・三七五	一六・三七五
大正二年	二八	二二	一六・三六五	一六・三六五	一六・三六五
大正二年	二九	二二	一六・三五〇	一六・三五〇	一六・三五〇
大正二年	三〇	二二	一六・三三〇	一六・三三〇	一六・三三〇
大正二年	三一	二二	一六・三一〇	一六・三一〇	一六・三一〇
大正二年	三二	二二	一六・二九〇	一六・二九〇	一六・二九〇
大正二年	三三	二二	一六・二七〇	一六・二七〇	一六・二七〇
大正二年	三四	二二	一六・二五〇	一六・二五〇	一六・二五〇
大正二年	三五	二二	一六・二三〇	一六・二三〇	一六・二三〇
大正二年	三六	二二	一六・二一〇	一六・二一〇	一六・二一〇
大正二年	三七	二二	一六・一九〇	一六・一九〇	一六・一九〇
大正二年	三八	二二	一六・一七〇	一六・一七〇	一六・一七〇
大正二年	三九	二二	一六・一五〇	一六・一五〇	一六・一五〇
大正二年	四〇	二二	一六・一三〇	一六・一三〇	一六・一三〇
大正二年	四一	二二	一六・一一〇	一六・一一〇	一六・一一〇
大正二年	四二	二二	一六・九九〇	一六・九九〇	一六・九九〇
大正二年	四三	二二	一六・八七〇	一六・八七〇	一六・八七〇
大正二年	四四	二二	一六・七五〇	一六・七五〇	一六・七五〇
大正二年	四五	二二	一六・六三〇	一六・六三〇	一六・六三〇
大正二年	四五	二二	一六・五一一〇	一六・五一一〇	一六・五一一〇
大正二年	四六	二二	一六・四九〇	一六・四九〇	一六・四九〇
大正二年	四七	二二	一六・三七〇	一六・三七〇	一六・三七〇
大正二年	四八	二二	一六・二五〇	一六・二五〇	一六・二五〇
大正二年	四九	二二	一六・一三〇	一六・一三〇	一六・一三〇
大正二年	五〇	二二	一六・〇一〇	一六・〇一〇	一六・〇一〇
大正二年	五一	二二	一五・八九〇	一五・八九〇	一五・八九〇
大正二年	五二	二二	一五・七七〇	一五・七七〇	一五・七七〇
大正二年	五三	二二	一五・六五〇	一五・六五〇	一五・六五〇
大正二年	五四	二二	一五・五三〇	一五・五三〇	一五・五三〇
大正二年	五五	二二	一五・四一〇	一五・四一〇	一五・四一〇
大正二年	五六	二二	一五・二九〇	一五・二九〇	一五・二九〇
大正二年	五七	二二	一五・一七〇	一五・一七〇	一五・一七〇
大正二年	五八	二二	一五・〇五〇	一五・〇五〇	一五・〇五〇
大正二年	五九	二二	一四・九三〇	一四・九三〇	一四・九三〇
大正二年	六〇	二二	一四・八一〇	一四・八一〇	一四・八一〇
大正二年	六一	二二	一四・六九〇	一四・六九〇	一四・六九〇
大正二年	六二	二二	一四・五七〇	一四・五七〇	一四・五七〇
大正二年	六三	二二	一四・四五〇	一四・四五〇	一四・四五〇
大正二年	六四	二二	一四・三三〇	一四・三三〇	一四・三三〇
大正二年	六五	二二	一四・二一〇	一四・二一〇	一四・二一〇
大正二年	六六	二二	一四・〇九〇	一四・〇九〇	一四・〇九〇
大正二年	六七	二二	一三・九七〇	一三・九七〇	一三・九七〇
大正二年	六八	二二	一三・八五〇	一三・八五〇	一三・八五〇
大正二年	六九	二二	一三・七三〇	一三・七三〇	一三・七三〇
大正二年	七〇	二二	一三・六一〇	一三・六一〇	一三・六一〇
大正二年	七一	二二	一三・四九〇	一三・四九〇	一三・四九〇
大正二年	七二	二二	一三・三七〇	一三・三七〇	一三・三七〇
大正二年	七三	二二	一三・二五〇	一三・二五〇	一三・二五〇
大正二年	七四	二二	一三・一三〇	一三・一三〇	一三・一三〇
大正二年	七五	二二	一三・〇一〇	一三・〇一〇	一三・〇一〇
大正二年	七六	二二	一二・八九〇	一二・八九〇	一二・八九〇
大正二年	七七	二二	一二・七七〇	一二・七七〇	一二・七七〇
大正二年	七八	二二	一二・六五〇	一二・六五〇	一二・六五〇
大正二年	七九	二二	一二・五三〇	一二・五三〇	一二・五三〇
大正二年	八〇	二二	一二・四一〇	一二・四一〇	一二・四一〇
大正二年	八一	二二	一二・二九〇	一二・二九〇	一二・二九〇
大正二年	八二	二二	一二・一七〇	一二・一七〇	一二・一七〇
大正二年	八三	二二	一二・〇五〇	一二・〇五〇	一二・〇五〇
大正二年	八四	二二	一一・九三〇	一一・九三〇	一一・九三〇
大正二年	八五	二二	一一・八一〇	一一・八一〇	一一・八一〇
大正二年	八六	二二	一一・六九〇	一一・六九〇	一一・六九〇
大正二年	八七	二二	一一・五七〇	一一・五七〇	一一・五七〇
大正二年	八八	二二	一一・四五〇	一一・四五〇	一一・四五〇
大正二年	八九	二二	一一・三三〇	一一・三三〇	一一・三三〇
大正二年	九〇	二二	一一・二一〇	一一・二一〇	一一・二一〇
大正二年	九一	二二	一一・〇九〇	一一・〇九〇	一一・〇九〇
大正二年	九二	二二	一〇・九七〇	一〇・九七〇	一〇・九七〇
大正二年	九三	二二	一〇・八五〇	一〇・八五〇	一〇・八五〇
大正二年	九四	二二	一〇・七三〇	一〇・七三〇	一〇・七三〇
大正二年	九五	二二	一〇・六一〇	一〇・六一〇	一〇・六一〇
大正二年	九六	二二	一〇・四九〇	一〇・四九〇	一〇・四九〇
大正二年	九七	二二	一〇・三七〇	一〇・三七〇	一〇・三七〇
大正二年	九八	二二	一〇・二五〇	一〇・二五〇	一〇・二五〇
大正二年	九九	二二	一〇・一三〇	一〇・一三〇	一〇・一三〇
大正二年	一〇〇	二二	九・九一〇	九・九一〇	九・九一〇
大正二年	一〇一	二二	九・七九〇	九・七九〇	九・七九〇
大正二年	一〇二	二二	九・六七〇	九・六七〇	九・六七〇
大正二年	一〇三	二二	九・五五〇	九・五五〇	九・五五〇
大正二年	一〇四	二二	九・四三〇	九・四三〇	九・四三〇
大正二年	一〇五	二二	九・三一〇	九・三一〇	九・三一〇
大正二年	一〇六	二二	九・一九〇	九・一九〇	九・一九〇
大正二年	一〇七	二二	九・〇七〇	九・〇七〇	九・〇七〇
大正二年	一〇八	二二	八・九五〇	八・九五〇	八・九五〇
大正二年	一〇九	二二	八・八三〇	八・八三〇	八・八三〇
大正二年	一〇〇	二二	八・七一〇	八・七一〇	八・七一〇
大正二年	一一一	二二	八・五九〇	八・五九〇	八・五九〇
大正二年	一一二	二二	八・四七〇	八・四七〇	八・四七〇
大正二年	一一三	二二	八・三五〇	八・三五〇	八・三五〇
大正二年	一一四	二二	八・二三〇	八・二三〇	八・二三〇
大正二年	一一五	二二	八・一一〇	八・一一〇	八・一一〇
大正二年	一一六	二二	八・〇九〇	八・〇九〇	八・〇九〇
大正二年	一一七	二二	七・九七〇	七・九七〇	七・九七〇
大正二年	一一八	二二	七・八五〇	七・八五〇	七・八五〇
大正二年	一一九	二二	七・七三〇	七・七三〇	七・七三〇
大正二年	一一〇	二二	七・六一〇	七・六一〇	七・六一〇
大正二年	一一一	二二	七・四九〇	七・四九〇	七・四九〇
大正二年	一一二	二二	七・三七〇	七・三七〇	七・三七〇
大正二年	一一三	二二	七・二五〇	七・二五〇	七・二五〇
大正二年	一一四	二二	七・一三〇	七・一三〇	七・一三〇
大正二年	一一五	二二	七・〇一〇	七・〇一〇	七・〇一〇
大正二年	一一六	二二	六・八九〇	六・八九〇	六・八九〇
大正二年	一一七	二二	六・七七〇	六・七七〇	六・七七〇
大正二年					

愛國婦人會員

沼 貝 分 區	種 別	特 別			員	通 常
		修 身	身 年	賦 會		
一	一					
二	三					
四〇	二九					
五	充					
	七二					

衛生機關

(一) 衛生組合

◎沼貝衛生組合 明治三十一年十一月北海道廳令第八十一號を以て、傳染病豫防法第二十二條に依る衛生組合規程定められ、之が組合を設置し衛生上遺憾なきを期すべき筈なりしも、村内當時の状況は未だ其機運に達せざるものあり、之が設立を見る能はざりしが戸口の増加と共に漸次其必要を感じ、四十三年十月公設衛生組合を組織し其認可を得るに至り、同年十二月各部に於ける二名の伍長四十二名を選舉し、翌年七月更に正副組合長を選舉し衛生事務の統一を圖り、傳染病の豫防消毒に、清潔法の嚴守勵行に盡す所尠からず、大正二年一月正副組合長以下の役員を改選し、本年三月更に第三回の役員改選を行ひ以て今日に至れり、現組合長真田嘉七にして副組合長武田功其任に當り、岩淵衛生主任を主とし村役場内に於て其事務を取扱ふ

歴代の正副組合長

大正四年四月調査

明治四十四年七月選舉	大正二年一月改選	大正四年三月改選
組合長	副組合長	組合長
真田嘉七	稻垣元利	真田嘉七
	水谷藤三郎	真田嘉七
		武田功

(二) 病院

◎沼貝病院 明治四十二年五月の開業にして美唄番外地にあり、院主兼院長たる藤本胖は香川縣出身の刀圭家にして、三十九年京都醫學専門學校を卒業して敏腕の譽あり、其本村に來りて開業するや峰延市街には伊藤宗の開業あり、茶志内中村農場には松本季輝の來りて開業せるあり、美唄市街には飯塚文太遠藤隆則等の相次て開業するあり、非常の勉強と手腕とにあらざれば今日の成果を收め得ず、果せる哉其手腕の巧妙と患者に對するの親切とは村民の歡迎となり、僅々四ヶ年餘にして病舎を新築するの盛運に達し、大正二年十二月其組織を改め沼貝病院と改稱し、本年二月美唄炭山市街地に出診所を設け、大に業務の擴張を圖り内外の診療に從事しつゝあり、院現在の職員は副院長京都醫學士佐藤信太郎、看護婦額田ツネ及調剤兼事務員たる對馬三次郎等なり

(三) 開業醫

明治二十四年屯田兵の設置と共に各隊に軍醫の配置あり、美唄屯田騎兵隊には陸軍一等軍醫上原宇一、光珠内屯田砲兵隊には陸軍一等軍醫竹内君一、茶志内屯田工兵隊に

衛生機關

六

は陸軍一等軍醫栗田勇次郎等配置せられ、該隊の診療は勿論一般患者診療の便宜を與へられたるは、本村に於ける衛生機關の創設といふを得べきも、之を以て一般の開業醫と同一視し能はざるものといふべし。

明治二十八年五月市來知外三ヶ村戸長役場より分離し、新に沼貝村戸長役場を設置し村治上の獨立を得るに至り、翌年四月村醫を置き一般患者の診療に從事せしむると共に、村内の屯田兵は豫備役に編入せられ第七師團の所管に屬し、該軍醫なるものも又期滿ち翌年三月本村を退くに至り、爾來年々此村醫に依りて村民一般の生命を托し來れり、此間に於て村醫の更迭せるもの一二三にして足らざりしも、四十一年四月一級町村制施行の當時までは之を存續し、翌四十三年度に至り之を廢し其後は開業醫の手腕に據れり、而して本村に於ける開業醫の開祖ともいふべきは、當時の村醫にして新妻雄一郎と稱し本村初代の村醫たり、而して之に次ぐべきは廻亭にして土肥生石井芳丸等にして、何れも村醫を兼ね開業醫を以て一般患者の診療に從事せるもの、明治三十七年八月神奈川縣平民中丸雷助は美唄番外地に開業し、同年十月福島縣士族堀靜なるもの相次て同地に開業せるあり、翌年五月堀靜の瀧川町へ轉すると共に峰延市街には、熊本縣平民吉川左門の岩見澤より來りて出診所を設くるあり、三十九年十二月山形縣平民伊藤宗の峰延市街に開業すると共に、吉川左門の出診所は廢止せられ翌年四月美唄市街に於て、開業せしは栃木縣平民飯塚文太なるものにして、同年五月字茶志内中

村農場には神奈川縣平民松本季輝の開業あり、四十二年四月本道平民遠藤隆則の美唄番外地開業に次て、同年五月今沼貝病院長藤本胖の同地開業あり、曩きに開業したる中丸雷助の退村と共に遠藤隆則も又瀧川町に轉じ、四十三年四月松本季輝は余市郡余市町に轉じ、翌年九月伊藤宗の宮城縣仙臺市に轉するあり、大正元年九月愛知縣平民犬塚友太郎の茶志内番外地開業に次ぎ、翌年六月飯塚文太の東京府下巣鴨町に轉ずる等あり、斯く一進一退極まりなくして茲に稍々平靜を得るに至り、刻下村内に於て開業しあるもの左の如くにして、眼科整骨科其他の専門家及薬剤師等の開業なし

開業醫

大正四年四月現在

名 稱	住 所	資 格	採 取 事 由	本 籍 族 稱	氏 名	開 業 年 月
犬塚天眞堂醫院	茶志内番外地	明治三十六年醫術開業試験及第	愛知縣平民	犬塚友太郎	大正元年九月	
本山醫院	美唄番外地	明治四十二年東京醫學專門卒業	新潟縣平民	本山清久	大正二年一月	
飯田炭礦出診所	本山醫院内	大正二年東北帝大醫學專門卒業	福島縣平民	佐藤和三郎	大正三年二月	
高橋醫院	光珠内番外地	明治十七年醫術開業試験及第	宮城縣平民	高橋雄	大正三年三月	
飯田炭礦出診所	美唄飯田炭礦	大正三年東北帝大醫學專門卒業	茨城縣平民	新井憲治	大正三年三月	
吉田醫院	美唄番外地	明治三十年醫術開業試験及第	北海道平民	吉田三商	大正四年二月	

本村に於ては從來相當資格を有する産婆の開業なく、多くは舊式に依る限地産婆若し

衛生機關

七九

(四) 產婆

くは熟練なるものゝ手に依りて、産婦又は産兒の生命を托し來りしもの多かりしが、世運の進歩と共に其開業者を見るに至れり即ち左の如し

產

婆

大正四年四月現在

免許受領年月	開業地	免許官廳	本籍族稱	氏名	開業年月
明治三十年十二月	光珠内四番地	北海道廳免許	北海道平民	藤井セキノ	明治三十年十二月
明治二十一年六月	美唄番外地	石川縣免許	石川縣平民	明治三十九年六月	明治二年一月
明治四十一年七月	美唄番外地	東京府免許	新潟縣平民	大正三年八月	大正三年十二月
大正元年十一月	美唄番外地	東京府免許	本山とみ	大正四年二月	大正四年二月
明治四十四年九月	炭山市街地	北海道廳免許	大石ショウ	大正四年二月	大正四年二月
明治四十四年四月	炭山市街地	北海道廳免許	福田カツ	大正四年二月	大正四年二月
大正二年四月	炭山市街地	北海道廳免許	佐藤コウ	大正四年二月	大正四年二月

(五) 隔離病舎

毎年夏秋の候に於て傳染病患者の發生するものあり、之を隔離收容し其蔓延を防ぎ豫防救治の策を講ずるは、國家當面の問題にして村其ものゝ當然負ふべき義務といふべく、本村に於ては從來民屋を假用し之に充當し來りしが、斯くては之が豫防救治の上に於て不便の點渺からず、本年二月美唄市街を距る東方六町四十間餘の個所に於て、工費金百三十五圓を以て平家二十七坪の假病舎を新築し、三月二日落成したるを以て

之に收容救治することゝなれり、大正元年以降最近三ヶ年に於ける該患者の數左の如し

傳染病患者

大正三年十二月調

年 度	區別	男			女			計
		腸	望	扶	計	實	扶	
大正元年度	男	死全	死全	死全	死全	男	死全	死全
大正二年度	女	亡治	亡治	亡治	亡治	女	亡治	亡治
大正三年度	計	四三	三〇	一五	一八	計	四五	一七
		二一	三六	一三			一八	三六
		八八	四七	四二	一〇		八九	三二
		一〇	三二	一八	五九		一七	一三
		六三	二四	三一	一八		一七	一四
		一四五	五六	三八	六七		一七	一九
		一〇	一四	一五	一一		一七	一九
		一七	一三	一四	一一		一七	一九
		一七	一七	一九	一一		一七	一九
		一一	九〇	七八	六八		一一	九〇

備考：大正三年度疑似發疹チアスに罹り死亡したる男一名あるも本表に計入せず

(六) 湯屋

明治二十四年字美唄十號川の沿岸に於て初めて開業したる、矢野儀八なるもの所謂本村に於ける湯屋業者の開祖にして、其後幾多の變遷を経刻下村内を通じて六軒の從業者あり、美唄市街に於ては松の湯野並彦次郎大正湯（鑛泉）中田善太、炭山市街に於ては瀧の湯（藥湯）林千代治エビス湯谷口徳三郎、峰延に宮田湯宮本幾太茶志内に和倉鑛泉赤間友之助等あり、湯質其他の設備に就て多少の差違なきにあらざるも、大なる差

違ある認めず概して伯仲の間にあるものゝ如し、而して其鑛泉と稱するは何れも藥湯にして入浴料の如き、他に比し多少の高價なるは免れざるものといふべし。

入浴料

大正四年四月調査

地名	大人	湯札	十五歳未満	十歳未満	一ヶ月留湯	髪洗一同
美唄市街	金二錢五厘	五枚	金一錢五厘	金一錢	金三十五錢	金三錢
炭山市街	金三錢	四枚	金一錢	金一錢	金四十錢	金六錢
峰延市街	金二錢五厘	五枚	金二錢	金一錢	一	一
茶志内番外地	金三錢	四枚	金一錢五厘	金一錢	一	一

備考 茶志内番外地は藥湯清湯共通にして一日十二錢にて入浴の便法ありといふ

(七) 理髮店

本年四月末現在沼貝村役場の營業臺帳に依れば、本村に於ける理髮業者は全村を通じて是れ又六戸、美唄市街に於ては野澤床野澤外吉、山口床山口國太郎、淺井床淺井長太郎、朝日床坂彥六等にして峰延茶志内に開業者なく、炭山市街に於ては札幌軒早川長次郎、櫻床古堂海次郎の二戸に過ぎざりしが、其後開業せるものあり現在に於てはより以上に超過せるものゝ如し、而して技術の巧拙設備其他の點に於ては多少の差違あるを免れざるも、蓋し大なる差違なきものと信ず今兩市街に於ける料金左の如し

理髮料

大正四年四月調査

地名	刈込	顔剃	子供刈込	地名	刈込	顔剃	子供刈込
美唄市街	金十七錢	金七錢	金十錢	炭山市街	金十八錢	金八錢	金十錢
丸 髪 島 田 其 他	金六錢	金三十錢	金六錢	丸 髪 島 田 其 他	金七錢	金廿五錢	金六錢

(八) 女髮結

本村に於ける女髮結なるもの全村通じて八名の多きに及ぶも、是れ又峰延茶志内等に開業者なく炭山及美唄の兩市街のみ、美唄市街に於ては明治四十四年二月の開業者能登タカを筆頭とし、鈴木ミサ垂水なを前山さん等の相次て開業せるあり、炭山市街に於ける山崎ソメ藤澤ヨシエは大正三年十月の開業にして、炭礦長屋に於ける山根ハナ菊池けさよは大正四年一月の開業たり、是等多數の女髮結中には多少技術の優劣あるべしと雖も、何れも相當の得意を有し各自其業に從事しつゝあり

結髮料

大正四年四月調査

地名	丸 髪 島 田 其 他	地名	丸 髪 島 田 其 他
美唄市街	金六錢	炭山市街	金七錢

(九) 洗濯屋

毎年春秋二季に施行する清潔法が衛生上必要なりとせば、身體の清潔を圖るべき湯屋理髮店女髮結と共に、衣類の清潔を保つべき洗濯屋も亦衛生上の一機關といふべく、

本村に於ては從來此洗濯屋なるものなく多くは岩見澤等より來り、其需用を充たすに過ぎざりしが近來村勢の發展に伴ひ開業者あり、頗る便利たるに至りしと雖も是れ又峰延茶志内等に開業者なく、炭山及美唄の兩市街のみにして和洋洗濯を兼ねるに染物等を兼業せり

洗濯屋

商標	營業地	營業者	兼業	商標	營業地	營業者	兼業
大三印	炭山市街	武田 龜次郎	染物	一	美唄市街	吹矢 安吉	染物

産業機關

(一) 村農會

◎沼貝村農會 明治三十三年七月戸長役場時代の創立に係り美唄番外地あり、初代會長は瀧喜四郎にして加藤三也之に次ぎ會長の更迭七代、大正三年四月に至り現會長岡田善吉郎其職を襲ぐに至れり、本年度經費豫算は一千一百餘圓にして會費又は補助金に依り經營し、美唄茶志内光珠内の三部落に模範試作を爲して公衆を指導し、其試作せる原種を會員に無償配付し以て善良種の普及を計り、或は農事の講習會に、或は產業の講話會に、或は立毛の品評會に農事の改良進歩を計り、歷代の會長屢々村内を

巡視し病害蟲の驅除豫防等より、水田の開發其他農事に適切なる智識の涵養に努め、生産の増加耕地の振興等著しきものあり殆んど隔世の感なきにあらず、現副會長仁木字平にして瀧喜四郎、植木豊助、細野生二、武田功、橋本龜尾、大塚直従、今重光等其評議員たり、會長岡田善吉郎方に事務所を置き書記矢野保次之を擔當し、村内各部に二千二百餘の會員を有し毎部一名の代表者を置き、繼續活動を開始しつゝあり初期以來の會長を舉ぐれば左の如し

歴代の村農會長

大正四年四月調査

氏名	就職年月	氏名	就職年月	氏名	就職年月	氏名	就職年月
瀧喜四郎	明治三十三年七月	眞田 嘉七	明治三十九年四月	岡田 善吉郎	大正三年四月		
加藤三也	明治三十五年四月	有末 孫太郎	明治四十一年四月				
武田 功	明治三十七年四月	眞田 嘉七	明治四十二年四月				

(二) 水路組合

福島縣人池下石藏なるものが字茶志内に於ける水田の計畫に次ぎ、明治二十六年櫻井良三なるものも又自己給輿地の一部を割き、水田の計畫を爲したるは是れ實に本村に於ける水田計畫の開祖にして、二十八年珍田東作井川喜平等が無名川の支流に於て、溜池の築堤に着手すると共に石川長吉外數名も亦中ノ澤に於て、水路組合を設置せし

も一は關係者の冷淡に依り一は資金の欠乏に依り、不幸中途にして事業中止の已むなきに至りしが、茶志内方面に於ても亦產化美唄其他の諸川を利用し之が計畫を爲すものあり、三十年五月高島農場に於ては奈井江川の水流を引用し、工費一千餘圓を投じ耕地約百五十町歩を灌漑するの計を立て、之が工事に着手し同年十月を以て竣工を見るに至るものあり、村内各地方各農場等に於て之が計畫を爲すもの愈々多く、各所に點々散在せる水田の總面積千七百二十五町六反八畝餘に達し、其最も大なるものは大正元年の起工に係る中村農場の經營にして、工費七万餘圓セントヒヨーガラポンブを以て石狩川より揚水し、既に二百五十町歩を灌漑し今後更に百五十町歩を加へ、將來優に四百町歩の水田を造成せんとするの計畫なりといふ、斯く農家の多くが水田の開發に熱中する所以のものは、濕地又は水害等の關係より畠地として耕作し得ざるものあるに依るべしと雖も、要するに自家の經濟より延びて國家の進運を扶翼するものにして、假りに水田一反歩より收穫すべき米は一石五斗を以て平均とし、一石の時價十圓と見るも一反歩優に十五圓の收入あり、更に現在の畠一反歩に對する大豆の收穫一石五斗ありとせんか、一石の時價六圓五十錢とするも合計九圓七十五錢に過ぎず、一反歩に對する畠の水田に及ばざること五圓二十五錢の多きに達す、而して其工費如何は土地と場所とに依り多少の差違あるべしと雖も、假りに一反歩に對する最高八圓〇七錢四厘を標準として計算するときは、一圓六十七錢六厘の不足を生ずるも該工事

費たる年々之をするものにあらず、是れ水田開發の旺盛なる所以にして産業上的一大發展といふべし

◎無名川水路組合 明治二十八年九月珍田東作外數名に依り計畫せられ、一時中止の姿となりしが其後水田の増加と共に給水の必要を感じ、藤林貫一其他の土地五千餘坪を購入し之に溜池を築堤し、本川の水流を引用し灌漑堀鑿工事を施行するに至りしが、四十四年八月の出水に放水溝の不完全より堤防破壊し、之が修繕後二回の増築を爲し大正二年九月を以て完成す、灌漑反別十八町歩にして此工費一千一百圓を投じたりといへば、一反歩に對する工費は約六圓十一錢二厘に該當するものゝ如し、組合長珍田東作にして總數二十五名の組合員より成り、大正二年八月本溜池の上流に於て更に土地購入刻工下事中に屬す、之が完成の曉は約四十町歩の水田を開發すべき豫定なりといふ

◎中ノ澤水路組合 本組合も亦無名川水路組合と相前後して設けられ、資金調達の關係より荏苒空過の有様となり、明治四十年漸く再興の機運に到達し願書提出の運びとなり、四十二年十一月之が工事に着手し翌四十三年四月を以て竣工す、灌漑反別五十六町五反五畝歩にして工費四千九百四十圓、一反歩に對する工費八圓〇七錢四厘大正二年二月之が附帶工事を施行す、組合長稻垣元則にして理事石川長吉内外の衝に當り、諸般の事務を處理し組合資金として私金三百圓を投じ、本事業の遂行を計りし

が如き其効績顯著なるものあり

◎產化川水路組合 明治三十年眞田嘉七外三十二名に依り施行せられ、工費五百三十圓を以て（人夫賃を除く）堰堤八ヶ所を築く、第一は東島喜作外三名の起工にして灌漑反別十町九反二十步、第二は相良千代藏外三名の起工にして灌漑反別八町五反五畝歩、第三は眞田嘉七外九名の起工に係り灌漑反別三十四町一反四畝歩、第七は太田長一郎外三名の起工にして灌漑反別五町歩、第八は太田長一郎單獨の起工にして灌漑反別九町六反歩、而して第四五六の三堰は之を一二に分ち其起工者を異にし、第四の一は岡本小一郎外三名二は高柳忠太郎にして双計十九町四反八畝歩、第五の一は世羅梅吉二は高柳忠太郎各自單獨の起工にして双計二町町九反歩、第六の一は高柳忠太郎二は石川梅熊外三名の起工に係り双計十四町六反歩、之を合計するときは百十四町六反八畝二十歩となり、一反歩の工費は人夫賃を除き平均四十六錢二厘餘に過ぎず

◎茶志内川水路組合 工費六百六十圓五十錢を以て第一第二の堰堤を築き、耕地反別三十三町六反六畝歩を灌漑し水田とす、之に對する一反歩の工費は平均約一圓九十四錢餘に當れり、而して第一堰は明治三十四年三月の起工にして同年五月を以て竣工す、山田平太郎外七名の施行に係り灌漑反別十六町歩、此工費二百四十圓にして一反歩に對する平均額は約一圓五十錢に當り、第二堰は三十四年五月の起工にして同年十二月を以て竣工す、能見元治外三名の起工に係り灌漑反別十七町六反五畝歩、此工費

四百二十圓五十錢にして一反歩の平均二圓三十八錢に該當せり

◎茶志内川分水組合 明治三十三年八月を以て工を起し同年十一月竣工す、工費二百五十圓此灌漑反別二十五町一反歩僅に一圓、齋藤五平外五名の起工に係り用水溝の延長八百五十間、齋藤五平主として資金の調達其他工事の監督等に任せり

◎美唄晚草水路組合 明治四十二年七月の許可にして工費七百餘圓なりしが、大正二年區域擴張の出願を爲し本年一月許可となる、此増工費二百五十圓にして總反別百二十町歩を灌漑す、起工者池田武平にして組合員の總數四十三名より成る

◎南北水路第二組合 明治四十三年五月を以て工を起し同年七月竣工す、工費五千圓一晝夜の水量三万六千石にして總反別三十町歩を灌漑す、一反歩の工費六圓六十六錢餘貞廣荒太郎外七名より成る

◎南北水路第一組合 大正二年七月許可と共に工事着手翌年十月竣工す、灌漑反別一百町歩に對する工費二千六百十三圓十七錢四厘、之を一反歩に平均するときは二圓六十一錢三厘餘に該當す、櫻井良三平岩兼次郎押野庄八川田彌三郎其他起工委員たり

◎奔美唄川水路組合 鐵道線路と四十三號國道との間に於て本水流を引用し、總反

別六十町歩に對する灌漑工事を施行し、明治四十二年五月を以て竣工す此工費一百五十圓藤戸間佐喜外九名の起工に係り一反歩の工費僅に二十五錢

◎五號川水路組合 元光珠内屯田公有財産の一部二万六千坪を購入し、組合の共有として之に溜池築堤の計畫を爲し、大正三年九月工を起し同年十一月を以て竣工の運びに至る、灌漑反別四十一町九反歩にして工費二千七百〇五圓五十七錢、之を一反歩に概算するときは約六圓四十五錢七厘に該當す、組合長稻垣元則にして理事橋本正勝諸般の責に任じ、今日の成果を收むるに至りたるの功は沒すべからず
以上の外美唄第一水路組合を初め美唄川の各沿岸に於ける堰堤、又は東方山間より生ずる小溪流を利用せる溜池二十六個を有し、村農民が水田の開發に力を致せる亦盡せりといふべし、然も猶ほ西方の平原に於て約一万町餘の不毛地を有す、是れ即ち茶志内美唄の兩原野にして將來水田に依り開發するの外なく、南方幌向原野と相俟ち石狩川左岸大灌漑計畫の胚胎する所以なり

(三) 信用組合

◎沼貝信用組合 明治四十四年一月の創立にして字美唄開發宅地にあり、資本金一千九百圓を以て産業に必要な資金を貸付し、組合員相互の貯金を爲すの便に供し同年十二月公設許可せらる、組合長葛原佐太郎にして理事中明善太及川田常右衛門、監事としては高島仁三郎近藤増衛高木左七郎等其任に當り、庶務を整理し進んで組合今

後の發展維持に努めつゝあり、貯金は目下普通の一種にして年六分の利子を加へ、毎年六月三十日十二月三十一日の兩度に精算し以て元金に繰入れ、貯金の出資と共に事業資金に流用するも、未だ組合員一般の需用を充たすに足らずといふ

◎光珠内峰延購販組合 大正二年二月の設立にして字光珠内峰延にあり、翌年五月其設立設可せられ光珠内峰延購販組合と稱し、資本金九百八十圓四十九株より成り拂込金四百九十圓を以て事業開始す、組合長は藤田秀人にして理事小林篤一安林忠孝、監事として井上和平上川尉市桶本正雄等其任に當り庶務を整理す、生産物の取扱を主とし兼て組合員の利益幸福を増進し、次年度に於ては其組織を變更し信用組合を併加し、金融の補助及倉庫等を建設し大に組合の發展を計るといふ

(四) 會社

本村に於ては未だ會社なるものゝ設立なしと雖も、去る明治四十五年中創立總會を開き其設立を出願しある、美唄水力電氣株式會社にして許可を得事業開始に至らば、本村は遂に不夜城の壯觀を呈するは勿論諸種の工業興るに至るべし、同社は美唄川の水力を利用し先づ百馬力の動力を以て、美唄及炭山方面の點燈を主とし工業其他の電力供給を營むといへば、農礦の發展と共に近き將來に於て工業の一大發展を見るに至るべし、發起人は櫻井良三、村田不二三、眞田嘉七、常盤房次、村山貞一、岡田春夫、海老名廣吉等にして美唄炭山櫻井商會内へ事務所を置く

(五) 工場

美唄及峰延若しくは炭山等の各市街と少數なる一部とを除き、他は概ね農を以て業とするもの其大半を占むるに依り、純然たる農業地と稱する適當なるものあるを信ず、然れども近來美唄及峰延の一部に炭礦の開坑あり、多少其形勢一轉化の觀なきにあらざるべしと雖も、未だ礦業の農業のに及ばざること遠しといふべし、而して工業に至りては殆んど見るべきものなし、左は本村に於ける唯一の工業にして其多くは精米又は製粉等の類に過ぎず

各工場

大正四年四月現在

名稱	所 在 地	營業種目	創立年月	經營者	器 械
齊藤製粉所	字茶志内十四番	澱粉及其他の製粉	明治四十一年八月	齊藤 五平	石油發動機
岡田精米所	字美唄番外地	精米及精麥の精製	明治四十一年九月	岡田 善吉郎	石油發動機
池村精米所	字光珠内峯延	精米及精麥の精製	明治四十一年十二月	池村安左衛門	石油發動機
岩城製粉所	字美唄市來知	澱粉及其他の製粉	明治四十三年八月	岩城瀧次郎	石油發動機
堀切精米所	字光珠内番外地	精米及精麥の精製	大正元年八月	堀切喜太郎	石油發動機
飯田木工場	字美唄美唄炭山	木材及挽材の販賣	大正三年七月	飯田延太郎	石油發動機
					蒸 漢 力

(六) 農場

◎櫻井農場 櫻井良三の經營に係り他の農場と異なるものあり、村内各所に點々散

在せる總反別二百五十餘町歩、明治二十四年先づ自己の給與に係る屯田用地五町歩を割き、内二町歩を庭園及家屋の敷地に殘三町歩を以て耕地とし、二十六年該耕地に初めて水田の計畫を爲し三十四年美唄川上流に於て、本間重藏なるものゝ貸下地八十町歩を買收し、三十六年更に個人の貸付に係る區畫地百三十町歩を、其接續地に於て購入十町歩を、助川貞二郎なるものに賣却せり世人之を稱して助川農場といふ、四十年更に其接續地に於て購入たしる百三十町歩を割き、内七十町歩を石狩石炭株式會社の礦業用地として同社に寄附し、四十二年自己の給與に係る屯田兵舍の隣地に於て、元屯田公有財產の内五町歩を購入し併せて水田とし、同年更に晚生内道路沿中村農場の接續地に於て、個人の貸付に係る區畫地六十町歩を谷口竹藏外三名より購入し、水田の計畫に依り一度之を施行し失敗に歸したるも、大窪清太郎管理の下に目下更に之が計畫中に屬するものあり、尙ほ奈井江川上流に於て十町歩美唄川下流に於て五町歩を購入し、畑地として經營しあるの外大正三年田所長三郎より買入れたる、三角山に於ける三十町歩は之を造林地として經營し、窓前遙かに見ゆるの雄姿は頗る雅致あり取て之家號とし錐山閣と稱す、三十八年助川貞二郎に賣却したる五十町歩は本年之を買戻し、三村徳松管理の下に經營に着手する等目下の小作六十餘戸、内猶ほ鍬下年期に属するものあり一般の収益を見る能はず、農場としては一ヶ年の收入約三千圓内外に過

きざるも、炭礦寄附の殘六十町歩を割きて第一第二の市街地を形成し、三村熊吉支配の下に此地代八千餘圓に加ふるに新美唄炭礦用地として、貸付しあるもの三百五十圓を合計するときは一万一千三百五十餘圓となれり。

◎高島農場　字茶志内原野より砂川村字奈井江原野に跨り、奈井江茶志内の二川に沿ひ廣漠肥沃の耕地と、幽鬱閑雅の風緻に富めるもの之を高島農場とす、同場は有名なる故高島嘉右衛門翁の所有にして、明治二十五年開墾に着手し三十一年全部の成功を見る、總面積四百九十一町一反三畝四步農產の主なるものは、大小豆、亞麻、燕麥等にして從來年々多少の水害なきにあらざるも、三十年十月工費一千圓を投じ奈井江川の本流を引用し、約百五十町歩の灌漑工事を施行せし以來此害を免るゝに至り、其收穫も亦從來の二割若しくは三割を増加せりといふ、當場は故高島翁の令息長政經營の任に當り開拓の効を收め、事務主任として細野生ニ其衝に立ち指揮監督宜しきを得、一ヶ年の收穫二万四千五百五十圓餘の多きを見るに至り、去る四十年より小作人に對し年賦償還の法に依り土地讓與の事を決し、既に此讓與を受けたる戸數二十一にして現在の小作總數六十一戸

◎中村農場　三重縣人中村豊次郎の經營する所字茶志内にあり、明治二十七年十月の貸付にして總面積八百四十町歩、小作制度に依り開墾に着手し三十一年十月成功検査に合格し、四十五年三月工費七万圓を投じ灌漑工事を行ひ、セントヒヨーガラボン

ブ（鐵管二十二吋二百馬力）を以て、石狩川より揚水し既に百五十町歩餘の水田を灌漑し、大正五年迄には更に百五十町歩の畠地を變更して、總反別四百町歩に達せしめんと計畫しつゝあり、刻下の耕作反別五百九十五町歩にして内二百五十町歩の水田と、三百四十五町歩の畠とに別れ耕作の主なるものは米麥を主とし、大小豆之に次ぎ、一ヶ年の收穫六万四千七百五十餘圓にして現在の小作百二十五戸、管理者大塚直從主として其任に當り此成果を收むるに至れり

◎美唄農場　明治二十八年十月青森縣人菊池九郎、本多庸一、須鄉元雄、芹川得一、武田邦雄、中館廣之助、蒲田廣、小笠原精一、石戸谷彌三藏の數名に依り美唄茶志内の兩地に跨り、未開地八十六万八百二十一坪の貸付を出願し、翌二十九年二月十四日付を以て貸付許可の指令を得るに至り、更に其接續地に於て八万四千三百五十七坪を追願し、三十年四月其許可を得天然の槲樹林數十町歩を保存し、之を牧場に變更するの許可を得たるは翌々三十二年にて、其面積四十七町八反四畝二十四步の小地積に過ぎざるも、一方には薪炭用及牧柵用並に建築用材を得ると共に、他方には風防林又は牛馬の放牧場として利用するの方針を以て、最初農用種の牝馬數十頭を飼養するに過ぎざりしが、三十五年十二月故ありて現場主津輕承昭伯の引受くる所となり、近時牛の繁殖に伴ひ馬は遂に之を廢止するに至れり、耕地反別一百八十六町四反九畝二十三歩内六町の水田あり、耕作の重なるものは大小豆麥類にして一ヶ年の收穫一万二千

餘圓、小作戸數四十九管理者武田功の施設經營其宜しきを得此成績を收め、四十二年牛乳の搾取販賣を開始したるは本村に於ける牛乳販賣の嚆矢たるべく、石狩石炭株式會社の輕便鐵道は此蓋々たる樹林を横断し、車窓遙に放遊する赤白黒の畜牛を望む一段の觀ありといふべく、近事該農場の小作は勿論附近農家も之を副業として、各戸一二頭の畜牛飼養し其肥料を得て農收を増す等、管理者が一層苦心の状ある察するに餘りありといふべし

◎京極農場 明治二十八年十二月字茶志内に於て二百二十六町二畝十五歩、字美唄に於て一百三十二町六反三畝十五歩の未開地を貸下げ、茶志内は翌二十九年美唄は三十二年の春期より開墾に着手し、前者は三十六年十二月後者は四十年一月成功検査に合格し付與となり、現在の耕地總反別二百四十二町一反三畝歩にして、内一百八十二町五反一畝歩は茶志内本場に屬し小作四十八戸、殘五十九町六反二畝歩は美唄支場に屬し小作二十三戸あり、耕作の重なるものは大小豆及麥類等にして外に二十町歩の水田あり、子爵京極高徳の經營する所にして現管理者植木豊助、主として之が經營の任に當り一ヶ年の收穫一万五千四百三十圓餘、農場の經營整理の手腕に至りては他の模範とするに足るものあり

◎富樺農場 秋田縣人富樺傳右衛門の經營する所字光珠内にあり、明治二十七年の貸付にして總地積百九十四町三反九畝十五歩、三十七年五月成功検査に合格し付與と

なる耕地反別八十餘町歩、耕作の重なるものは大小豆にして一ヶ年の收穫五千六百餘圓、管理者今重光施設經營の方法宜しきを得地主と小作人との間圓満に、三十四戸の小作は何れも安心して其業に勵精しつゝあり

◎榎本農場 神奈川縣人榎本徹之助の經營する所字茶志内にあり、總地積千三百六十町三畝十歩にして之を甲乙丙丁に分ち、甲は四十一年二月の貸付にして三百四十七町八反三畝十歩、乙は同年六月の貸付にして九百十六町一反六畝二十歩、丙は四十年六月の買受に係るものにして八十七町三畝十歩、丁は大正二年中の賣拂に係るものにして僅々十四町歩に過ぎず、着手後僅に數年を経たるのみにて土地の乾燥充分ならず、目下排水期の中途にあり小作制度に依り經營しつゝあり、耕作の重なるものは大豆豆及大小麥馬鈴薯等にして、今猶ほ鍬下期間に屬するもの多く一ヶ年の收益八百餘圓に過ぎざるも、管理者遠藤吉五郎孜々として之を經營する方法を講じつゝあり、茶志内原野一大農場の現出する近き將來にあらん

(七) 炭 礦

◎飯田炭礦 明治四十四年前礦主黒柳金次郎より買受け經營する所にして、辯護士飯田延太郎の所有に屬し礦區總數十有七一千一百萬坪、埋藏炭量水準下一千尺を通算すれば一億五千万噸を包容し、一ヶ年假りに一百万噸を採掘するも百五十年を採掘し得べし、如何に炭量の豊富なるかは之を知るべく殊に炭質の良好なる、本礦の切込炭

は他礦の塊炭に優るものありとは鐵道院其他の定評にして、工學士工藤自助主任となり炭層の調査に從事すること二年有餘、坑道最深二千五百尺の長さに達するも未だ斷層に當りし事なく、大正二年十一月を以て開坑に着手し翌年五月事務所其他の建築に着手し、同年十一月美唄輕便鐵道の開通と共に賣炭開始本年一月採炭に着手し、一日約七八百噸の採炭を行ひ坑道掘鑿より生したるもの一千噸内外に満ち、礦長高倉靜三郎以下九十餘名の役員より成り、使役坑夫八百五十乃至九百五十の間を昇降しつゝあり、刻下病院の建設中にして既に竣工したる主なる建物は、事務所一棟、配給所及倉庫各一棟、坑夫長屋六十棟、飯場三棟、役員合宿所二棟、役宅十二棟、選炭場一棟、木工場一棟等にして就中選炭場の廣大なる梁行七十五尺、桁行三百三十六噸積を一度に容るゝが如きは、本道炭界に於て稀に見るの設備にして發電所に關する諸器械も、既に到着したるに依り不日之が基礎工事に着手するといふ

◎德田炭礦 東京市淺草區の住人德田與三郎の所有礦區にして、落合の澤上流より一ノ澤落合までの間に三礦區を有し、上流の一礦區は本村と三笠山との村界に接續し總面積百五十万坪、現在既に開坑しあるものは盤ノ澤の一礦區二十九万餘坪にして、美唄停車場を距る三哩二十一鎖の地點に位し、昨年開通の美唄輕便鐵道は該礦區内を通過し、大正元年十一月試掘に着手し二年四月採掘の許可を受け、大正二年上半期に

於ては既に三千餘噸を出炭するに至れり、而して同年九月以降は小樽の紳商寺田省歸之を賃借し、元新夕張礦長たる坂本鄭二礦長代理として採掘し居れるが、今や鐵道の開通に依り輸送機關も亦完備したるを以て、四十二年採掘に着手し運搬の困難と炭價の不振とに依り、四十三年以來休業し居たる一ノ澤の一礦區も又近く開坑の運びとなり、一日尠くも一百噸一ヶ年三万六千噸以上を出炭するに至るべし

◎石狩炭礦 石狩石炭株式會社の施設經營する所美唄川沿岸に於て、礦區總數十有四此總數二千万坪の大礦區を有し、目下開坑に着手すべきは瀧ノ澤に於ける一礦區の豫定にして、既に準備工事に着手し坑道掘進をも開始するならん、去る明治四十年中之が搬出の目的を以て計畫したる私設專用鐵道は、飯田炭礦前礦主たる黒柳金次郎なるものと礦區の係争問題起り、工事中之が續行を中止するの已むなきに至りしが、四十五年工事施行期限の滿つると共に當初の目的を變更し、普通輕便鐵道として一般貨客を取扱ふべき方針の下に、更に願書提出其許可を得大正三年三月工事に着手し、同年十一月五日愈々開通の運びに至りしを以て採炭に着手するも近きにあらん、採炭豫想は詳細之を知る能はざるも大略一日五百噸とし、一ヶ年約十八九萬噸以上なるべしといふ現社長淺野總一郎

◎峰延炭礦 板谷廣治の經營する所にして字光珠内峰延にあり、峰延停車場を距る一里餘大正二年三月試掘許可、同年四月を以て事務所を建設し採炭に着手せしが、水

產業總覽

準以上は粉炭のみ多く收支償はず一時中止せしも、水準以下は頗る有望の見込を以て相當の時機を待ち、愈々採掘着手の計畫に依り目下之が準備中なりと

◎三井炭礦 明治三十九年以来函館の細齊園田實徳の所存たりしか 大正三年三月
三井炭礦株式會社の買收する所となる、美唄川上流我路ノ澤より瀧ノ澤に至る礦區總
數十有四、工學士西加二太主任となり之が採掘の事務を急ぎつゝある。

(八) 雜醫及蹄鐵

名稱	所在地	資格採取ノ事由	氏名	開業年月
吉積家畜醫院	美唄番外地	明治四十五年空知農學校科獸醫卒業	吉積彦平	大正三年四月
本社名	本社所在	人被保	契約高	每年拂込高
東洋生命	東京市日本橋	四二	三、〇〇〇・〇〇〇	三九・〇〇〇
共同生命	東京市日本橋	一八、三〇〇・〇〇〇	九六九・〇八〇	水谷有吉
櫛田蹄鐵工場	峯延番外地	大正二年空知農學校獸醫科卒業	神山良雄	大正三年八月
備考	本表の吉積神山兩家畜醫院にては蹄鐵工をも便宜之を行ひつゝあり	明治二十七年試験及第	櫛田重之進	明治四十一年九月
(九) 保險代理店				

(九) 保僉代理店

士所庄一被保
四

不二生命	東京市麹町區	四四	三三、〇〇〇・〇〇	一一一六、四三〇	渡邊政治	美唄番外地
福壽生命	名古屋市中區	一	一	一	岡田善吉郎	美唄番外地
仁壽生命	東京市麹町區	一	一	一	富樺農場	美唄番外地
		今	重光			

備考 美唄炭山櫻井商會に於ては神國生命保険の空知總代理店を取扱あるも本表に掲入せず

砂川村字奈井江市街地

めて字茶志内高島農場に設置す、屠殺の種類は牛馬を主とし豚之に次ぎ、其生肉は遠く小樽札幌等に輸送し本村及砂川一部の需用を充たす、獸醫木下久五郎診斷屠殺すといへば顧客は安心して食膳に供へ得べし、大正三年末の調査に依れる屠獸の種類及其數を擧ぐれば左の如し

卷一百一十一

種類	計	牛	犧	馬	豚	計
牝	二〇頭	二七	一三三	一一二	三六三	三六二頭
牡	三九頭	三九	一九三	一九三	五四	三一八
計	一四二頭	四六	三三六	一六六	六〇六	六〇六
牝	四九、七九一斤	一八七一	四三、七六三	一五、五九七	一一、〇三	九四、七六四
牡	二三、一九二斤	九、四六三	六五、八二六	六、二八三	二一、八八〇	二〇五、七八六
計	六二、九八三斤	一一、三三四	一〇九、五八九	二、六三六〇〇〇	二、〇二八〇〇〇	一三、八九七〇〇〇
牝	八九六二〇〇〇	二八一〇〇〇	一〇九、五八九	二、八五〇〇〇〇	二、〇二八〇〇〇	八、〇六二〇〇〇
牡	一九七七〇〇〇	一四一九〇〇〇	一〇九、五八九	六、四七六〇〇〇	八一七〇〇〇	八、〇六二〇〇〇
計	一〇、九三九〇〇〇	一七〇〇〇〇〇	一、四一九〇〇〇	二、八四五〇〇〇	二、八四五〇〇〇	二一、九六〇〇〇〇

（十）屠場

產業機關

歲と所とに依りて多少の豐凶なきにあらずと雖も、本村に於ける產物の主なるのは農產物にして、林產其他總てを合するも農產に及ばざる遠しといふべし、而して畜產及家禽等は村現在の計上なるを以て年々の產物と爲し得ず、礦產に至りては今後炭礦の發展と共に偉大の増加を見るに至るべきも、多くは採炭準備の計畫中なるを以て見るべきものなし、昨大正三年度に於ける產額の大要を舉ぐれば左の如し

(十一) 主要產物

主要產物(其二)

大正三年十二月調査

主要產物(其二)		大正三年十二月調査	
種別	金額	種別	金額
農作物	七四七〇八・一八〇	林	四五七・〇〇〇
果實類	一二二八三・八三〇	木	七九三五・〇〇〇
其他	五四〇九八・九三五	材	一二五三一・〇〇〇
計	八一〇〇九〇・九三八	薪	二四、九八三・〇〇〇
		計	絲織物
			二六一・三四〇
			二二三・五七五
			三、一〇八九一・五
			其他
			二六四・〇〇〇

牛乳		大正三年十二月調査	
種別	金額	種別	金額
牛	一〇三六・〇〇〇	雞卵	一〇一〇元・四〇〇
計	一一五三八・五〇〇	計	二九二一・八〇〇
			硫黃
			一九、九三二・〇〇〇

備考 濃粉其他農作物を原料として製造するものは便宜農產其他の中に計入せり

金融機關

(一) 質屋

商工業者の資金を供給すべき金融機關なるもの、本村に於て之を見る能はず拓殖其他の銀行に依り需用を充たすのみ、唯細民が一時の融通を爲し得るに足るべき一六銀行なるものあり、明治四十二年以後四十四年に至る間は其數二戸に過ぎざりしが、大正元年に至り新に開業せるものあり更に一戸を加へり、而して質物十圓に對する最高利子は最近三ヶ年間の平均三十三錢三厘、最低二十錢にして之を平均するとときは二十八錢八厘餘となり、更に一圓に對する最高額を見るとときは平均四錢八厘にして、最低二錢八厘餘となるときは三錢八厘餘となれり、今大正元年以降三ヶ年間に於ける質物の狀況左の如くにして、美唄番外地に於ては水谷藤三郎大浦市次郎之を營み、炭山市街に於ては西口隆義之を營みつゝあり

質物・狀況

大正三年十二月調査

金融機關

年 度	一ヶ年貸高		一ヶ年受戻高		一ヶ年流質高		年末現在高	十圓の金利		一圓の金利	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額		口數	金額	最高	最低
大正元年度	七三六	一八五八円	六三〇	一六五〇円	三一	四六四円	一五九	一五九	四三八円	三〇〇	二〇〇
大正二年度	二、六六四	三、五〇三一	二、三三九	二、四九五	八六	一九八	四〇八	四〇八	二二四八円	二〇〇	一二五〇
大正三年度	三、三二六	六、五五八	二、九四	四、二三〇	三〇六	三七三	九五六	九五六	三〇〇	〇五〇	〇三〇
							三〇〇	三〇〇	二〇〇	〇四〇	〇三〇
							三〇〇	三〇〇	二五〇	〇三〇	〇三五
							〇五〇	〇五〇	〇三〇	〇三五	〇三五
							〇三〇	〇三〇	〇三〇	〇三五	〇三五

備考 本表の金額は金利を除き其他は總て圓位に止め以下之を切捨て計上せり

(二) 金 貸

商工業者が經濟上の餘裕を以て之が融通を爲すは別とし、金錢の貸付を以て業とするものはれ即ち金貸業者にして、本村に於ては刻下斯業を營むもの獨炭山市街のみ、大正三年十二月開業し質屋兼業たる西口隆義を初めとし、他は何れも本年二月の開業にして一を末永一馬一を長山熙四郎といふ、其多くは坑夫若しくは細民相手なるを以て金利も又廉ならず、元金十圓に對する一ヶ月の最高五十錢最低三十錢を限度とし、普通信用貸と稱するもの猶且つ三十錢を通例とし貸付金額亦多からず、其の期限等に至りては(擔保付は別とし)概して三ヶ月を普通とせり、而して其成績如何といふに早さも昨年十二月、遅きは本年二月の開業なるを以て一ヶ年の成績を見る能はず、茲に其詳細を掲載し得ざるは讀者と共に遺憾に堪ひざる所なり

交 通 機 關

(一) 鐵 道

本道鐵道の敷設は明治十三年幌内炭山の開坑と共に、手宮幌内太間に着手せられたるを以て初とす、同年一月手宮より起工し其年十一月手宮札幌間開通し、貨客取扱の事務開始と共に交通上至便を得るに至れり、當時手宮札幌間發着の列車は一日一回なりしが、十五年一月更に札幌幌内太間の線路竣工し、十九年三月より其回數を増し日に二回の發着となり、手宮札幌間を往復する汽車は二臺にして一を義經といへ、一を辨慶と稱し開通後未だ百日も経ざるに、吹雪のため義經も辨慶も憐れ翌年一月より、三月まで屢々立往生の醜態を演ぜりといふ

明治十五年二月開拓使廢止せられ三縣の設置となり、十九年一月更に三縣の廢止に依り北海道廳は設置せられ、幾春別炭礦鐵道の敷設に着手せしも經費の都合上之を中止し、村田堤なるものをして之が補足工事を爲さしめ、二十一年十一月に至り初めて其全通を見るに至れり、二十二年十二月北海道炭礦鐵道株式會社の成るに當り、該全線は炭礦と共に同社の拂下ぐる所となり、翌二十三年を以て歌志内室蘭間の鐵道敷設に着手し、二十四年歌志内岩見澤間の開通を見るに至り、同年七月を以て美唄峰延の兩停車場設置せられ、交通の便を得るに至りしは村勢の發展に資する所尠からず、本村

の今日ある蓋し鐵道開通の賜ものといふべし

明治四十年石狩石炭株式會社は美唄驛を起點とし、自己の所有に屬する沿岸上流の礦區を開坑し、之が搬出を爲すの目的を以て私設専用鐵道の敷設権を得、翌四十一年約四十万圓の巨費を投じて工を起し、道床其他の基礎工事成り今や軌條の引延しを爲さんとする時、礦區の係争問題より工事中止の已むなきに至りしが、四十五年工事施行期限滿了に際し其目的を變更し、私設輕便鐵道として一般貨客を取扱ふべき方針の下に、更に願書提出其許可を得大正三年三月工事に着手し、同年十一月竣工開通の運びに至り更に沼貝我路の兩驛を設置し、茲に初めて一般貨客の取扱事務を開始するに至れり

◎峰延停車場 明治二十四年七月鐵道の開通と共に設置せられ、北海道炭礦鐵道株式會社の施設經營する所なりしが、三十九年三月法律第十七號鐵道國有法の實施に依り、鐵道院の所管に移り幾多の施設改善を加へらる、現驛長伊藤誠三郎にして助役以下七名の職員より成り、樺戸郡月形空知郡市來知方面行の旅客は本停車場を便利とす

◎美唄停車場 沼貝村役場の所在地として美唄輕便鐵道の分岐點に當り、小樽旭川

間の中央に位し旅客の昇降最も多く、明治二十四年七月鐵道の開通と共に設置せられ

たる、元北海道炭礦鐵道株式會社の施設經營する所たりしが、三十九年三月法律第十

七號鐵道國有法の實施に依り、鐵道院の所管に移り更に幾多の改善を加へられ、近く

之が改築と共に其他の設備も完成せしむといふ、現驛長加藤忠藏にして二名の助役と二名の電信掛とあり、貨物操車の掛各一名轉轍手以下連結其他を合せて十六名

◎我路停車場 大正三年十一月美唄輕便鐵道の開通と共に設置せらる、石狩石炭株式會社の所屬にして美唄炭山市街にあり、助役福本正雄驛長代理として驛夫二名を便役し其事務を取扱ふ、美唄驛を距る四哩五十三鑽にして此三等賃金十六錢

◎沼貝停車場 石狩炭礦株式會社の所屬にして本線の終點にあり、美唄驛を距る五哩十鑽我路驛を距る三十七鑽の地點に位し、大正三年十一月美唄輕便鐵道の開通と共に設置せらる、現驛長松野政吉驛夫四名を使役し諸般の事務を取扱ふ、美唄驛に距る三等賃金通行稅を合せ十七錢にして我路驛に距る僅に二錢

貨客及賃金表

大正三年度調

驛名	乘 旅 車	貨 金	降 客 車	發 貨	送 一 貨	金	到 物 者
峰延停車場	三五、一二	七八〇五・〇〇〇	三一、四八五	二八四 <small>四二四個</small>	二八〇七・〇〇〇	一六〇 <small>一九一個</small>	
美唄停車場	五五、六八一	三三、〇一三・七六〇	五八、一八三	五一八五 <small>七四個</small>	五五、〇二六・六九〇	六一、七五二 <small>一九二個</small>	
我路停車場	七、七六八	一、五〇五・一三〇	六、九五一	一〇九・三八〇	六、七三三 <small>一九三個</small>		
沼貝停車場	三、〇三九〇	四三七・三九〇	三、〇五六	四二、二五 <small>四九個</small>	三八、四五五・五六〇	四、三八一 <small>一九四個</small>	

備考 峰延美唄の兩驛は大正三年一月以降十二年に至る一ヶ年を、沼貝我路の兩驛は昨年十一月の新設なるを

以て、本年一月以降三月に至る三ヶ月の成績を計上せり

函館室蘭等より札幌岩見澤を経て鐵道線路と併行し、南々西より北々東に向へ字光珠内に於て相互之を横断し、字美唄に入り北進して村の中央を貫き砂川瀧川の經、旭川に至り一は釧路一は網走方面に岐るゝもの四十三號國道にして、村の南端峰延に至り國道を右折すれば樺戸郡月形村に出て、左折すれば三笠山村字市來知に至るもの樺戸街道と稱し、明治二十一年一月示告第一號を以て編入せられたる假定縣道なり。晚生内道路は明治二十八年八月の開鑿に係る樞要の里道にして、四十四年八月の水害に罹り翌九月之が復舊工事を施行す、即ち美唄市街の南端より國道を西へ葵農場に至り、石狩川沿岸道路に接續し右は中村農場高崎農場を經、樺戸郡浦臼村字晚生内及空知郡砂川村字奈井江に達し、左は山形團體富樺農場大曲等を經て樺戸街道に接し、葵農場より更に開發小川の兩宅地及中小屋を經同街道に達するあり、練兵場道路は美唄市街の中央を東に鐵道線路を横断し、助川農場を經盤ノ澤に至り右は炭山市街を經石狩礦區に達し、左は瀧ノ澤に至る重要な里道にして晚生内道路に次ぎ、一ノ澤道路は沼貝寺側より國道を東西に分れ東は共同墓地より二ノ澤に至り、西は京樺農場美唄支場を経て美唄二十七年兵村に至るもの、岡部道路は美唄二十四年兵村の北端より國道を西に沼ノ内に通するもの、共に二十五年の開鑿に係り大正二年窮民救濟の方針を以て之を修理す、中ノ澤道路は充珠内二十四年兵村の北端より國道を東西に岐れ、西

は下中ノ澤に至り東は上中ノ澤に至るものにして、間ノ澤道路は光珠内沼貝神社の南端より共同墓地を經山本農場に至る、是れ又二十五年の開鑿にして大正二年之が修理を施所せり。

字茶志内に於ける重なるものは九線七線一線及十三號川等にして、九線道路は茶志内二十六年兵村にて國道を西に北沼ノ内を經榎本農場に至り、七線道路は茶志内二十五年兵村の南端にて國道を西に折れ、茶志内原野を貫通して石狩川沿岸道路に接続するもの、一線道路は茶志内二十七年兵村の中央國道を基點とし、西に耕北農場を経て石狩川沿岸道路に接續し、樺戸郡浦臼村字於札内に通するものと十五號線を経て、空知郡砂川村字奈井江に通するものとの二つに分れ、十三號川道路は茶志内番外地法王寺側より國道を東に、茶志内共同墓地を経て造林地に至るもの何れも大正二年修理を加へ、獨七線道路のみは昨大正三年九月の開鑿に係るものにして、本村役場より村内重なる部落に至る里程を擧ぐれば左の如し。

里程表

(沼貝村役場の調査に依る)

地名	里程	地名	里程	地名	里程
美唄二五兵村	二〇	光珠内番外地	一・六	峰	
光珠内二四兵村	一・八	光珠内二六兵村	一・三	空見橋	二・〇五
				延	二・三〇
				上中ノ澤	一・一〇
					一・〇〇

(三) 水
略

時に於て陸上の旅行は

を昇降せしが如しと雖も、道路既に開け鐵路又該沿岸を開通せるの今日に於ては、水路に據るものゝ如き殆んど絶無といふべし、唯木材等の流送に就ては今猶ほ依然として此水運を利用するの外、他は多く對岸との往復に就て已むを得ず之に依れり、而して本村に於ける對岸は樺戸郡浦臼月形の兩村に跨り、延長五里餘の長きに涉るも官設渡船場としては、一月形渡船場あるのみ即ち樺戸街道よりするものにして、浦臼方面

に出づるものは鐵路奈井江に迂回し行くか、又は陸路高島農場等に出て浦田渡船場に依るの二者あるのみ

清
舟
1

龍虎

月形渡船場	浦白渡船場
一 錢	二 錢
五 厘	一 錢
二 錢	三 錢
二 錢	三 錢
二 錢	三 錢
洪水の際は各賃金五割増	洪水其他の割増一定せず

(四)
郵

人便

本道に於ける郵便局の設置は明治四年八月函館に郵便所を置き、翌年函館より森室蘭間の航路を経て札幌に至り、札幌より小樽に至るものと函館より福山江差を経て、後志國久遠郡久遠に至るの郵便航路とを開かれ、同年十月札幌小樽の兩郵便局を設置せらる是れ其濫觴なり

明治七年青森縣今別より福山に至る至海底電信沈設せられ、八年三月福山より函館を経森に出て噴火灣に沿ふて長万部に至り、更に室蘭を経て札幌小樽に達する電線の架設と共に電信局の設置あり、十二年一月郵便局に爲替事務を同年六月更に貯金事務を開始し、十四年一月札幌小樽間に於ける郵便物の鐵道輸送を開始し、十八年七月官吏特派局を改め翌年三月地方遞信官制裁定せられ、郵便及電信局の等級を定むるに當り函

館を一等に札幌を二等に指定せしが、二十一年十月電信局を合併し札幌は遂に一等局に改定せられ、二十四年三月函館電信建築區を札幌電信建築區と改稱し、事務所を札幌に移し更に札幌電信建築署と改稱せり、二十六年三月小包郵便事務の開始あり同年十一月美唄郵便局の設置と共に、同年同月札幌電信建築署を廢し郵便電信局に建築課を置き、三十三年三月電話交換局を設置し札幌區内の通話を開始す、三十六年四月電話交換局を併合し札幌郵便局と改稱し、鐵道郵便課を廢し更に鐵道郵便局を置くに至りしが、同年十二月該局を廢し札幌郵便局に鐵道郵便課を置く等幾多の變遷を經、現今に至れるものは即ち本道郵便制度の梗概なりといふべし

◎美唄郵便局 明治二十六年十一月太田正賢郵便局長を命ぜられ、美唄番外地に於て初めて郵便事務を開始するに至り、翌年一月爲替貯金の事務開始三十九年七月更に小包郵便事務を開始し、三十年二月電報事務開始に次て三十九年四月振替貯金事務の開始あり、同年十二月前局長の退職に依り現局長太田万壽太其後を襲ひ、諸般の事務を整理す局現在の職員は通信事務員四名にして、其集配區域は村内字美唄の全部數里に跨り頗る廣漠たり

◎峰延郵便局 明治三十二年十二月郵便受取所として設置せられたるもの、荻田久平初めて其取扱人を拜命し郵便事務を開始し、三十五年十二月峰延郵便局と改稱するに至り其局長となり、四十三年六月病氣退職荻田熊吉其後を襲ふに至り、翌年十一月事務員一人にして外に遞送及集配人四名より成る

郵便事務の一

大正三年度調査

種別	美			峰			延			局		
	引	受	配	美	峰	延	局	引	受	配	峰	延
普通郵便	一九〇、四九九	三六、九七四	四二、七、四七三	二一〇、三三三	二三七、六三九	三三七、八四二	三九、九九一	一〇、六七一	一、〇、六七一	一、〇、六七一	一、〇、六七一	一、〇、六七一
特種郵便	六六〇一	三、三九〇	九、九九一	一、〇、六七一	一、〇、六七一	一、〇、六七一	二、三二四	五、三四一	七、五五五	一、三、七九二	一、〇、八	一、〇、八
小包郵便	六九三	六八〇九	七、五五五	一、三、七九二	一、〇、八	一、〇、八	一、〇、九	一、〇、九	一、〇、九	一、〇、九	一、〇、九	一、〇、九
電報												
郵便事務の二												
種別	口 數	金 額	入 額	拂	口 數	金 額	入 額	拂	口 數	金 額	入 額	拂
郵便貯金	二、五四六	二九、三〇八・二三三	一、四六六	三三、〇四八・一四四	七〇九	五、六〇八・九二	四六八	六七四九・三三四	一、〇一九	一、三、七二九・五三〇	七、五〇〇	二、五九二
振替貯金	一一四九	一九、四三四・四〇七	四二	一、一七一・二八〇	三三五	八六九・一八〇	三	二、五一〇	一、五九二	一、五、六三〇	一、五九二	一、五、六三〇
郵便爲替	九、七二〇	一〇九、一六三・二五〇	三、三八二	四一、四四〇・七三〇	一、五九二	一、五、六三〇	一、五九二	二、五九二	一、五九二	一、五、六三〇	一、五九二	一、五、六三〇

内國電報及電話の通話等を開始し、大正二年六月家事の都合に依り退職現局長棚野昇就任せり、集配區域は村内字光珠内の大半と岩見澤北村等の一部にして、局員は通信事務員一人にして外に遞送及集配人四名より成る

道路既に開け鐵路蜿々龍蛇の如く陸上を走るの時に於て、貨物の托送又は其配付を取

(五) 運送店

一一三

道路既に開け鐵路蜿々龍蛇の如く陸上を走るの時に於て、貨物の托送又は其配付を取

交通機關

一一四

扱ふべき運送店の必要なるは、交運機關の完成と共に最も緊要なる設備の一に屬す、本年四月末の現在に依れば本村に於て之を營むものは、美唄停車場前には山田運送店東野運送等あり、一は明治四十年十月の開業にして山田與三松の經營する所、他は大正元年十月の開業にして東野榮太郎の施設に係り、峰延停車場前には三宅運送店高橋運送店等の設備あり、一は三宅忠三郎の營む所にして大正元年十二月之を開始し、他是高橋源太郎の經營する所にして大正二年五月の開業に係り、我路停車場前には櫻井運送店木呂子鉢松等開業せるあり、沼貝停車場に於ては單に石炭の搬出旅客の昇降等に止まり、他に商店等の開業なきを以て未だ此設備なきものゝ如し、而して此交通機關の附屬として密接の關係ある諸車の數左の如し

諸車調

大正四年四月現在

地名	人力車	客馬車	荷馬車	荷積大車	荷積中車	自轉車	馬橇
美 埼 珠 田 嘴 計	一一一	一一一	三	一	一五	四	三二七
	一	一	七三	一	一	一	一四三
	九六	一	一	一	一	一	一三二

(六) 旅人宿

本村に於ける旅人宿の開始は今を去る二十餘年前の開村當時にして、美唄番外地にて初めて之を開きたる糸田三吉を以て開祖とす、其商標を曲万と稱し今の大橋旅館の前身にして奥山繁次郎之に次ぎ、其商標を山十と稱し是れ又今の下村旅館の前身たるものにして、是れ等は何れも本村に於ける旅人宿開業の古き歴史を有するもの、其後年々幾多の變遷を見るに至り新に開業せるものも又多く、刻下本村に於て宿業と稱するものは村内を通して十八軒の多さに達せり、而して此十八軒の中には所謂安宿と稱するものなきにあらざるも、先づ美唄市街の一等旅館としては山大印大橋スミ、山十印下村卓爾丸ヨ印吉積儀藏等之に次ぎ、炭山市街に於ては曲イ印五十嵐春吉丸千印林きしを最とし、峰延市街に於ては津名屋長村いと山千印千葉ひさ等ならんか、今三市街に於ける宿泊料及晝餐料等を擧ぐれば左の如し

宿泊料

大正四年四月調査

地名	宿	泊	料	晝	餐	料
特等	一等	一二等	一三等	特等	一二等	一三等
美唄市街	金一圓	金八十錢	金七十錢	金六十錢	金四十錢	金三十五錢
炭山市街	金一圓	金八十錢	金七十錢	金六十錢	金四十錢	金三十五錢
峰延市街	金一圓	金八十錢	金六十錢	金四十錢	金三十錢	金二十五錢

茲に待合と稱するは東京等にある高等地獄的のものにあらず、旅客が汽車の發着を待ち合すべき一種の飲食店に過ぎず、飲食店とすれば村内既に十八軒餘の多さに達するも、是は又普通の飲食店と一種其趣を異にするものあり、高尚にして輕便に洋食其他好に應じて即時提供し得るもの、左記待合は果して此資格に達するや否や一に顧客の判断に據るべし

待合

大正四年四月現在

商標	營業種目	營業者	所 在 地	商標	
				營業種目	營業者
大黒屋	鮓辨當壽麥	下野甚吉	美唄停車場前	丸七印	鮓辨當壽麥
山一印	鮓辨當饅頭	赤澤銀藏	美唄停車場前	曲輪印	宮崎常七
曲吉印	鮓辨當壽麥	吉岡謙次	峰延停車場前	井桁印	峰延停車場前
					山田ツネ
					井上ハツネ
					我路停車場前

備考 旅人宿料理店等にして之を兼業するものは別に本業あるを以て茲に之を掲載せず

社交機關

(一) 公會場

◎興修青年會場 明治三十二年四月の建築にして茶志内二十六年兵村にあり、總坪數十三坪の平家建にして此工費一百二十圓と要せり、第十三部有志の集會所たりしが大正二年十二月該青年會の創立と共に、興修青年會場として一般有志の集會所とす

- ◎癸巳青年會場 明治三十三年四月の建築にして美唄二十六年兵村にあり、工費一百圓を投し柵葺平家十二坪五合を建設し、十一部有志の集會所に充用し來りしが大正二年二月青年會の組織に依り、之を其會場に使用する等該地方唯一の社交機關たり
- ◎明隆青年會場 明治三十四年七月の建築にして美唄美培農場にあり、元沼貝尋常高等小學校の分教場たりしが其廢止に依り、本年三月之を拂下げ青年會館及第十部父兄の集會場とす、總坪數三十八坪二合五勺の平家建にして目下増築に着手し、練武場二十二坪五合は既に落成の豫定を以て其工を急ぎつゝあり、此工費三百五十圓本年舉行の御大禮記念として建設起工せるもの、青年會及第十部落戸主會より公有財産を除き二ヶ年繼續各一百圓、美培農場主津輕伯爵より五十圓其他は有志の寄附に係れり
- ◎進德青年會場 明治三十六年四月の建築にして美唄二十五年兵村にあり、工費一百二十圓を以て柵葺平家十四坪を建設し、該部落有志の集會所たりしが大正二年九月該青年會の創立と共に、之を其會場に使用するの外一般有志其他の公會場に利用す
- ◎中村伍長集會所 茶志内中村農場附近部落の共有に係り同農場にあり、明治三十七年四月約三百圓を以て民屋を購入修理を加ふ、第十八部落伍長集會所として使用す總坪數四十四坪五合、大正三年九月同地青年會の創立と共に其一部を該會場に充つ
- ◎十四部集會所 明治四十年八月の建築にして茶志内二十五年兵村にあり、總坪數二十坪の柵葺平家にして工費一百五十餘圓、第十四部落有志の集會場たりしが大正二

年五月中央青年會の創立に依り、其一部を同會場に使用し其他は有志の公會場とす
 ○峰延公會場 大正元年十月工費一百五十餘圓を投し平家二十坪を建設し、平時に
 在りては各種の會合及擊劍會場等に使用し、祭禮其他の場合は劇場等に代用するもの
 峯延神社境内にあり、峰延地方唯一の公會場にして又該地方青年會の常集會場たり
 ○自疆青年會場 美唄市來知共有地にあり大正三年十二月の建設にして、元同地の
 神明神社なりしが之を改築して該會場に充つ、極葺平家十坪にして毎年春秋二期の祭
 典には神社とし、冬期は夜學夏期は雨天の時を以て之を擊劍其他の公會場に充用す
 ○十五部集會所 大正四年即ち本年四月の建築にして美唄橋畔にあり、工費一百三
 十餘圓を投じ極葺平家十八坪を建設し、同部落有志の集會所として三五青年會の公會
 場として之を使用し、同地方青年の夜學又は擊劍を爲すの身心修養の場所たり

(二) 青年會

○沼貝聯合青年會 空知外三郡聯合青年會の所管に屬し、村内各青年會の統一を圖
 るの目的を以て組織し、大正二年四月三日神武天皇祭の吉辰をトし、空知外三郡聯合
 青年會よりは幹事八重垣正出席、沼貝尋常高等小學校に於て發會の式を舉げ會長に眞
 田嘉七、副會長に石井良輔幹事とし高須常一平田新平德倉竹松を推し 評議員に光珠
 内青年會より平田新平、明隆青年會より横地松太郎、茶志内青年會より高須常一、開
 發青年會より谷口喜助、市來知青年會より山田治右衛門、第二十部青年會より中谷英

一、斷全青年會より藤森罷、癸巳青年會より倉本王生造、二七兵村青年會より酒井源
 吉、盤の澤青年會より田口壽德、進徳青年會より福井忠吉、三四青年會より高島勇助
 の十二名を擧げ茲に全く其組織成るに至れり所屬青年會左の如し

青年會 大正四月四月現在

名稱	所在地	創立年月	會員數	會長氏名	副會長氏名
光珠内青年會	光珠内二四兵村	明治三十六年三月	四七	稻垣元利	八木房次郎
自疆青年會	美唄市來知共有地	明治三十九年三月	四二	谷口正治	山田治右衛門
癸巳青年會	美唄二六兵村	明治四十二年二月	四四	三好喜志夫	折野愛三
明隆青年會	美唄美培農場	明治四十三年十一月	四七	武田功	横地松太郎
京極青年會	茶志内京極農場	明治四十三年十一月	三三	植木豊助	中谷猛
極青年會	茶志内高島農場	明治四十三年八月	三元	細野生二	沼倉
三四青年會	美唄炭山市街	明治四十四年三月	三毛	河本春次	横地松太郎
開發青年會	美唄開發宅地	明治四十四年五月	三元	金澤千代吉	田中久五郎
辛夷青年會	茶志内高島農場	大正元年九月	七	毛中谷英一	大西與三松
二十部青年會	光珠内富樫農場	大正元年九月	七	橋本萬一	秋澤軍次
峰延青年會	光珠内峰延市街	大正二年四月	四五	小林篤一	伏見正義
進徳青年會	美唄二十五兵村	大正二年九月	二六	古泉榮作	是安修一
中央青年會	茶志内二十五兵村	大正二年十一月	二六	福井忠治	石川軍治

文藝機關

一一〇

興修青年會	茶志内二六兵村	大正二年十二月	二〇永田甚吉	太田保次
道德青年會	美唄沼ノ内	大正三年七月	元徳倉健太郎	吉原福末
眞正青年會	美唄沼ノ内	大正三年八月	一〇川田彌三郎	押野庄助
中村青年會	茶志内中村農場	大正三年九月	一二三末次要吉	安井小一
一心青年會	美唄二七兵村	大正四年四月	二八三船謙壯	前政吉
實業青年會	美唄番外地	大正四年六月	田中	曼

備考 本表は本年四月末の現在に依り調査せしものなるも、其後新に創立せられたるものあり印刷前なるを以て便宜茲に之を記入せり

(三) 婦人會

◎十九部婦人會 教育勅語及戊申詔書の御趣旨を遵奉し、會員相互の修養を期し婦德の向上發展を目的とし、大正三年九月二十四日發會の式を擧げ會長に山本春子、會計に江口はつね幹事に谷口ふゆ外四名を推し、毎月一回例會を開きて女道を修養し、名士を聘して講話を聞き其目的を達するにあり、現在會員二十五名光珠内開發宅地にあり

文藝機關

(一) 新聞

本村に於ては文藝機關として團体其他見るべきものなし、況んや新聞雑誌の發刊に於

てをや唯荒井八郎なるものあり、數年以前より北海タイムス小樽新聞等の通信員として、最も正確敏速に之を報導し世に本村を紹介しつゝあるは、村勢の向上發展に資する専からず村民の大に多とすべき所、而して新聞取次店なるものは通信機關の敏捷と相俟つて、其配達の如き最も迅速に讀者の手に觸れしめざるべからず、本村に於ては從來美唄峰延の兩市街に其取次店あり、一を岡本新聞店といへ一を高橋新聞店（運送兼業）と稱せしが、大正三年十一月美唄輕便鐵道の開通に依り更に一新聞店起り、刻下村内を通じて左記三新聞店の設置となり、配達部數の期も多きは北海タイムスにして小樽新聞之に次ぎ、東京諸新聞に至りては數種合するも猶ほ兩新聞に及ばざる如し

新聞取次店

大正四年四月現在

商標	取次所聞種目	店名	取扱者	所在地
山カ印	北海タイムス小樽新聞外東京各新聞	岡本新聞店	岡本勘吾	高橋新聞店
鱗星印	北海タイムス小樽新聞外東京各新聞	岡本新聞店	高橋源太郎	岡田春夫
北海タイムス小樽新聞外東京各新聞	櫻井商會内	岡本新聞店	美唄市街	美唄炭山

娛樂機關

(一) 附近名所

娛樂機關

一一一

開村後僅々二十五年其設備未だ完からざるものあり、況んや一般旅客の足を駐め一日の清遊を試むべき、公園其他の設備に至りては遠き將來といふべし、然れども天然の風致は山水の美に富み見るべき個所渺からず、幌内蘆別の兩山脈は恰も屏風の如く南北東北を圍繞し、石狩川の奔流は滔々として帶の如く村の北西南を繞ぐり、加ふるに幾多の小流は村内を貫通して見るべきの沼澤多く、之を紹介すべき機關なきを以て世に知られざるは遺憾とする所、彼の炭山方面に於ける各炭礦の設備、農村地方に於ける各農場の施設等は、慥かに斯業者の一顧を要すべきの價值あるも、开は別項產業機關中に詳記しあるを以て略し、附近に於ける重なる二三の個所を舉ぐれば左の如し。

◎我路澤の清流 美唄輕便鐵道線路に沿ひ美唄市街を距る約二里、崎嶇たる山間屈曲せる道路を縫ふて滔々流れ来る美唄の水流は、恰も白布を敷きたる如く岩に碎け岸を洗へ輕輕たる車聲と和し、四隣の風光と共に墨客文人の好資料たるべし。

◎石狩川の釣魚 場所に依り其距離一定せざるも村の西北南に當り、延長五里餘本道第一の大河として水流の清玲高潔なる、風光明媚の個所又渺からず驟雨一過油雲晴るゝのとき、獨綠陰に坐し芳餌を垂るれば身は恰も水聲山色中にある如し。

◎奈井江の瀑布

茶志内より三里餘奈井江川の上流にあり直下七十尺、幅十二尺遠く之を望めば白布の天より落つるが如く、近く之を窺へば百雷の轟くに似其音響轟々として泡沫を飛ばし、炎熱焼くの候と雖も乍ち其苦熱を忘るゝに至るべし。

(二) 劇場

◎高法沼の舟遊 美唄市街を距る北西二里餘茶志内中村農場にあり、周回二十餘町沼中小島あり農家の移住しあるもの六七戸、岸頭の綠樹は婆娑として清波に映じ玉兎嬪娟半天に掛るのとき、船を沼中に浮べば水天彷彿恰も樹上に昇るが如し。

◎多布山の遠望 峰延市街を距ること四里餘二號川の上流にあり、昔時は紅葉の名所たりしが何者の沒風ぞ之を伐採し、可惜名所の一を失ふ然れども山上の風光は山水の美に富み、天鹽の山脈は遠く吾人を招ぎ石狩川は帶の如く其脚下を流れり

◎美唄座 大橋重松の施設經營する所にして美唄番外地にあり、明治四十二年十月工費千五百六十餘圓を以て之を建設し、大正二年四月現在の個所に移轉同年十月を以て竣工す、此工費八百十五圓七十八錢にして總坪數百〇四坪。

◎三咲座 大正四年五月の建設にして美唄炭山市街地にあり、同月十一日該地の祭典を期し初めて盛大なる開場の式を行ふ、此工費一千圓餘にして劇場の總坪數八十二坪五合餘、同地方唯一の娛樂機關にして現經營者寺崎政次郎。

(三) 料理店

開拓使の初めに當り時の政府は拓地殖民の一策として、人民に娛樂を與ふるため旗亭又は妓樓の設置を奨励し、東京樓と稱する二階建の妓樓を札幌に建築し、鹿兒島の屋根職松本某をして之が營業を爲さしめ、松本某なるものが娼妓買入のため奔走したる

の費用は總て開拓使に於て之を支出したるものにして、娼妓の年期證文の如きも又開拓使に納めありたりといふ、故に世人は之を呼ぶに御用女郎屋と稱するに至りしが、明治五年には現時札幌に於て有名なる旗亭東京庵が、開拓使の招ぎに應じて出札開業するに至りたるものなりと、果して然らば是れ所謂御用料理屋なるものにして、旗亭又は妓樓の設置が拓地殖民に斯く關係ありとせば、今を距る二十餘年前初めて本村に於て料理店を開きたる、鈴木多吉なるもの本村の開發に至大の關係ありといふべく、當時鈴木の開きたる料理店は其商標を曲多と稱し、川合平太郎山田福藏大崎龜太郎等相次て開業せるあり、其後幾多の變遷と幾多の迂餘屈折とを經現時に至り、料理店と稱するもの村内を通じ既に十六軒の多きに達し、藝妓酌婦の數も又本年四月末の現在に依れば二十を超過せり、斯る多數の料理店又は藝妓酌婦の中には、時に或は如何はしき行動なきにしもあらずと雖も、未だ營業停止といふが如き最後の斷案を蒙りたるものあるを聞かず、或は美人自慢に幾多の鼻下長を招き、或は料理自慢に多くの顧客を吸收する等、各自得意の方面に力を致すを以て其好む所を選み、淺酌低唱以て一夜の快を買ひ連日の鬱を散するに足るべし、左は蓋し本村料理店中の優物と稱するに足らんか

料 理 店

商 號	所 在 地	藝妓	酌婦	營 業 者	商 號	所 在 地	藝妓	酌婦	營 業 者
日出屋	美唄番外地	一	一	佐 本 友 市	丸 福 印	炭 山 市 街 地	一	一	廣 野 ソ ノ
越中屋	美唄番外地	一	三	河 合 佐 一 郎	昇 月 樓	炭 山 市 街 地	一	一	井 上 近 太
松の屋	美唄番外地	一	一	佐 藤 吉 藏	蛇 毒 屋	炭 山 市 街 地	一	一	岩 間 フ ク

(四) 藝 妓

井一格子に御神燈粹な音べに英雄の心膽を蕩かし、馥郁たる紅粉の香は幾多の粹士嫖客を酔はしむ、平家の名將景清も彼等の爲めに獄舎を破り、明治の元勳伊藤春畠公も彼等の爲めに浮身を塞し、「醉枕美人膝、醒握天下權」と謠はしむ、彼れ等の力も又偉大なりといはざるべからず、噫此名將英雄にして猶ほ且つ然りとせば、其他の俗物が彼等の一顰一笑に家産を投じ、一家離散の不幸を見る又故なきにあらずといふべし然れども退ひて其の境遇を顧みれば多少同情の點なきにあらず、三筋の糸に露命を繫ぎ恥も慮外も顧みざる袖萩其ものゝ如く、彼等は藝妓となりて父兄の急を救はんとするものあり、要するに彼等が藝妓として勤むる方法は同一にして之を自前、敲き分け、抱ひの三種に區別され自前とは獨立以て其業を營み、公課其他の経費を負擔する

と共に其收益は全部自己の有たるべく、敵き分とは藝妓屋又は料理店等に同居し、食費は主人の支給する所衣類其他は自己の負擔とし、得たる收益は之を折半又は三七に分ちて兩者に分配し、抱ひとは三年若くは五年の年期を以て幾分の前金を借り受け、衣食其他悉く主人の給するものなると共に其收入も又主人の有となり、斯くして二年三年と勤むる中紳士紳商の寵を受け、所謂家なくして玉の輿に乗るものあるかと思ひば「口の車に遂ひ乗せられて今じや妾しが火の車」と謠ひ、山と積る借金に首も廻らず徒らに年期を増すものあり、藝妓とは文字の示す如く歌舞音曲を以て酒席に侍し、客の興を助くるに過ぎず古來之を白拍子と稱せしが、世の進歩か退歩か近來之を寢子と呼び不見轉と稱するに至り、遂には淫賣婦も猶ほ且つ三舍を避くるものあるに至れり

本年四月末現在に依る沼貝村役場の營業臺帳を見るに、刻下村内に於て此業を營むもの六名にして美唄番外地に於ては、即ち獨立自營の松吉（葛國さく明治六年生）を初め、樺戸亭抱ひの吉松（中屋マツ明治十九年生）といふ中年増あり、炭山市街に於ては丸福抱ひの仙太（鈴木すへ明治十七年生）を筆頭に、曾我の兄弟ならぬ十郎（荻野鏡明治十九年生）五郎（山本フク明治二十年生）あり、名古那孝方には新潟出身の梅子（名兒那ウメ明治二十一年生）といふ新造あり、互に其技を競ひ其妍を爭ひ客の嗜好に投ぜんとしつゝあるものゝ如し、以上六名の藝妓が果して古來の白拍子なるや寢

子又は不見轉なるべきや、不粹の編者は其音容に接せざるを以て詳細を知る能はざるも、普通一時間を見て線香の二本とし此玉代六十錢を投ぜば酒席に招き得べし、纏頭等の心配は別に聞くの要なし各自の隨意に任することゝし、別嬪か劣嬪か一度行きて之を招ぎ拜見するも蓋し大なる散財なかるべし

(五) 酉 婦

酌婦とは其文字の示す如く單に酒席に侍すべき筈なるに、近來酌婦税の納入と共に娼妓に均しきものと誤解し、拘留又は罰金等の刑に處せられ可惜其身を汚すものあり、勿論彼等は毎月一圓の月税を納め何等得る所の收益なく、衣服其他化粧品等日常費す所の金額も又尠からず、斯くして樓主の負債を償却し之が経費を支持せんとす豈容易ならんや

都會に於ける高等の料理店に於ては夫れ相當の顧客あり、單に德利の運搬を爲すも多少の纏頭を投するものあるも、村落地方に於ては斯る粹客の登樓は寥々晨星の如しといふべし、斯る事情の下に所謂酌婦なるものゝ面目を保たしめんとす、是れ法の不備か社會の罪か吾人之に容喙するの資格なきも、兎に角本道に於ては彼等を呼ふに普通白首即ち後家と稱し、或る地方の寡婦が生活難より此内職を營みたるに基因せりと、是れ即ち東京の地獄、仙臺の草餅、越後の菰被り、銚子の船饅頭等と並び稱せられて有名の一に屬す、而して彼等の多くが此社會に投するの動機は藝娼妓と其趣を異に

し、自己の好んで此苦界に投するもの又は周旋屋等に欺かれ、土工が僅かの金錢を以て彼の恐るべき監獄部屋に入ると均しく、不知不識の間此境涯に落ち終生其足を洗ふの期なきに至り、習ふより慣れるの譬の如く遂には面白き娼賣なりとし、其父兄を顧みず間夫は勤めの憂さ晴らしなぞと、自分勝手の理窟を付け馬の脚や浪花節に血道を揚げ、山爲す借錢に苦むは浮氣藝妓と殆んど同一なるものあり、然れども彼等は藝妓の如く（自前其他は別とし）大なる負債あるにあらず、一度び此境涯に沈淪せんが忽ち鞍替と稱して他に轉住し、更に新なる土地に於て遊冶郎を手玉に取り山の神に乗り込むものあり、酌婦の交送頻繁なる之を以て見るも其一斑を知るに足るべし。

今試みに本年四月末現在に依る村内酌婦の状態如何を見るに、全村を通じて其數十有七名美唄市街に於ける九名を最多とし、炭山市街の七名之に次ぎ、峰延市街に至りては僅か一名に過ぎず、以上は料理店の現在數に對し甚だ過少の感なきにあらざるも、月稅一圓を納むる金箔付の酌婦に就て調査したるものにして、其最も古き開業は美唄越中屋の中川ふみにして昨大正三年二月、次ぎは同じく美唄日の出屋の長橋トヨにして同年四月の開業なり、而して其出身地の遠きは炭山佐久の家の柿本ワカにして長崎縣を第一とし、次ぎは同じく同地恵比壽亭の山口ハナにして石川縣等之に次ぎ、本道各地は勿論全國各府縣より入込み來り怪腕を揮ふの女豪には、別嬪あり、劣嬪あり、筋肉豊富白大の尻は以て濱向きとして眞價ありと云ふべく、筋肉清瘦揚柳の腰は以て

夏向きとして相當の時價を保ち、其何人が之に適合すべきか又其價格如何は天機洩すべからず、宜しく一夜の遠征に依りて之を知り得べし

商 工 機 關

(一) 商 業 狀 態

現時村内に於て物品の販賣を業とするも二百四十二にして、其他の業に從事するもの百二十二を合せ三百六十四となり、更に諸職工の五十一と行商の十三とを加ふるときは四百二十八となる、以上四百二十八の營業者が何れの方面に得意を有し活動すべきや、行商の十三は勿論概ね他村に出て、其業を營むものなれば、得る所の收益は多く他村の利益を吸收するものといふべく、殘る四百十五の中十八の旅人宿も又十中の八九は他村を得意とし、村内顧客の如き殆んど眼中に措かざるものあるを以て除き、殘る三百九十七は村内を除き他に吸收すべき得意なきものゝ如し、否啻に他より吸收すべき得意なきのみならず彼の峰延の如き、或は茶志内の如き其一部は慥かに岩見澤に出て奈井江に出つるものあり、之が爲め他村に吸收せらるゝ所の金額も又尠きにあらざるべし

今一步を譲り村内の全部が村外の供給を受けざるものと假定し、村内の商業が如何なる状態を維持すべきや昨年末の主要產物が、總計九十八万〇五百四十四圓十五錢三厘

商工機關

一三〇

の多きに達するも、該物産中には畜産又は家禽の如き年々収益を見る能はざるものあり、此金額十一万二千九十四圓九十錢と見之を控除したるの残額は、八十六万九千二百四十九圓二十五錢三厘にして内一割を公課其他に差引き、殘る七十八万二千三百二十四圓三十二錢八厘を三百九十七の營業者に配當すれば、一戸平均千九百九十五圓十七錢九厘となり其二割を營業者の純益とし、一戸平均三百九十九圓二十五錢八厘に該當し頗る多きが如きも、昨年の米收一万八千八百六十八石八斗四升之を村民の常食と見て、此金額十九万八千五百四十九圓三十二錢は商家の手に入らざるものとし、之を差引くときは五十八万三千七百七十五圓〇一錢八厘となり、更に之を三百九十七に配當すれば一戸平均千四百七十圓十六錢六厘、此二割が村内營業者の純益とし平均二百九十四圓〇九錢三厘に當るも、該金額が多く村内營業者の手に入り他に吸收せられざるものにあらず、況んや農家の多くは貯金其他の方法に依り年々多少の蓄積を爲すに於てをや、斯る状態の下に三百九十七の營業者が生存競争を爲す豈容易ならんや。然れども本村には千六百八十四の専農家と五百三十八の兼農家とあり、實際農業に從事せざるもの百七十六戸にして多くは俸給に衣食するもの、又は礦業に從事するものにして三百九十七の營業者も多少の耕作を爲しつゝあり、商業専門なるもの至りては殆んど届するに足らずといふべし、故に本村の商業家が比較的の社會公共の概念に乏しく、多く散じ多く集めんよりは寧ろ散ぜざるもの優れるに如かすとし、退嬰以て自己

の小慾に吸々とし大勢の如何を顧みざる之が爲めといふべく、今や炭礦の發展と共に各地より入込み来る行商の爲めに躁躪せられ、本村商業家の収益は之等の爲めに大半を失ふるに至るべし、具眼者は宜しく守舊の夢を覺まし他より得意吸收の策を講ずるは、啻に自家の利益たるのみならず村發展の第一策といふべし

主なる商業家

商標	營業種目	營業者	所在地	商標	營業種目	營業者	所在地
丸今印	荒物酒醤油	今澤安橋	美唄二六	山口印	小間物履物	高井清	炭山市街
丸本印	金物吳服類	池村安左工門	峰延市街	大中印	金物寶藥類	田中晏	炭山市街
丸井印	荒物煙草類	池田武美	美唄市街	曲五印	吳服荒物類	武都安太郎	美唄市街
丸正印	荒物雜貨類	橋本正勝	字光珠内	曲長印	雜穀肥料類	谷口松太郎	美唄市街
一の印	小間物吳服	坂東浩一	炭山市街	丸中印	書籍小間物	田岡仁三郎	美唄市街
丸新印	荒物雜貨類	奥山奈良藏	美唄市街	丸大印	荒物小間物	長田久治	炭山市街
曲大印	荒物雜貨類	坂東元治	炭山市街	山ト印	荒物菓子類	中野寅次郎	美唄市街
曲岡印	小間物雜貨類	尾崎元治	美唄市街	丸吉印	雜穀肥料類	野村甚太郎	炭山市街
曲元印	米穀金物類	岡田善吉郎	美唄市街	山又印	荒物酒醤油	山本庄八	美唄市街
三共印	荒物乾物類	渡邊善作	炭山市街	丸ア印	吳服太物類	藤井龜三	美唄市街
曲力印	荒物小間物	川底三次郎	美唄市街	吳服荒物類	是安修一	峰延市街	美唄市街
丸紀印	荒物煙草類	吉田庄七	美唄市街	米穀雜貨類	古野浅次郎	字盤ノ澤	峰延市街

丸三印	荒物雜貨類	近藤たね	美唄市街	丸み印	荒物小間物	三原コウタ	美唄市街
曲井印	米穀荒物類	海老名廣吉	峰延市街	丸三印	荒物雜貨類	宮崎友次郎	峰延市街
一	雜穀肥料類	栗野佐吉	美唄市街	九三印	吳服太物類	島野政吉	美唄市街
丸中印	吳服荒物類	木村城	美唄市街	山六印	荒物雜貨類	品田六造	峰延市街
山長印	荒物醬油類	甲	美唄市街	山門印	荒物雜貨類	門田七松	美唄市街
丸ト印	吳服古着類	マツ	炭山市街	丸モ印	荒物野菜類	諸橋濤助	美唄市街
						字光珠内	

備考 美唄炭山に櫻井商會なるものあり櫻井良三の經營する所、木材部、土木建築部、農場部、保險部、魚菜購販部、運送部、新聞販賣部等に分ち營業しあるも、之を純然たる商業又は工業と區分し得す故に之を掲入せず

(二) 工業状態

昨大正三年度に於ては前年の凶作に依り之が救濟策として、道路其他の工事を施行したるの外藁細工等を奨励し、草履其他草鞋等を合せ此工費三千六百十一圓三十四錢となり、村民中生糸又は織物等の工藝品を製造するものあるも、其總額僅々三百二十餘圓にして一家の收入たるに過ぎず、以上は副業として眞の工業家なりといふを得ず、果して然らば如何なるものを以て眞の工業家なりとせんか

現時村内に於ける工業家なるもの寥々晨星の如く、請負其他の業に從事するもの又は諸職工の五十一を除き、其多くは石油發動機其他輕易の方法に依りて、精米製粉等の貢搗販賣を營むに過ぎず、其規模比較的大なるものは昨大正三年七月の設置に係る、

飯田炭礦主飯田延太郎の經營せし木挽工場にして、創立日猶ほ淺きを以て一ヶ年の成績を見る能はず、該炭礦共に近く三菱合資會社と賣買の契約成れりと聞く、今後如何に發展すべきかは未定の問題に屬するも、之等は村内商業家と均しく村内の需用を充足に過ぎず故に其得る所も又前項商業狀態の計數と大差なきが如し而して茲に請負業と稱するもの村内を通じて三名の從業者あり、加ふるに半商半工の洋服店（美唄二戸、炭山一戸）三戸あり、寫眞の撮影時計の修繕等に從事するもの兩市街に各一戸あるも、何れも規模小にして啻に村内の需用を充たするのみならず、尠しく高價なる請負其他の工事に至りては他村の侵入する所となり、其收益の大半は之等の爲め吸收せらるゝ現状を呈せんとす、當業者は緊褲一番以て斯業の發達を圖らざるべからず、本年四月末日沼貝村役場の營業臺帳に依る諸職工の内譯左の如し

諸職工内譯表

大正四年四月現在

地名	大工	建具	石工	鍛冶	屋根	桶職	疊職	武力	菓子	木挽	計
美唄市街											
峰延市街											
炭山市街											
其 計 他											
一〇三一四	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二四一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五二九	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二三九	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
元	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

備考 本表は其製造所を有すると否とに拘はらず職工全部を計上せり、而して金物製造とあるは便宜鍛冶職の中に計入せり

結論

一望際涯なき茫茫たる未開の原野も僅々二十餘年の間に於て、斯る偉大の進歩發達を來たし將來猶ほ發展の餘地存するものあり、村民須く華胥の夢より覺め之に應ずるの覺語なかるべらず、區々たる感情の爲めに支配せられ兄弟内に争ひ外其侮を招き、徒らに村勢發展の機を逸するが如きは男子の大に慎むべき所、殊に村公職の地位にあり村民の利害休職を双肩に擔ふものをや。

凡ろ人の世に起ち事を爲す多少の欠點あらざるなきは勿論、自己の精神自己の行爲も猶ほ且つ自己を満足せしめるものあり、況んや他人の行動を以て自己を満足せしめんとする如きに於てをや、夫れ之がため其人を斥けんとし種々の術策を弄して争ふ、敢て不可なしと雖も一旦事定まるの後に於ては釋然として融和し、昨日の敵は今日の味方となり相共に手を把て村勢の發展に貢献し、捲土重來の餘力を養ひ更に再戦の機を待つの量なかるべからず、勝敗既に決し大勢定まるの後に於て女々しくも猶ほ此爭を繼續し、平地に風波を起すが如きは所謂喧嘩過ぎての棒千切りたるの類にして、村勢の發展上百害ありて一利なきや智者を俟て後知るにあらず、苟も普通の常識を具ふ

るものゝ知るべき所知りて猶ほ之を敢てす、村公職を濫用し自己の私憤を洩すといふも何等の辭なかるべし、宜しく茲に從來の惡感を一掃し共同一致の美風を養成すると共に、村民又此心を以て村勢の發展に盡すは自家の繁榮策なることを知り、社會公共の爲めには大に散じ大に聚むるの工風を爲さざるべからず、自家の商業其他に就ては開業何周年の記念として之を祝するも、開村何周年の記念は措て之を顧みざる如き忠實なる村民の行爲といふべきか

思ふに本村の發達は南より北に進み更に東西に波及するものあり、峰延地方の如きは元市來知村戸長役場に近く岩見澤町の一部に屬し、農商業者の移住者も又他の三字に比較し渺しく早きものありと雖も、要するに本村の設置及其開發は屯田兵の移住に始まるを以て、勢ひ之を基礎として茲に筆を執るの相當なるを信ずるものあり、是れ本書の沿革に於て如上の事由に基き記述せる所以にして、今後發展の餘地あるべき東西兩方面の狀態如何を見るに、東方一帶無限の礦脈に富み礦業の發展圖るべからざるものあり、西方一万町餘の不毛原野は近く石狩川の左岸灌漑溝の施設に依り、農業の發達驚くべきものあると共に商家も亦其潤澤に浴し、大に發展の機運將さに到來せんとするの今日斯くの如き眼孔を以て、將來猶ほ此競爭場裏に起ち最後の優勝者たらんとす、果して能く之を望み得べきか村民たるもの更に遠大の活眼を開き、將來の村勢如何を顧み以て村百年の長計を講じ之に備ふるは、啻に本村の利益たるのみならず又以

て村民各自の利益たりといふべし

沼貝村史終

跋

天下有歴史、町村豈無歴史乎、是不變之確言也、町村歴史也單而本也、天下歴史也復而末也、語曰物有本末、事有終始宜矣哉、苟先其所可本而會萃其品類而煥發其精髓而復未天下之史始可尙也

若夫欲天下歴史完璧者、不可不思町村歴史精緻也、凡歴史也者不問其何種、必究既往、

知現在、以不可不爲企圖將來之針度也、畏友大枝連城氏曩日著最近之砂川、今復有此著、而確調精查細大不洩、真謂欲知沼貝村落之史實者好指針好伴侶敢非溢美也、吁一人之手而編兩史、其刻苦勵精蓋國家的感念所發、誰有不表感謝之誠意者乎哉

雖然兩村之在於本道也、猶孤舟之於大洋、本道之在於天下也、猶粟粒之於鴻倉也、君以淵博之識剛健之筆、誌區々兩村市井之事、未足以盡其長技也明矣、方今寰宇交通往還至便、君他日縱遊中外、周訪列邦、足跡所達、視其風雲變幻波濤洶湧山奇海怪與政令民俗、苟所見聞、列誌其事實、以爲万人有用之大著、則生平之抱負展渴無復餘濡矣、姑錄而期待于後年云爾

大正乙卯秋七月

辱知山本火箭堂

跋文

肥 雜
料 穀
商

⑤

谷 口 松 太 郎

空知郡沼貝村字美唄

迅速丁寧

鐵道船舶

貨物取扱



山田運送店

北海道空知郡沼貝村美唄停車場前

電略(ヤマタ)又ハ(ヤ)

蠶種製造販賣廣告

一種類 一化性 又昔 青熟

一代價

普通製全面付一枚金壹圓貳拾錢

本館製造ノ蠶種ハ其原種一館員一種以上ノ

飼育ヲナサズ種類混同ノ恐ナク飼育容易也

空知郡美唄

北蠶館 岡本榮二郎

委託製絲及製綿等傳習ノ依頼ニ應ス

強 勉

今

旅 館

館主 下村卓爾

石狩美唄市街地

海陸貨物
取扱業



東野運送店

店主 東野榮太郎

又ハ(ヒ) 電略(ヒカ)

北海道空知郡沼貝村
字美唄美唄停車場前

商 料 肥 穀 雜 米

號  商

店 商 村 野

地街市唄美國狩石

其官米

他製穀

各 煙 雜

種 草 貨



古野商店

店主 古野淺次郎

石狩國美唄盤の澤

露光量違いの為重複撮影



君郎太吉林家志篤るたれらせ迎歡を行發の書本

吳服太物
小間物類

美唄炭山市街地二條通り

中 中野寅次郎

吳服太物
和洋小間物

美唄炭山市街地二條通り

白田勝次郎

露光量違いの為重複撮影



君郎太吉林家志篤るたれらせ迎歡を行發の書本

吳服太物
小間物類

美唄炭山市街地二條通り

中野寅次郎

吳服太物
和洋小間物

美唄炭山市街地二條通り

白田勝次郎

附 錄

沼貝地主人名錄

(大正四年四月現在)

住 所	反 别	姓 氏	名
光珠内六番地	六・六六二〇	稻 埴 元	則
光珠内二六番	九・三三一〇	石 川 長	吉
光珠内番外地	六・〇三一九	井 山 喜	三 郎
光珠内六五二	一・九・四五二	市 川 す	へ の
茶志内十八番	一・三・六五一七	入 谷 萬	作
茶志内八一番	五・〇〇〇〇	稻 田 越	吉
茶志内百十番	五・〇〇〇〇	稻 文	七
美唄七十六番	八・五五一〇	稻 橋 吉	次
美唄一二一番	七・三三一	峰 延 三	號 線
美唄番外地	九・九一三	光 珠 内	峰 延
美唄内大曲	六・六六二〇	美 唄 美 培	農 場
美唄一三三番	五・一六〇三	光 珠 内	峰 延
美唄沼ノ内	一・四・一六二〇	峰 延 原 野	五 線
美唄一ノ澤	五・五一三	茶 志 内	高 島 農 場
住 所	反 别	姓 氏	名
光珠内大曲	二・四・九六三五	稻 井 佐 代	太
光珠内無番地	六・一〇二七	五 十 嵐 甚	造
光珠内峰延	八・六九二九	池 村 安 左 衛 門	
茶志内原野	二・六五〇七	岩 城 澄 次	郎
美唄練兵場	一・二・〇〇〇〇	伊 藤 勇	次
美唄内三五二	五・二六〇八	池 本 實	次
美唄番外地	一・〇・五三一六	市 川 久 一	郎
峰延三號線	一・一・一三三五	岩 城 澄 吉	藏
光珠内大曲	七・八三一〇	井 上 善 五	郎
光珠美培農場	九・三四一五	岩 城 與 三	松
峰延原野五線	五・五六一〇	井 上 信 藏	
茶志内高島農場	七・三九〇八	稻 埴 長 太	郎
住 所	反 别	姓 氏	名
光珠内大曲	一・七・〇五一五	稻 埴 長 太	郎
光珠内無番地			
光珠内峰延			
美唄内大曲			
美唄沼ノ内			
美唄一ノ澤			

附

錄